673.7-Sh96ウ
1200500750328
6737
6

業界

整備要綱解説

附・小賣業整備關係全法令

經營研究會編

◇小賣業はどう整備されるか

◇轉廢業者の資産評價はどう變ったか

大同書院刊

始

673.7
SH96

商工經營研究會編

問答式

小賣業整備要綱解說

大同書院發兌

問答式　小賣業整備要綱解説目次

小賣轉廢業者の資産新評價問答

一、大東亞戰爭と企業整備とはどんな關係があるのですか……一
二、中小企業は何故整備されねばならないのですか……五
三、企業整備に關する政府の對策はどう定められて居りますか……一三
　(イ)轉失業應急對策
　(ロ)中小商工業に對する對策
　(ハ)經濟新體制確立要綱
　(ニ)中小商工業者の整理統合竝に職業轉換に關する件
　(ホ)中小商工業再編成協議會要綱
　(ヘ)小賣業整備要綱
四、小賣業はどう整備されるのですか……三一
五、小賣業整備の目標はどこに在るのですか……三九
六、小賣業の整備はどんな方法で行はれるのですか……四〇
七、小賣業整理統合の基準はどう定められて居るのですか……四二
八、小賣業と産業組合其の他の農林水産團體及百貨店等の關係はどうなりますか……四八
九、小賣業整備の基礎要件はどう定められて居りますか……四八
一〇、轉廢業者はどんな條件に依つて決定されるのですか……五六

一一、轉廢業者の就職はどうなるのですか……五六
一二、轉廢業者の生活はどうなるのですか……五八
一三、轉廢業者にはどんな施設が設けられて居りますか……六〇
一四、國民勤勞訓練所はどんなことをするところですか……六一
一五、國民職業指導所はどんなことをするところですか……六二
一六、國民更生金庫はどんな仕事をするところですか……六三
一七、轉廢業者は國民更生金庫から資金の借入をするにはどうすればよいのですか……六七
一八、同業者團體への共助資金はどう貸付けられるのですか……七一
一九、政府から轉廢業者への共助金はどの位補助されるのですか……八〇
二〇、共助資金の借入利子は補給されるのですか……八二
二一、租稅はどう減免されるのですか……八二
(イ)法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依る事業統制上爲す合併又は解散を爲す場合の清算所得に對する法人稅の輕減
(ロ)命令を以て定むる法人が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて其の事業に屬する設備又は權利其の他を出資又は讓渡を爲したる場合の計算上の特例
(ハ)命令を以て定むる法人が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて事業統制の必要上合併又は解散したる場合の株主又は社員の受ける利益配當に對する所得稅の輕減
(ニ)法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて個人が事業の統制のため營業の全部又は大部分を廢止したる場合の所得稅又は營業稅の減免
(ホ)法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導又は斡旋に依つて合併又は解散したる法人又

は個人の使用人が受くる俸給、給料、賞與又は此等の性質を有する給與を支給する場合の所得稅の減免
(ヘ)企業統制の必要上行ふ登錄の場合の登錄稅の輕減
(ト)甲法人が國家總動員法其の他法令に基いて爲す合併に因りて消滅する場合の清算所得稅の賦課
(チ)法人の爲したる寄附金の取扱方
二二、轉廢業者は其の他どんな職業に轉換出來ますか……九四
(一)軍需產業
(二)生產力擴充產業及び附帶產業
(三)滿洲開拓民(中小工業開拓民を含む)
(四)支那、南洋その他海外への移住進出
(五)農業生產力の擴充
(六)國防上必要な土木事業
二三、中小商工業再編成協議會はどんな仕事をするのですか……九六
二四、國民更生金庫引受資產等の評價方法基準はどう定められて居りますか……一〇〇
一、國民更生金庫引受資金等の評價方法基準
第一、總則
第二、土地及建物の評價
第三、機械、設備、工具、什器の評價
第四、原料、商品等の評價
第五、無體財產權、債權等の評價
第六、有價證券の評價

二、土地及建物の評價基準
三、機械業者の資産評價基準
四、アルミニウム加工工業者の資産評價基準
五、織布業者の資産評價基準
六、旅客自動車運送事業者の資産評價基準
七、莫大小編成業者の資産評價基準
八、染色整理業者の資産評價基準
九、生絲製造業者の資産評價基準
一〇、ゴム製品製造業者の資産評價基準
一一、製革業者の資産評價基準
一二、硝子業者の資産評價基準
一三、菓子製造業者の資産評價基準
一四、米穀販賣業者の資産評價基準
一五、石油販賣業者の資産評價基準
二五、企業整備令の内容はどう定められて居りますか……一二五
二六、企業整備と企業許可令とはどんな關係がありますか……一三〇

（附　錄）

小賣業整備ニ關スル關係法規

一、小賣業ノ整備要綱（昭和十七年五月十二日一七振第二九六九號）……一三五
二、（イ）企業整備令（昭和十七年五月十三日勅令第五〇三號）……一四〇
（ロ）企業整備令施行規則（昭和十七年五月十三日商工、大藏、陸軍、海軍、司法、農林、遞信、厚生省令第一號）……一四六
（ハ）國家總動員法ニ基ク勅令ニヨル財團等ノ登記ノ手續ニ關スル件（昭和十七年五月二十日司法省令第四十五號）……一五三
三、（イ）産業設備營團法（昭和十六年十一月二十五日法律第九十二號）……一五四
（ロ）産業設備營團法施行期日指定ノ件（昭和十六年十二月二日勅令第千四十五號）……一六〇
（ハ）産業設備營團法施行令（昭和十六年十二月二日勅令第千四十六號）……一六〇
（ニ）産業設備評價委員會官制（昭和十七年三月六日勅令第百四十一號）……一六五
（ホ）産業設備營團法中改正（昭和十七年六月二日法律第八十五號）……一六六

四、（イ）國民更生金庫法（昭和十六年三月五日法律第四十二號）……一六八
改正（昭和十七年二月二十三日法律第六十八號）
（ロ）國民更生金庫法施行期日ノ件（昭和十六年六月二十八日勅令第七三十號）……一七四
（ハ）國民更生金庫法施行令（昭和十六年六月二十八日勅令第七百三十一號）……一七四
（ニ）國民更生金庫法施行規則（昭和十六年六月三十日大藏省令第三十四號）……一七九
（ホ）國民更生金庫定款……一八〇
（ヘ）國民更生金庫ノ業務執行方針ニ關スル件
（昭和十六年三月二十六日藏銀第八二三號大藏省銀行局長商工省振興部長ヨリ通牒）……一八四
（ト）財團法人國民更生金庫の業務方針……一九〇
（チ）轉廢業者資產評價委員會官制（昭和十六年二月八日勅令第百二十一號）……一九一
（リ）轉廢業者資產評價委員會官制第五條第二項ノ規定ニ依リ轉廢業者資產評價地方委員會ノ委員ノ定數（昭和十六年二月十日商工省告示第百五號）……一九三
（ヌ）國民更生金庫登記取扱手續（昭和十六年六月三十日司法省令第六十六號）……一九三

（ル）國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍竝ニ同金庫ノ引受資產ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍ニ關スル件
（昭和十六年九月八日藏銀第二九二九號大藏省銀行局長商工省振興部長ヨリ各地方長官宛通牒）……一九四
（ヲ）國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準……一九六
（ワ）國民更生金庫業務方法書……一九八
（カ）繫資金融通業務方法書……二〇一
（ヨ）轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱……二〇二
（タ）中小商工業再編成協議會要綱（昭和十七年二月二十三日一七振第一一七五號）……二〇四
（レ）中小商工業再編成費補助實施要綱（昭和十六年十二月五日地方長官宛商工次官通牒）……二〇五
六、（イ）臨時租稅措置法（拔粹）……二〇七
（ロ）臨時租稅措置法施行規則（拔粹）……二〇九
七、轉廢業者ノ資產引受並ニ資金借入ノ申込等ニ關スル件
（昭和十六年八月八日附一六振興第二〇三二號商工省振興部長ヨリ大阪府知事宛）……二一二
八、繫資金借入申込書雛形……二一二

九、稅務署へ提出ノ廢業屆雛形……二二三
一〇、企業許可令ニ依ル事業廢止報告雛形……二二六
一一、東部國民勤勞訓練所要項……二二七
一二、國民職業指導所一覽表……二二九

—目　次—終—

小賣轉廢業者の資産新評價問答

一、小賣業者の資産新評價基準はどうして定められたのですか

從來小工業者の資産評價については所謂一般原則たる國民更生金庫引受資産等の評價方法基準に依つて之を評價することに定められて居つたのでありますが、此の一般原則は主として設備並に營業權等に重點を置いて立案されたものでありますから有形固定資産の比較的尠い小賣業者にとつては此の基準を其の儘適用するに至りては必ずしも有利なる評價を爲し得ないのであります。之が理由とするところは小賣業の純利益の計算が困難なると共に純利益算出に當り營業利益から經費と自家勞力を差引かなければならないのでありますが、この自家勞力（主人並に家族の勞力）の評價が極めて固難だからであります。

我國の中小商工業企業整備の最大難關は小賣業者の數が極めて多く、又其の業態も複雜多岐を極め、之が評價の實務に於ても非常なる時間と手數を要するがため、資産處分の急速なる解決を必要とする轉廢業者の要望に副ひ得ない憾があつた實情に鑑みまして、玆に小賣業者に有利な然も簡易迅速なる評價基準を作成することが企圖されたのであります。今度の新基準評價額の立案については學界の專門權威者數名が參畫したる他、各種小賣業界の代表者を首めとし、商工會議所、商業組合中央會等を以て組織せられて居る小賣業專門委員會に於て愼重に檢討の上、成案を得たるのもを

九月十五日の轉廢業者資産評價中央委員會一般部會に附議正式に決定せられたるものを採擇し商工省に於ては去る廿一日企業局長名を以てこの旨を各地方長官宛通牒することになつたのであります

二、地方長官への通牒内容はどんなものですか

轉廢業者の資産新評價基準について企業局長から地方長官へ通牒せられたる要旨は、小賣轉廢業者の資産に對しては、原材料、手持商品並に土地建物、電話其の他の營業用什器等は大體從來の國民更生金庫引受資産等の評價方法基準並に土地及建物の評價基準に依ることに定められて居るのであります。

新評價基準に於て最も特色とするところは營業用什器（特定したるものに依る）以外に飾窓、來客用造作什器等についても、各業態別に賣上實績に應じて明確なる評價額が定められたことであります。新評價基準は從來の如く過去三ヶ年間の純益の一ヶ年平均を採り、之を一割還元（十倍）する評價方法を廢して賣上高を中心として基準評價額を定める方法を採用したるため從來よりも極めて簡易にして然も轉廢業に對しても有利な評價が行はれることとなつたのであります。茲に於て今日まで遲々として進展を見るに至らなかつた小賣業者整備の問題も、漸次進捗するものと期待せられて居るのであります、之が基準要旨は大體次の如くであります。

國民更生金庫が小賣業者にして轉廢業を爲すものの資産の管理處分の引受を爲す場合に於ける評價額竝に組合及其他の同業者、團體等に於て共助の精神に依つて轉廢業者の資産を引受る場合に於

ける評價額は別に定むる場合を除くの外は新評價基準に依つて之を爲すこととなつたのであります

而して原材料、手持商品及營業用什器等の評價は原則として原材料及手持商品は時價（小賣實賣價格）營業用什器等の中、電話、金錢登錄機、金庫、自轉車、オートリヤカー、貨物自動車、其の他の車輛、計量器、冷藏庫、マネキン人形、營業用ミシン、自轉車修繕用工具、眼鏡加工用器具、檢眼器、ラジオ試驗用器具は時價、其の他一般營業用什器は新に定められたる賣上高に對する基準評價額に依ることとし之が賣上高は最近の過去三ヶ年間に於ける賣上高の一ヶ年平均額に依るものとするも、右の評價額は昭和十六年一月一日以降開業したるものに付ては其の一割を控除したる額に依ることに定められたのであります。從つて「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」第一總則第三號【（當該營業の純益額を年一割の利率（別に定むる場合は其の利率に依る）を以て還元したる金額）總營業價額が當該營業を組成する各資産に付前號に依り算出したる評價額の合計額を超ゆる場合には右超過額を前號に依る各資産の評價額に按分加算するものとす、前項の純益額は當該營業の總收入金額より必要なる經費（自家勞力の評價額を含む）を控除したる金額に依るものとし轉廢業直前三ヶ年間の平均に依り之を算出す、第一項の金額（總營業價額）にして著しく不適當と認めらるる場合に於ては營業の種類、地方の實情等を斟酌して適宜之を變更することを得るものとす）】に依る總營業價額の算出は新評價基準に於ては之を爲さざることとなつたのであります。

三、小賣業者の資産新評價基準はどう適用されるのですか

從來の小賣業者の資産評價基準は、國民更生金庫引受資産等の評價方法基準第一總則

（國民更生金庫が商工業者にして轉廢業をなすものの資産の管理處分の引受を爲す場合に於ける評價額竝に組合、同業者團體、存續企業又は合同企業に於て共助の精神に依り轉廢業者の資産を引取る場合に於ける評價額は別に定むる場合を除くの外本基準に依り之を定むるもの とす、商工業者以外のものにして轉廢業者以外のものにして轉廢業を爲すものの資産の評價に付では右基準に準ずるものとす）

を準則として定められたのでありますが、今度新に設定せられたる小賣業者の資産評價は國民更生金庫が小賣業者にして轉廢業を爲すものの資産の管理 處分の引受を爲す場合に於ける評價額竝に組合及其の他の同業者團體等に於て共助の精神に依つて轉廢業者の 資産を引取る場合に於ける評價額は別に定むる場合を除くの外は今度定められたる新基準に依つて之を爲すものとすることに定められたわけであります。

三、原材料及手持商品はどう評價されますか

原材料及手持商品については從來に於いても原則として時價（小賣販賣價格）を以て評價せられたのでありますが、今度の新評價基準に於ても原材料及手持商品は時價（小賣實賣價格）に依つて評價せられることになつて居るのであります。即ち公定價格のあるものは㊀、協定價格のあるものは㊁、九・一八價格停止令に依るもの㊂の夫々の價格で以て買上げられることとなるわけであります。尤も疵もの、ローズものは地方物價査定委員會で實際販賣價格を限度として之が減額査定せられることになつて居るのであります。

四、土地及建物はどう評價されますか

土地及建物は從來通り國民更生金庫引受資産等の評價方法基準 第一總則の二(イ)に依つて時價を以て評價せられること從來と全く同樣であります。（詳細 本文一一〇頁、參照）

五、電話、金錢登錄器、金庫、自轉車、自動自轉車其の他營業用什器はどう評價されますか

電話、金錢登錄器、金庫、自轉車、オートリヤカー、貨物自動車其の他の車輛、計量器、冷藏庫マネキン人形、營業用ミシン、自轉車修繕用工具、眼鏡加工用器具、檢眼器、ラジオ試驗用器具等の目星しい營業用什器は總て單獨に時價に依つて評價せられることになつたのであります。茲に注意を要することは上記の營業用什器は當局に於ては制限列擧主義の樣でありますから右以外の所謂

營業用造作什器の一切は營業權的要素を含めて各業種別に小賣業者の賣上高に依つて評價せられることとなつたのであります。

六其の他營業用造作什器(造作代のみ)はどう評價されるのですか

曩にも述べたる如く、從來小賣業の資産評價は中小商工業者の轉廢業に於ける資産評價の一般的原則たる「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」で評價することとなつてゐたのであります。從つて小賣業の場合にも暖簾代は過去三ケ年の純益の一ケ年平均額を一割で還元した額、即ち十ケ年分といふことになつてゐたのであります。ところが今回新たに小賣業專門の轉廢業資産評價基準が決定されたのは右の一般原則が大體設備に重點をおいて立案された關係上いはば工業者に都合がよく出來てゐて有形固定資産の比較的少い小賣業者にこれを適用すると必ずしも有利な評價をなし得ないのと小賣業者の數が極めて多くその業態は複雜多岐なると共に小賣業の總利益は經費と自家勞力即ち生活費の和よりなつてゐる關係上純益の算定は頗る困難なるため實際これを評價する上において非常な手數と時間を要し從つて資産處分の急速な解決を必要とする轉廢業者の要望に副ひ得ないといふので小賣業者の主なる營業用什器(例へば電話、金錢登錄機、金庫、自轉車、オートリヤカー、貨物自動車其の他の車輛、冷藏庫、マネキン人形、營業用ミシン、自轉車修繕用工具、眼鏡加工用器具、檢眼器、ラジオ試驗用器具)の他さらに一般營業用造作、什器—いはゆる造作代のみ(つま

り引越したあとに殘るものでたとへば呉服店では陳列棚、來客用椅子魚屋では調理臺等)についても營業權的要素を含めて各業種別に小賣業者の賣上高(過去三ケ年の平均賣上高)で評價することに改められたのであります。即ち一定の賣上高さへあればそれに對應する評價額が必ず出てくる建前でありましてこの點は本基準の最も特色的なものと謂はれて居るのであります、尤も茲に注意を要することは昭和十六年一月一日以降に企業許可令の施行を見越して廢業したものは右の評價方法によつて算出した額から一割を減ずることに定められて居ることであります。而して賣上高に對する新基準評價額の定められて居る業種は次の三十種類であります。

呉服、洋服、婦人子供服、既成服、夜具蒲團、洋品雜貨、家庭金物、貴金屬時計眼鏡、寫眞機、ラヂオ電機具、自轉車、陶磁器、硝子、靴、鞄、小間物化粧品、藥化粧品、紙文房具、書籍雜誌、玩具、家具、履物、荒物雜貨、菓子、乾物、酒類、魚、食肉、蔬菜果實、よろづ屋

而して卅業種中の酒類商には味噌、醬油、清涼飲料商が含まれてゐるのでありますが之は酒店で右の販賣を兼ねるものが大部分であるからであります。決定を見た業種および基準評價額は上に述べたる如く大體小賣業はこれに網羅されてゐる樣であります。尙ほ小賣業者が實際轉廢業した際に得られる金額は、要するに上記に依り定められたる賣上高に對する基準評價額に原材料、手持商品の時價、(小賣實賣價格)土地建物の時價、營業用什器の時價に依り評價されたる額の總和となるわけであります。

七、小賣轉廢業者の資産評價はどう計算されるのですか

曩にも述べたる如く小賣業整備を促進する新評價基準は、原材料、手持品、土地及建物に目ぼしい營業用什器（例電話、金庫等）など、それ〴〵評價規定を設けたるものの他飾窓、陳列などの一般營業用造作、什器はこれを一括して店の賣上高によつて評價されることになるのでありますが、以上の計算方法に依れば從來より著しく評價方法が單純化され業者に有利となるわけでありまして各業種とも大體業者の約七〇％を占める標準賣上高に對する基準標價額を定め、これを標準として賣上高がこれ以下の經營については按分比例を以て基準評價額を決定し、賣上高が右の標準賣上高以上に達するもの〻基準評價額は正確な按分比よりも幾分增加率を遞減せしめてゐるのであります。例へば手持品（五千圓）土地建物（二萬圓）營業用什器（三千圓）の他に賣上高三萬五千圓の呉服商を例にすれば右の營業用造作什器の基準評價額計算は先づ第一に賣上高が三萬五千圓でありますから、三萬圓の基準評價額を求むれば之は三千七百五十二圓となりますが、之は次の如き算式となるわけであります。

（註）呉服商特廢業者の營業用造作什器の基準評價額

賣上高	基準標價額
一、〇〇〇圓	一三四圓
二、〇〇〇	二六八
三、〇〇〇	四〇二
五、〇〇〇	六七〇

七、〇〇〇		九三八
一〇、〇〇〇	一、三四〇	
二〇、〇〇〇	二、六八〇	
◎ 三〇、〇〇〇	三、七五二	
五〇、〇〇〇	五、八九六	
七〇、〇〇〇	八、〇四〇	
一〇〇、〇〇〇	一一、二五六	
一五〇、〇〇〇	一六、六一六	
二〇〇、〇〇〇	二一、九七六	

算式

賣上高 35.000圓（三ヶ年間＝於ケル一年ノ平均額）

30.000圓＝對スル基準評價額 3.752圓

5.000圓＝對スル基準評價額 625圓 $\left(5\,000 \times \frac{3.752}{30.000} = 625\right)$

三萬五千圓ノ賣上高＝對スル基準評價額 4.377圓

手持品評價額 5.000圓

土地建物 〃 20.000圓

營業用什器 〃 3.000圓

或轉廢業者ノ總資産評價額 32.377圓

八、賣上高に端數を生じた場合の計算はどうなるのですか

賣上高に端數を生じたる場合の計算方は其の端數を基準賣上高を除したるものに基準評價額を掛

算して算出することになつて居るのであります。（例へば洋服商の場合賣上高を一萬八千圓とすれば次の如き算式となるのであります。

賣上高　18.000圓

賣上高10.000圓＝對スル基準評價額　1.564圓

8.000圓　〃　＋ 1.251.20　（8.000 × 1564 / 10.000 ＝1 251.20）

18.000圓＝對スル基準評價額ノ合計　2.815.20円

要スルニ次ノ如キ公式トナルノデアリマス。

A（端數）× 基準評價額 / 賣上高 ＝ B（端數額ノ評價額）

（註）洋服商

賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	一七〇圓
二、〇〇〇	三四〇
三、〇〇〇	五一〇
五、〇〇〇	八五〇
七、〇〇〇	一、一五六
◎一〇、〇〇〇	一、五六四
二〇、〇〇〇	二、九二四
三〇、〇〇〇	四、二八四
五〇、〇〇〇	七、〇〇四

九、賣上高はどう査定するのですか

造作、什器其の他營業權を含む賣上高の算定に對する當局の査定基準は大體稅務署又は其の他の徴稅官公署の調査を基礎として査定する方針であります。業者の申告、組合の調査等に據るべきものがあるときには之をも勘案して査定することは勿論であります。

一〇、一業者が二以上の業種に亘る商品を扱ふ場合に於ける賣上高はどう計算するのですか

一業者が二以上の業種に亘る商品を取扱ふ場合に於ける賣上高計算の當局の取扱方は大體其の業者の取扱ふ商品別に賣上高を決定し夫々の基準評價額を適用する樣指示して居るのであります。

一一、小賣業と卸賣業を兼業する場合の賣上高の決定はどうなりますか

一業者が小賣業と卸賣業とを兼業する場合に於ける賣上高決定の取扱方は小賣業部門の賣上高を分離して之のみを評價することになつて居るのであります。

一二、修繕の加工を伴ふ業種の賣上高決定はどうなりますか

修繕、加工を伴ふ業種に對する修繕料及加工料等の取扱方は之を賣上商に加算することを許されて居るのであります。

一三、營業用資産の總額が三百圓に滿たない場合はどうなりますか

營業用資産の總額が三百圓に滿たない場合に於ける取扱方は從來と同樣「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準第一總則第四號」に依つて當該營業を主たる生計の資と爲す場合（從つて副業的なものは除かれる）に限つて三百圓を限度とし之を評價額とすることに定められて居るのであります。

一四、酒類商の中にはどんなものが含まれるのですか

今回指定せられたる業種の中酒類商の中には大體酒の他味噌、醬油、調味料及清涼飲料水等が含まれることになつて居るのであります、從つて此等の取扱を業とする者はこの中に包含せられることになるわけであります。

一五、店舗を有しない外賣業者はどう取扱はれますか

店舗を有しない所謂外賣業者に對しては大體手持商品を別として其の賣上高の最近の過去三ケ年間に於ける賣上高の一ケ年平均額に依る業種の指定基準評價額を適宜減額されたものが其の評價額とされることになつて居る樣であります。

一六、昭和十六年一月一日以降の開業者はどの位減額されるのですか

企業許可令の發動を見越して開業したる者即ち昭和十六年一月一日以降開業したるものに付ては賣上高（最近の過去三ケ年間に於ける賣上高の一ケ年平均額（尤も二年又は一年の實績を有するものは二年又は一年の平均額）の業種の所定の基準評價額の一割を控除したる額に依ることに定められて居るのであります。

一七、小賣業者の營業用造作什器基準評價額の定められたる業種はどの位あるのですか

今度新に小賣轉廢業者に對して定められたる小賣業者營業用造作什器基準評價額の決定せられた

る業種は第一回の指定として次の如き三十業種が指定せられたのであります。

(一) 呉服商
(二) 洋服商
(三) 婦人子供服商
(四) 夜具蒲團商
(五) 既製服商
(六) 洋品雜貨商
(七) 家庭金物商
(八) 貴金屬、時計、眼鏡
(九) ラジオ、電機具商
(一〇) 自轉車商
(一一) 陶磁器商
(一二) 硝子商
(一三) 靴商
(一四) 鞄商
(一五) 小間物、化粧品商
(一六) 藥、化粧品商
(一七) 紙、文房具商
(一八) 書籍、雜誌商
(一九) 玩具商
(二〇) 家具商
(二一) 履物商
(二二) 荒物、雜貨商
(二三) 菓子商
(二四) 乾物商
(二五) 酒類商
(二六) 魚商
(二七) 食肉商
(二八) 蔬菜、果實商
(二九) 寫眞機商
(三〇) 萬づ屋

茲に問題となることは以上の三十種類に指定せられて居らない小賣業者が轉業したいときにはどうなるかといふことになるのでありますか、之はこゝにあげた業種に全然關係のないやうな小賣商は今のところ今度の新評價基準の適用はないわけであります。しかし何々商と書いてあるからといつて、文字的に區別するのではないのでありまして之は一般の社會通念的に見てなるべく廣くこの基準の利點を及ぼすやうに取扱つて行くことにすることになつて居るのであります。亦或る小賣業者が例へば片方で玩具屋さんをやつてをり、片方で履物屋さんをやつてゐる樣な場合、まづこの履物屋さんの方が整理された場合には履物の方の賣上で以て轉廢業者としての資金を提供し次ぎに玩具屋さんの方が整理になれば、更に玩具屋さんの方の賣上でやつて行くことになつて居るのであります。

尙ほ小賣業の轉廢業者にして其の業種の指定のない場合の資産評價は曩にも述べたる如く指定の業種に類似するものは之を擴大解釋して之を適用せしむる方針でありますが若し全然關係のない樣なものは國民更生金庫の所謂一般原則に依ることとなるのでありませうが大體は當局に於て轉廢業を必要とするものは其の都度定めて之に賣上高に依る基準評價額をも定められることになるのではないかと考へられるのであります。從つて小賣業の業種は今後一層追加せられて行くことになるのであります

一七ノ二、小賣轉廢業者の資産評價の手續きはどうしたらよいのですか

手續は極めて簡單でありまして轉廢業者所屬組合で之を取纏めて各道府縣の商工課或ひは更生金庫に評價を申込めばよいのであります、所屬組合のない者は直接之が申込を爲すことになつて居るのであります。

一八、吳服商の轉廢業者の資産はどう評價されますか

吳服商轉廢業者の資産評價は手持品、土地、建物、指定營業用什器(五頁參照)の評價額に其の他一般營業用造作什器(所謂造作代のみ)に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に應じて得たる基準評價額を加算したるものが轉廢業者の總資産の評價額となるわけであります。

吳服商 賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	一三四圓 (一割三分四厘) 四捨五入
二、〇〇〇圓	二六八圓 (一割三分四厘)
三、〇〇〇圓	四〇二圓 (同)
五、〇〇〇圓	六七〇圓 (同)
七、〇〇〇圓	九三八圓 (同)
一〇、〇〇〇圓	一、三四〇圓 (同)
二〇、〇〇〇圓	二、六八〇圓 (同)
三〇、〇〇〇圓	三、七五二圓 (一割二分五厘)
五〇、〇〇〇圓	五、八九六圓 (一割一分八厘)
七〇、〇〇〇圓	八、〇四〇圓 (一割一分五厘)
一〇〇、〇〇〇圓	一一、二五六圓 (一割一分三厘)
一五〇、〇〇〇圓	一六、六一六圓 (一割一分一厘)
二〇〇、〇〇〇圓	二一、九七六圓 (一割一分)

一九、洋服商轉廢業者の資産はどう評價されますか

洋服商(注文洋服商)轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作代器(所謂造作代のみ)に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになるわけであります。

洋服商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一七〇圓	（一割七分）
二、〇〇〇圓	三四〇圓	（同）
三、〇〇〇圓	五一〇圓	（同）
五、〇〇〇圓	八五〇圓	（同）
七、〇〇〇圓	一、一五六圓	（一割六分五厘）
一〇、〇〇〇圓	一、五六四圓	（一割五分六厘）
二〇、〇〇〇圓	二、九二四圓	（一割四分六厘）
三〇、〇〇〇圓	四、二八四圓	（一割四分三厘）
五〇、〇〇〇圓	七、〇〇四圓	（一割四分）

二〇、婦人子供服商轉廢業者の資産はどう評價されますか

婦人子供服商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に應じたる基準評價額を加算したる合計額とすることに定められて居るのであります。

婦人子供服商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三八圓	（一割三分八厘）
二、〇〇〇圓	二七六圓	（同）
三、〇〇〇圓	四一四圓	（同）
五、〇〇〇圓	六九〇圓	（同）
七、〇〇〇圓	九六六圓	（同）
一〇、〇〇〇圓	一、三八〇圓	（同）
二〇、〇〇〇圓	二、七六〇圓	（一割三分八厘）
三〇、〇〇〇圓	三、八六四圓	（一割二分九厘）
五〇、〇〇〇圓	六、〇七二圓	（一割二分一厘）
七〇、〇〇〇圓	八、二八〇圓	（一割一分八厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、五九二圓	（一割一分六厘）

二一、夜具蒲團商轉廢業者の資産はどう評價されますか

夜具蒲團商（製造修繕を含む）轉廢業者の資産評價は其の手持品、土地建物、指定營業用什器の所定の評價額以外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依る基準評價額を加算したる合計額といふことになるのであります。

夜具蒲團商

賣上高	基準評價價額	
一、〇〇〇圓	一四五圓	（一割四分五厘）
二、〇〇〇圓	二九〇圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四三五圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	七二五圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五七圓	（一割三分七厘）
一〇、〇〇〇圓	一、三〇五圓	（一割三分一厘）
二〇、〇〇〇圓	二、四六五圓	（一割二分三厘）
三〇、〇〇〇圓	三、六二五圓	（一割二分一厘）
五〇、〇〇〇圓	五、九四五圓	（一割一分九厘）
七〇、〇〇〇圓	八、二六五圓	（一割一分八割）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、七四五圓	（一割一分八厘）

二二、既製服商轉廢業者の資産はどう評價されますか

既製服商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依る基準評價額を加へたる合計額となるのであります。

既製服商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三六圓	（一割三分六厘）
二、〇〇〇圓	二七二圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四〇八圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六八〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五二圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、三六〇圓	（　同　）
二〇、〇〇〇圓	二、七二〇圓	（　同　）
三〇、〇〇〇圓	三、八〇八圓	（一割二分七厘）
五〇、〇〇〇圓	五、九八四圓	（一割二分　）
七〇、〇〇〇圓	八、一六〇圓	（一割一分七厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、四二四圓	（一割一分四厘）
一五〇、〇〇〇圓	一六、八六四圓	（一割一分二厘）
二〇〇、〇〇〇圓	二二、三〇四圓	（　同　）

二三、洋品雜貨商轉廢業者の資産はどう評價されますか

洋品雜貨商轉廢業者の資産評價は其の手持品、土地建物、營業用什器（指定のものに限る）の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依る

基準評價額を加算したる合計額といふことになつて居るのであります。

洋品、雜貨商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三六圓	（一割三分六厘）
二、〇〇〇圓	二七二圓	（一割三分六厘）
三、〇〇〇圓	四〇八圓	（一割三分六厘）
五、〇〇〇圓	六八〇圓	（一割三分六厘）
七、〇〇〇圓	九五二圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、三六〇圓	（　同　）
二〇、〇〇〇圓	二、七二〇圓	（　同　）
三〇、〇〇〇圓	三、八〇八圓	（一割二分七厘）
五〇、〇〇〇圓	五、九八四圓	（一割二分　）
七〇、〇〇〇圓	八、一六〇圓	（一割一分七厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、四二四圓	（一割一分四厘）
一五〇、〇〇〇圓	一六、八六四圓	（一割一分二厘）
二〇〇、〇〇〇圓	二二、三〇四圓	（一割一分二厘）

二四、家庭金物商轉廢業者の資産はどう評價されますか

家庭金物商轉廢業者資産評價は其の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一

般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依る基準評價額を加算したる合計額といふことになつて居るのであります。

家庭金物商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三六圓	（一割三分六厘）
二、〇〇〇圓	二七三圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四〇九圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六八三圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九〇一圓	（一割二分九厘）
一〇、〇〇〇圓	一、二二九圓	（一割二分三厘）
二〇、〇〇〇圓	二、三二三圓	（一割一分六厘）
三〇、〇〇〇圓	三、四一五圓	（一割一分四厘）
五〇、〇〇〇圓	五、六〇三圓	（一割一分二厘）
七〇、〇〇〇圓	七、七八九圓	（一割一分一厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、〇六九圓	（　同　）

二五、貴金屬、時計、眼鏡商轉廢業者の資産はどう評價されますか

貴金屬、時計、眼鏡商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價の

外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に應じたる基準評價額を加算したる合計額といふことになつて居るのであります。

貴金屬、時計、眼鏡商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一八六圓	（一割八分六厘）
二、〇〇〇圓	三七二圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	五五八圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	八五五圓	（一割七分一厘）
七、〇〇〇圓	一、一五三圓	（一割六分五厘）
一〇、〇〇〇圓	一、五九九圓	（一割六分）
二〇、〇〇〇圓	三、〇八七圓	（一割五分四厘）
三〇、〇〇〇圓	四、五七五圓	（一割五分三厘）
五〇、〇〇〇圓	七、五五一圓	（一割五分一厘）
七〇、〇〇〇圓	一〇、五二七圓	（一割五分）
一〇〇、〇〇〇圓	一四、九九一圓	（　同　）
一五〇、〇〇〇圓	二二、四三一圓	（　同　）
二〇〇、〇〇〇圓	二九、八七一圓	（一割四分九厘）

二六、ラヂオ電氣機具商轉廢業者の資産はどう評

價されますか

ラヂオ電氣機具商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

ラヂオ電機具商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一四四圓	（一割四分四厘）
二、〇〇〇圓	二八八圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四三二圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	七二〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五〇圓	（一割三分六厘）
一〇、〇〇〇圓	一、二九六圓	（一割三分　）
二〇、〇〇〇圓	二、四四八圓	（一割二分二厘）
三〇、〇〇〇圓	三、六〇〇圓	（一割二分　）
五〇、〇〇〇圓	五、九〇四圓	（一割一分八厘）

二七、自轉車商轉廢業者の資産はどう評價されますか

自轉車商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他

一般營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

自轉車商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一四五圓	（一割四分五厘）
二、〇〇〇圓	二九〇圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四三五圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六六七圓	（一割三分三厘）
七、〇〇〇圓	八九九圓	（一割二分八厘）
一〇、〇〇〇圓	一、二四七圓	（一割二分五厘）
二〇、〇〇〇圓	二、四〇七圓	（一割二分　）
三〇、〇〇〇圓	三、五六七圓	（一割一分九厘）
五〇、〇〇〇圓	五、八八七圓	（一割一分八厘）

二八、陶磁器商轉廢業者の資産はどう評價されますか

陶磁器商（硝子製品を含む）轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含め次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

陶磁器商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三六圓	（一割三分六厘）
二、〇〇〇圓	二七二圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四〇八圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六八〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五二圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、二七八圓	（一割二分八厘）
二〇、〇〇〇圓	二、三六六圓	（一割一分八厘）
三〇、〇〇〇圓	三、四五四圓	（一割一分五厘）
五〇、〇〇〇圓	五、六三〇圓	（一割一分三厘）
七〇、〇〇〇圓	七、八〇六圓	（一割一分二厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、〇七〇圓	（一割一分一厘）

二九、硝子商轉廢業者の資産はどう評價されますか

硝子商（板ガラスのみを取扱ふもの）轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

硝子商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一四四圓	（一割四分四厘）
二、〇〇〇圓	二八八圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四三二圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	七二〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五〇圓	（一割三分六厘）
一〇、〇〇〇圓	一、二九六圓	（一割三分　）
二〇、〇〇〇圓	二、四四八圓	（一割二分二厘）
三〇、〇〇〇圓	三、六〇〇圓	（一割三分　）
五〇、〇〇〇圓	五、九〇四圓	（一割一分八厘）

三〇、靴商轉廢業者の資産はどう評價されますか

靴商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額をいふことになつて居るのであります。

靴商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一五五圓	（一割五分五厘）
二、〇〇〇圓	三一〇圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四六五圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	七七五圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	一、〇二三圓	（一割四分六厘）
一〇、〇〇〇圓	一、三九五圓	（一割四分　）
二〇、〇〇〇圓	二、六三五圓	（一割三分二厘）
三〇、〇〇〇圓	三、八七五圓	（一割二分九厘）
五〇、〇〇〇圓	六、三五五圓	（一割二分七厘）

三一、鞄商轉廢業者の資産はどう評價されますか

鞄商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

鞄商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一五二圓	（一割五分二厘）
二、〇〇〇圓	三〇四圓	（　同　）

三、〇〇〇圓	四五六圓	（一割五分二厘）
五、〇〇〇圓	七六〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	一、〇六四圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、五二〇圓	（　同　）
二〇、〇〇〇圓	二、七三六圓	（一割三分七厘）
三〇、〇〇〇圓	三、九五二圓	（一割三分二厘）
五〇、〇〇〇圓	六、三八四圓	（一割二分八厘）
七〇、〇〇〇圓	八、八一六圓	（一割二分六厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一二、四六四圓	（一割二分五厘）

三二、小間物化粧品商轉廢業者の資産はどう評價されますか

小間物化粧品商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられる合計額といふことになつて居るのであります。

小間物化粧品商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三六圓	（一割三分六厘）
二、〇〇〇圓	二七二圓	（一割三分六厘）
三、〇〇〇圓	四〇八圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六八〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五二圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、三六〇圓	（　同　）
二〇、〇〇〇圓	二、七二〇圓	（一割二分七厘）
三〇、〇〇〇圓	三、八〇八圓	（一割二分　）
五〇、〇〇〇圓	五、九八四圓	（一割一分七厘）
七〇、〇〇〇圓	八、一六〇圓	（一割一分四厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、四二四圓	

三三、藥化粧品商轉廢業者の資産はどう評價されますか

藥化粧品商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

藥化粧品商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三一圓	（一割三分一厘）
二、〇〇〇圓	二六二圓	（　同　）

三、〇〇〇圓	三九三圓	（一割三分一厘）
五、〇〇〇圓	六五五圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九一七圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、二五七圓	（一割二分六厘）
二〇、〇〇〇圓	二、三〇五圓	（一割一分五厘）
三〇、〇〇〇圓	三、三五三圓	（一割一分二厘）
五〇、〇〇〇圓	五、四四九圓	（一割一厘　）

三四、紙文房具商轉廢業者の資産はどう評價されますか

紙文房具商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

紙文房具商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一二六圓	（一割二分六厘）
二、〇〇〇圓	二五二圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	三七八圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	五七九圓	（一割一分六厘）

七、〇〇〇圓	七八一圓	（一割一分二厘）
一〇、〇〇〇圓	一、〇八三圓	（一割八厘　）
二〇、〇〇〇圓	二、〇九一圓	（一割五厘　）
三〇、〇〇〇圓	三、〇九九圓	（一割三厘　）
五〇、〇〇〇圓	五、一一五圓	（一割二厘　）

三五、書籍雜誌商轉廢業者の資産はどう評價されますか

書籍雜誌商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

書籍雜誌類

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一二〇圓	（一割二分　）
二、〇〇〇圓	二四〇圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	三六〇圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六〇〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	八四〇圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、一二八圓	（一割一分三厘）

二〇、〇〇〇圓	二、〇八八圓	（一割四厘	）
三〇、〇〇〇圓	三、〇四八圓	（一割二厘	）
五〇、〇〇〇圓	四、九六八圓	（九分九厘	）

三六、玩具商轉廢業者の資産はどう評價されますか

玩具商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

玩具商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三九圓	（一割三分九厘）
二、〇〇〇圓	二七八圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四一七圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六九五圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九一七圓	（一割三分一厘）
一〇、〇〇〇圓	一、二五一圓	（一割二分五厘）
二〇、〇〇〇圓	二、三六三圓	（一割一分八厘）
三〇、〇〇〇圓	三、四七五圓	（一割一分六厘）

三七、家具商轉廢業者の資産はどう評價されますか

家具商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上實績に依り算出せられたる基準評價額を加算せられたる合計額といふことになつて居るのであります。

家具商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一三六圓	（一割三分六厘）
二、〇〇〇圓	二七二圓	（　同　）
三、〇〇〇圓	四〇八圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	六八〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	九五二圓	（　同　）
一〇、〇〇〇圓	一、三六〇圓	（　同　）
二〇、〇〇〇圓	二、七二〇圓	（　同　）
三〇、〇〇〇圓	三、八〇八圓	（一割二分七厘）
五〇、〇〇〇圓	五、九八四圓	（一割二分　）
七〇、〇〇〇圓	八、一六〇圓	（一割一分七厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一一、四二四圓	（一割一分四厘）
一五〇、〇〇〇圓	一六、八六四圓	（一割一分二厘）

三八、履物商轉廢業者の資産はどう評價されますか

履物商轉廢業者の資産評價は其の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含め次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額が轉廢業者の取得額といふことになつて居るのであります。

履物商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一二六圓	（一割二分六厘）
二、〇〇〇圓	二五二圓	（同）
三、〇〇〇圓	三七八圓	（同）
五、〇〇〇圓	六三〇圓	（同）
七、〇〇〇圓	八八二圓	（同）
一〇、〇〇〇圓	一、二六〇圓	（同）
二〇、〇〇〇圓	二、二六八圓	（一割一分三厘）
三〇、〇〇〇圓	三、二七六圓	（一割九厘）
五〇、〇〇〇圓	五、二九二圓	（一割六厘）
七〇、〇〇〇圓	七、三〇八圓	（一割四厘）
一〇〇、〇〇〇圓	一〇、三三二圓	（一割三厘）

三九、荒物雜貨商轉廢業者の資産はどう評價されますか

荒物雜貨商轉廢業者の資産評價は其の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素とを含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額が轉廢業者の取得額といふことになつて居るのであります

荒物雜貨商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一〇〇圓	（一　割）
二、〇〇〇圓	二〇〇圓	（同）
三、〇〇〇圓	三〇〇圓	（同）
五、〇〇〇圓	五〇〇圓	（同）
七、〇〇〇圓	七〇〇圓	（同）
一〇、〇〇〇圓	九四〇圓	（九分四厘）
二〇、〇〇〇圓	一、七四〇圓	（八分七厘）
三〇、〇〇〇圓	二、五四〇圓	（八分五厘）
五〇、〇〇〇圓	四、一四〇圓	（八分三厘）
七〇、〇〇〇圓	五、七四〇圓	（八分二厘）
一〇〇、〇〇〇圓	八、一四〇圓	（八分一厘）

四〇、菓子商轉廢業者の資産はどう評價されますか

菓子商(菓子を製造して居らない菓子商)轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、營業用什器(特定のものに限る)の評價額の外に其の他一般營業用造作什器(所謂造作代のみ)に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額が轉廢業者の取得額となることになつて居るのであります。

菓子商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	一二〇圓	(一割二分)
二、〇〇〇圓	二四〇圓	(同　〃)
三、〇〇〇圓	三六〇圓	(同　〃)
五、〇〇〇圓	五五二圓	(一割一分)
七、〇〇〇圓	七四四圓	(一割六厘)
一〇、〇〇〇圓	一、〇三二圓	(一割三厘)
二〇、〇〇〇圓	一、九九二圓	(一　割)
三〇、〇〇〇圓	二、九五二圓	(九分八厘)
五〇、〇〇〇圓	四、八七二圓	(九分七厘)

四一、乾物商轉廢業者の資産はどう評價されますか

乾物商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、營業用什器(特定のものに限る)評價額の外に其の他一般營業用造作什器(所謂造作代のみ)に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額が轉廢業者の取得額となることになつて居るのであります。

乾物商

賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	九六圓	(九分六厘)
二、〇〇〇圓	一九二圓	(同　〃)
三、〇〇〇圓	二八八圓	(同　〃)
五、〇〇〇圓	四八〇圓	(同　〃)
七、〇〇〇圓	六七二圓	(同　〃)
一〇、〇〇〇圓	九六〇圓	(同　〃)
二〇、〇〇〇圓	一、七二八圓	(八分六厘)
三〇、〇〇〇圓	二、四九六圓	(八分三厘)
五〇、〇〇〇圓	四、〇三二圓	(八分一厘)
七〇、〇〇〇圓	五、五六八圓	(八　分)
一〇〇、〇〇〇圓	七、八七二圓	(七分九厘)

四二、酒類商轉廢業者の資産はどう評價されますか

酒類商(味噌、醤油、調味料、飲料水等を取扱つて居るもの又は上記のものだけを取扱つて居る店

をも含む)轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、營業用什品(特定のものに限る)の評價額の外に其の他一般營業用造作什器(所謂造作代のみ)に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算されたる合計額が轉廢業者の取得額となることになつて居るのであります。

酒類商

賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	九六圓（九分六厘）
二、〇〇〇圓	一九二圓（同　）
三、〇〇〇圓	二八八圓（同　）
五、〇〇〇圓	四八〇圓（同　）
七、〇〇〇圓	六七二圓（同　）
一〇、〇〇〇圓	九六〇圓（同　）
二〇、〇〇〇圓	一、七二八圓（八分六厘）
三〇、〇〇〇圓	二、四九六圓（八分三厘）
五〇、〇〇〇圓	四、〇三二圓（八分一厘）
七〇、〇〇〇圓	五、五六八圓（八　分）
一〇〇、〇〇〇圓	七、八七二圓（七分九厘）

四三、魚商轉廢業者の資産はどう評價されますか

魚商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般

營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる評準評價額を加算したる合計額を以て轉廢業者の取得額となることになつて居るのであります。

魚商

賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	八一圓（八分一厘）
二、〇〇〇圓	一六二圓（同　）
三、〇〇〇圓	二四三圓（同　）
五、〇〇〇圓	四〇五圓（同　）
七、〇〇〇圓	五六七圓（同　）
一〇、〇〇〇圓	八一〇圓（同　）
二〇、〇〇〇圓	一、四五八圓（七分三厘）
三〇、〇〇〇圓	二、一〇六圓（七　分）
五〇、〇〇〇圓	三、四〇二圓（六分八厘）

四四、食肉商轉廢業者の資産はどう評價されますか

食肉商轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額を以て轉廢業者の取得額とすることになつて居るのであります

す。

食肉商

賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	九六圓（九分六厘）
二、〇〇〇圓	一九二圓（同）
三、〇〇〇圓	二八八圓（同）
五、〇〇〇圓	四八〇圓（同）
七、〇〇〇圓	六七二圓（同）
一〇、〇〇〇圓	九六〇圓（同）
二〇、〇〇〇圓	一、七二八圓（八分六厘）
三〇、〇〇〇圓	二、四九六圓（八分三厘）
五〇、〇〇〇圓	四、〇三二圓（八分一厘）

四五、蔬菜果實商轉廢業者の資産はどう評價されますか

蔬菜果實商（八百屋）轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額を以て轉廢業者の取得額とすることになつて居るのであります。

蔬菜果實商

賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	七六圓（七分六厘）
二、〇〇〇圓	一五二圓（同）
三、〇〇〇圓	二二八圓（同）
五、〇〇〇圓	三八〇圓（同）
七、〇〇〇圓	五三二圓（同）
一〇、〇〇〇圓	七六〇圓（同）
二〇、〇〇〇圓	一、三六八圓（六分八厘）
三〇、〇〇〇圓	一、九七六圓（六分六厘）
五〇、〇〇〇圓	三、一九二圓（六分四厘）

四六、寫眞機商轉廢業者の資産はどう評價されますか

寫眞機商轉廢業者の資産評價は業業の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額を以て轉廢業者の取得額とすることになつて居るのであります。

寫眞機商

賣上高	基準評價額
一、〇〇〇圓	一五二圓（一割五分二厘）

二、〇〇〇圓	三〇四圓	（一割五分二厘）	
三、〇〇〇圓	四五六圓	（一割五分二厘）	
五、〇〇〇圓	七六〇圓	（　同　）	
七、〇〇〇圓	一、〇〇三圓	（一割四分三厘）	
一〇、〇〇〇圓	一、三六八圓	（一割三分七厘）	
二〇、〇〇〇圓	二、五八四圓	（一割二分九厘）	
三〇、〇〇〇圓	三、八〇〇圓	（一割二分七厘）	
五〇、〇〇〇圓	六、二三二圓	（一割二分五厘）	
七〇、〇〇〇圓	八、六六四圓	（一割二分四厘）	
一〇〇、〇〇〇圓	一二、三一二圓	（一割二分三厘）	

四七、萬づ屋轉廢業者の資産はどう評價されますか

萬づ屋轉廢業者の資産評價は業者の手持品、土地建物、指定營業用什器の評價額の外に其の他一般營業用造作什器（所謂造作代のみ）に營業權的要素を含めて次の如き賣上高に依つて算出せられたる基準評價額を加算したる合計額を以て轉廢業者の取得額とすることになつて居るのであります。

萬づ屋賣上高	基準評價額	
一、〇〇〇圓	九八圓	（九分八厘）
二、〇〇〇圓	一九六圓	（九分八厘）
三、〇〇〇圓	二九四圓	（　同　）
五、〇〇〇圓	四九〇圓	（　同　）
七、〇〇〇圓	六四六圓	（九分二厘）
一〇、〇〇〇圓	八八二圓	（八分八厘）
二〇、〇〇〇圓	一、六六六圓	（八分三厘）
三〇、〇〇〇圓	二、四五〇圓	（八分二厘）
五〇、〇〇〇圓	四、〇一八圓	（八　分）
七〇、〇〇〇圓	五、五八六圓	（八　分）
一〇〇、〇〇〇圓	七、九三八圓	（七分九厘）

四八、手持品はどう處分するのですか

手持商品はその性質上殘存業者がこれを引取つて販賣することがもつとも望ましいのでありますが、轉廢業者に有利な價格で引取つたのでは殘存業者の負擔が余りに重過ぎるために金庫がその間に立つて左の操作をすることになつて居るのであります。

(1) 轉廢業者の手持商品は小賣實賣價格で評價し一應金庫が引受ける形式をとる。

(2) 但しこれは殘存業者團體が共助の精神により直ちに金庫から買受けることを條件とする。この場合の買受價格は國の損失をなるべく少くし、また殘存業者の負擔能力を考慮して、金庫の引

受價格すなはち小賣實賣價格からその商品の卸と小賣のマーヂンの半額だけを割引くことにする。

(3) これは間接的には轉廢業者に對する殘存業者の共助とも見られるので、買受資金のない組合に對しては金庫が共助資金を貸付ける。

(4) 但し轉廢業者の手持商品の中には、ひどい疵物、流行遲品あるひは販賣禁止品などで殘存業者が引取つても處分の途のないものがある。また重要物資として國家有用の方面へ供出すべきものもある。これらは金庫において別途に處分の方法を講ずる。

――終――

問答式

小賣業整備要綱解說

一、大東亞戰爭と企業整備とはどんな關係があるのですか

支那事變の進展に伴つて國際情勢は急角度を以て轉廻し茲に帝國は遂に昭和十六年十二月八日詔書渙發と共に世界の二大富强國たる米英其の他此等諸國に隷屬する敵性國家を相手方とし世界始まつて以來の大東亞戰爭を展開するに至つたのであります。戰端を開くやニウスに傳へられる皇軍勇士の赫々たる戰果は、銃後國民をして唯感謝感激に湧き立たせしめたるに對し今日まで世界の富强を誇りたる英米をはじめ此等諸國に隷屬する蘭支等の敵性諸國をして全く啞然たらしめ今更ながら日本の國防力、經濟力に對する過少評價をなげかしめたのであります。

大東亞戰爭は單に軍事上の戰爭と云ふよりは實に一國の兵力經濟力精神力の總力戰でありまして、銃後國民も亦謂はゞこの經濟戰、思想戰を通じて間接ながら參戰すべき責務を負荷せられて居ると申して差支ないのであります。今や文明は世界を縮少すると共に戰爭を擴大ならしむる力を持つて居るのでありまして、文明と科學の發達に伴つて兵器は極度に高度化せられ複雜多岐を極めると共に作戰行動も亦海陸に止まらず水中空中にも及び實に文明の發達は、戰爭を平面的にも立體的にも將又量質、時間的にも、極めて大規模化ならしめるに至つて居るのであります。

亦戰爭は巨大なる物質を消耗する之が當然の結果として經濟戰、資源戰、科學戰となつて來ることは今更茲に申上げるまでもないところであります。從つて國家は戰爭行爲遂行中は物的にも、人的にも極力效率的活用を圖り國家總力の最大能力を發揮する樣所謂總力戰體制を採らな

ければならないこと勿論であります。申す迄もなく大東亞戰爭は單に支那のみの相手ではなく世界の富强國たる英米其の他敵性國家に對して帝國が獨力を以て戰はなければならない極めて困難なる立場に置かれて居るのであります。

從つて國家總力戰體制を以て、戰爭目的を達成すべき必要に迫られて居るのでありまして、之が爲には國內の物動計畫、資金計畫、勞務動員計畫等が特に考慮が拂はれなければならないのであります。之に對處する爲に旣に此れ迄も生產、配給、消費の各方面に夫々の統制を强化し之が目的達成に業者の協力を要望して來たのでありますが、今や大東亞戰爭が勃發するに至つては單に物資の統制、資金の統制又は勞務の統制を以てしても尙戰爭目的を達成することが容易でないのであります。

之が理由とするところは例へ物資、資金、勞務の統制を適正化せしめ得たとしても其の物資、資金、勞務を運營する企業體乃至は企業經織をこの際根本的に再編成し產業界全體の能率を高度化しなければ目下の大東亞戰爭の要請する國家總力の最大能率を發揮することが出來ないからであります。茲に於て最近特に企業整備就中之が多數を占める中小企業の整理統合問題が重大視せられるに至つたのであります。

更に之を詳言すれば近代に於ては經濟戰に勝利を占めることが軍事戰に勝利を占める最大の條件となつて居るのであります。之は國の經濟力を增强することに依つて戰線に活躍する兵士をして眞に安んじて國家のために戰鬪に參加せしめ得らるる重大要素を確保することが出來るからであります。

曩に述べたる經濟力の增强といふことは之を一口に謂へば個々の企業體を戰爭目的の遂行に有效に利用し得る如く編成すると共に企業全體として效率的に經營を合理化し以て產業能率の向上を圖ることに在ると申して差支ないと思ふのであります。

而して企業體の運營についても從來の如き自由主義乃至資本主義的經濟理念に基く利潤の追

及卽ち營利本位より離脫した眞に精神的に崇高なる國家理念に基いたる公益を本位とする謂はば皇軍の軍神の如き精神を以て企業體の運營に當ることを要することは勿論であります。

要するに從來の如き一企業體としての個人主義的乃至は自己滿足的な經營は許さるべきでなく亦一企業體の隆盛は必らずしも國家の要請するところのものと一致するとは謂ひ得ないのであります。戰時に於ける個々の企業體なるものは同一產業部門の一分子的な存在として、其の職域に於て各自の能率を最も效率的に發揮すると共に該產業部門は又他の產業部門と一體となり全產業部門が有機的に最大能力を發揮して行くことが出來る樣に編成することを要するのであります。茲に於て全企業體の綜合能力を最も有效ならしめるために個々の企業體の一部又は全部をして廢止又は休止せしめることも亦已むを得ない措置なのであります。更に他の企業體と統合して設備、勞力の有效利用と共に經營の合理化に併せて技術の向上を圖る必要もあるのであります。

偖て更に問題となることは如何なる企業形態に於て之を整備すべきかといふことが問題となるのでありますが、之は其の產業部門或は其の企業體が高度國防國家體制に於て占めて居るところの地位の重要性如何、又は技術水準及經濟單位の程度の如何、又は企業合理化を行ひ得る事情の如何に因つて夫々異る形態を採用すべきは今更申上ぐるまでもないところでありまして總ての企業體を同一の形態に當嵌めて整備することは必ずしも公正なる方法とは謂ひ得ないのであります。

從つて先ず生產部門に於ては軍需關係產業、生產擴充計畫關係產業等の如き重要化學工業に重點を置き一般民需關係產業殊に輕工業方面並に配給部門には一般に供給又は取扱物品の減少等に因つて壓縮を餘儀なくせられることは必至であると謂はなければならないのであります。茲に於て以上の如き壓縮を餘儀なくせられたる商工業の部門は之に卽應して整理統合を爲すと

共に從來の不合理な經營方法を是正し之に伴つて生ずる餘剰の設備や勞力を重要產業方面に活用することが所謂總力發揮に資する所以ともなるのであります。

我國の商工業の發達史を見まするに其の個人企業たると會社企業たるとを問はず最近十數年間に實に目覺しい躍進を示して居るのであります。卽ち貿易方面から見たる國際市場への進出振並に國內に於ける經濟力の伸展に多大の足績を示して居ることは否定することの出來ない事實であります。然し此等の發展的經過を見れば總て自由主義經濟の時代に育成せられたものでありますから所謂自由主義の原則たる優勝劣敗乃至は弱肉强食の結果たることのそしりを免れないのであります。

自由主義經濟時代に於ける企業の統合を必要とする場合を見ても例へば業者が他の同業者との鬪爭のためとか、市場の獨占のためとか、自己防衞のためとか要するに同業者の共同利益の增進を目的とする必要に基いて爲されたるものが多かつたのであります。

政府に於ても此等の業者に對する處置も亦主務官廳として爲す職權上の監督若は補導の程度で全く業者の自由な自主的活動に任せ特に積極的な指導乃至は干涉は行はなかつたのであります。ところが支那事變の勃發以來之が戰爭目的の完遂のために政府は臨時應急統制法又は國家總動員法を以て物資の有效利用、資金の調整、生產能力の增進、配給の適正化、低物價政策の堅持、國際收支の適合等を目的として强力な經濟統制を實施するの已むなきに至つたのであります。日支事變の長期化に伴つて國內の企業體制も必然的に高度國防國家の建設を目標とする產業總力戰體制に再編成替を要することとなつたことも亦當然と謂はなければならないのであります。

政府は之が施策のために產業再編成上必要なる企業許可令、企業整備令及各種の統制經濟法令を連續的に公布施行し最近に於ては更に具體的に各種の企業整備の要領、轉廢業者對策、轉

廢業者資產評價基準及臨時課稅措置等を逐次指示し之が對策を講じて來たのであります。茲に於て商工業者として最も留意すべきことは大東亞戰爭の進展に伴ふ經濟的措置として戰時下に於ける全生產力の增强を圖るといふ大目標を實現するためには商工業の整備にも相當の無理を豫想せられることは已むを得ないと謂はなければならないことであります。

此際特に敢て高度國防國家建設に必要なる總力戰體制を採用し生產力增强のために各種の企業整備を完成しなければならない重大意義が存するのであります。茲に於て今後大東亞戰爭が百年續いたとしても尙國內の產業力に少しの不安動搖もない樣に產業體制を確定して置かなければならないのであります。

亦來るべき時代の大東亞の盟主として其の國防力を增强し以て大東亞共榮圈の產業指導者たるの實力を涵養することを忘れてはならないのであります。要するに將來我國の產業力を最高度に高める大目標實現の經過的措置として企業整備を斷行しなければならない理由が存するのであります。

茲に於て將來の大飛躍を企て之を確保するのには今日から之に卽應すべき態勢を整へ置くべきことを要することは言を俟たずして明かなるところであります。

二、中小企業は何故整備されねばならないのですか

企業の整備中最も關心を有するのは中小企業に關する問題であります。企業整備の成否は中小企業の整備如何に依存すると謂はれて居るのを檢討致しまするに、なるほど中小企業の整理統合は必らずしも企業整備の全部であるとは言へ得ないことは勿論でありますが中小企業の整理統合を無視することに因つて之が企業整備の完遂を期することは頗る困難であると共に或場合には全く不可能となるからであります。然らば何故に中小企業が企業整備の重要要素となるか其の理由の一は戰時下に於て要請せられる企業整備の目的とするところのものをこの中小企

業が最も多分に包含せられて居るからであります。即ち企業整備の重要目的たる生産性の昂揚に於ても先づ第一に低能率工場は中小企業に特に多く從つて之が是正を極力要望せられて居るものであるからであります。又配給機能の向上についても技術と科學的組織を持たないものは特に中小企業に多く從つて之が配給機能の促進を特に要望せられて居るからであります。其の他勞務動員の見地からしても中小企業は一般的に勞務過剰と看做され之が動員の給源地と看られて居るのであります。更に經濟方面から見ても資産の貧弱なものが中小企業の中に占める割合が極めて多いからでありますが結局としては消費者割合に對し數量的に中小企業者の數が壓倒的に多いといふことが最大なる原因であります。

曩にも述べたる如く中小企業が整備を叫ばれる主なる理由の一は我國の産業の構成上から見て中小企業が過剰であるからであります。試みに我が國の全國の商業店舗數を調べまするに約二百二十萬軒と稱せられて居るのであります。

(註) 商業者數

	軒數	從業者數
中小商業者(小賣商)	一、一九八、四一六	二、六〇六、七五一
生産小賣商	三六二、五四一	九五二、五三九
卸小賣商	一八六、九〇六	六九五、一五四
露店行商	一四六、四七〇	一九〇、五五六
小計	一、八九四、三三三	四、四四六、〇〇〇
其ノ他	八六三%	八〇%
合計	二、一九五、一六九軒	五、五三三、七三〇人

茲に直ぐ目に止まる問題は何故に斯様に小賣業者が多いかといふことであります。之には種々の理由も存するのでありますが其の主なるものは我が國の建築物が其の最大なる原因を爲して居ると申しても差支ないと思ふのであります。御承知の如く歐米諸國の都市に於ける建築物は主として高層建築でありますがため小賣商の開業等は大體に於て本通りの一階でなければ營業上都合が悪いとされて居るがために小賣業者の營業開始の權利金が極めて高く容易に小賣

商の開業等が出來ない狀態になつて居るとのことであります。從つて之を特に統制せずとも自ら制限せられる狀態なのであります。之に反して我國に於ては御覽の通り企業許可令發布以前には九尺二間の長屋でさへも簡單に小賣業の營業の開始が自由に出來る狀態にあつたがために殆んど其の數が無制限に增加する傾向にあることは否むことの出來ない事實であります。

以上の表に於ても明かなる如く小賣業は夥しい數に上つて居るのでありますからこの整理統合から着手しなければ之が實效を期することが出來ないのであります。

次に第三の理由として考へらるべきものは企業の整備に依つて最も廣く且深刻な影響を享けるものが中小企業であるといふことであります。

曩にも述べたる如く中小企業は何んとしても數量的に多いのでありますから之が企業整備の對象となり易いと共に低能率の企業が多いため自然と整理の對象ともなるし、更に中小企業は資力薄弱なるため整理は容易に行はれるのでありますが、之は各種の經濟問題乃至社會問題が起る可能性があることを忘れてはならないのであります。

中小企業と申しましても企業の種類の如何に依つては小規模のものが却つて經營が合理的に有利に行はれるものもあるのでありまして例へば家内工業的なもので主として國民生活用の製品に關係あるものとか、輸出用の雜貨の如きは從來に於ても中小企業の獨占せるところでありまして小企業態とて必ずしも排せきすべき理由も存しないのでありますが然し我が國の商工業の經營規模は總じて極めて小規模のものが多く且低能率的であるがため幾多の缺陷を藏して居るものも尠くないのであります。尤も從來の商工業經營は比較的に小資本又は小設備を以て簡單に事業開始が出來たために漸次增加し多種多樣の業態に派生し發達しこの間克く短を補ひ大企業體に對抗して目下の社會構成上に重要なる地位を築き上げて來た社會的貢獻も見逃すこと

は出來ないのであります。然し今や大東亞戰爭の勃發せる今日に於ては以上の如き多數の商工業者がこの狹い地域内に於て自由主義的觀念の下に共に相爭ふて事業の經營に從事することを許されないのであります。今日までの商工業者は資本主義的觀念の下に利益の追求に忙しく經營に付て殆ど反省すべき餘裕もなく亦知らず知らずの間に經營上に弊害、缺陷が醸成せられて居ることをも忘却して來たのであります。之がため一度不景氣が到來すれば業者同志に於て價格の賣崩し物資の濫賣が横行し一時之がために商權擁護の見地から營業免許制が頻に叫ばれたこともあつたことは既に御承知のところであります。

蓋つて今日の如き戰時體制下に於ける物資不足の時代に在りては自由主義經濟の時代とは全く異り、例へば物資に付ての賣惜み、抱き合せ、情實販賣、闇取引き等が各方面に出現して其の停止するところを知らぬといふことは實に寒しむべきことであります。之等の事象も要するに業者が何等の考慮計畫もなく亂立乃至競營に禍はされ何等經營上に反省すべき餘裕もなく唯自己の利潤追求に追はれ公的施設としての役割を輕視する觀念から來る結果とも考へられるのであります。

國家總動員體制を要請せらるる戰時統制經濟下に在りては中小企業の如きも、この際思ひ切つて整理統合を圖りて所謂適限經營を目標として中小企業積年の通弊を是正し經營の合理化を圖り以て業者の厚生すべき道を見出さなければならないのでありまして茲に中小企業者の整備問題が生じて來るのであります。

更に問題となることは最近配給不圓滑なる物資を如何に適正に配給すべきかといふことでありまして之は頗る重大なる問題であります。申すまでもなく戰時下に於ける軍需品調達の必然の結果として先づ時局下に於て最も重要とせられて居る軍需産業又は生産力擴充産業に重點的に配給せらるべきことは目下の國家の戰爭目的

遂行上亦已むを得ないところと謂はなければならないのであります。從つて輕工業又は不要不急産業に要する原材料の配給が減少乃至は配給を停止せられることもあるのでありまして個人的に見れば斯かる業に從事する者には誠に同情に耐へないのでありますが蓋つて國家的見地から之を考へれば亦已むを得ない處置と謂はなければならないのであります。尤も曩に述べたる物資配給の優先權を與へられる軍需産業又は生産力擴充産業に於ても其の工場の生産力の效率的なものと非能率的なものとでは其の原材料の配給の量に於ても自ら異ることは當然に考へ得らるるところでありまして之も亦國家の要請する軍事品並に生活必需品を最大の效率を發揮せしむるためには已むを得ない措置と謂はなければならないのであります。

然らば斯かる戰時體制下に在りて此等非能率工場を如何に處置すべきかの問題が生ずるのであります。この問題の解決には二つの方法が考へらるるのでありまして一つは經營を現在の儘に放任して自然に其の自滅を待つ方法と更に積極的に適當なる救濟方法を講じて之を整理統合して斯業全體の福利の增進と生産能率の昂揚を圖り以て大東亞戰爭の目的完遂を促進せしむべき中小商工業整備の方法を選ぶべきかにあるのであります。

茲に於て最近最も注意せられつつあることは産業再編成に伴ふ新なる産業合理化運動であります。即ち産業界の根本的合理化に依つて從來の無駄若は不合理なるものは極力之を排除すると共に之が弊害缺陷を除去し益々生産能率の向上を圖り以て物資配給の圓滑化を圖るといふ新しい意味に於ける産業の合理化が叫ばれて居ることであります。申すまでもなく茲に於て謂ふ新なる産業の合理化とは曩にも述べたる如く從來の如き單なる所謂個々人の經營上の有利化を圖るために經營上の無駄を省き以て之が能率の增進を圖るといふ所謂個人の單なる利益追及のための能率本位を意味するのではなく全く大東亞聖戰完遂のために産業全體の將來を考慮して

國家全體の産業能率を向上せしむるといふ國家的立場から經營上の無駄を省いて之が生産力の擴充を圖らんとする所謂國家的産業合理化を意味するものなることに注意を要するのであります。

次に曩にも述べたる如く戰時下に於ては金、物、人各共に重要でありますが就中人が其の重點を爲すことは多言を要せずして明かであります。或人の發表するところに依れば一人の兵士が戰線に於て活躍せんとすれば銃後國民の勞働力が之の十七倍を必要とすると謂はれて居るのでありますが、この研究から見ても兵士の動員のために銃後の勞働力が如何に多量に必要であるかを知ることが出來るのでありまして、例へば一千萬人の兵士の動員のために一億七千萬人の銃後國民の勞働力が必要とする勘定となるわけであります。

從來我國に於ける勞働力の給源地は何んと申しましても主として之を農村方面から求め來たことは自明のところでありますが目下の戰時下に必要なる食糧增産に從事すべき農村勞務の確保上如何にしてもこれ以上勞働力を農村方面から之を求めることは容易ならぬことであります。

之がために曩に公布せられたる勞務調整令並に企業許可令等に於ても明かなる如く不急不要の事業に對する勞働力は成るべく抑止すると共に更に最近行はれ來つた業者の整理統合に依る轉廢業者を國家的に緊要なる方面に振り向けんとする措置が講ぜられて居るのであります。要するに從來の農村方面からの勞働力の給源の一部を中小企業の合理化に因つて之る補はんとするものであります。

目下の大東亞戰爭の戰果から單純に之を推慮すれば南方の戰果に因つて將來に於ける我が國の産業經濟の躍進は相當に期待し得ると思はれるのでありますが、米英支擊滅の大東亞戰爭は正に之から先が問題となると共に近代戰に於ける勝利の要諦は戰爭は同時に建設であるといふ考へからすれば今日こそ中小企業の整理統合を

斷行しなければならない時期に到達して居るのであります。之がため政府に於ても本年五月六日の閣議に於て重點主義に基く生産の增强と物資配給の圓滑適正を目標とする中小商工業の再編成を斷行すると共に勞務動員計畫に基く勞務の再配置就中緊要産業部門に於ける勞務の充足を圖るべきことを決定した次第であります。之が當局の要旨は大體次の如くであります。

「中小商工業の問題に付ては支那事變勃發以來各種經濟統制の進展と共に其の段階に應じ夫々適宜の措置を講じ昭和十五年十月に至り同年九月の外交轉換を契機とする事態に對處するため中小商工業者に對する對策を決定し國民職業指導所、國民勤勞訓練所及國民更生金庫の三大施設を創設し、之等施設の運營を中核とし各般の施策を講じて來たのであるが從來の方針は物資不足各種統制の强化、價格の公定、輸出の不振等に因り其の活動範圍の縮少せられたる者に對し及ぶ限り失業者を出さざる樣努むるも、尙轉業の止むなき者を如何にして緊要産業部門に轉換せしむべきかに目標を置いたのであつたが其の後國際情勢は變轉に變轉を重ね遂に大東亞戰爭の勃發を見るに至り戰爭完遂の目的を達成する爲には速かに高度國防國家態勢の確立を圖り眞に國家の總力を擧げて之に當らなければならぬ。近代戰爭が國家總力戰であつて就中經濟戰を最も重要視するものであるから、産業編成を戰爭目的達成に卽應する如く組替へることが大切であつて且先決問題となつたのである。我が國の中小商工業は支那事變發生以前に於ても幾多の缺陷を有し其の合理化が要請せられて居つたのであつて支那事變より更に大東亞戰爭となり茲に重點主義に基く生産の增强及物資配給の圓滑適正化を目途とする中小商工業の再編成を爲し、其の健全なる發達を確保すると共に、勞務動員計畫に基く勞務の再配置就中緊要産業部門の勞務の充足を圖り、以て産業の合理的發達を促し國家經濟の總力發揮を企圖することこそ刻下最大の緊要事であると謂はねばならぬ。

然るに大東亞戰爭の緒戰に於ける赫々たる戰

果に眩惑せられ、直ちに南方諸地域の重要物資が豐富に供給せらるるものの如く速斷し、爲に中小商工業の再編成の如きは其の必要なきに至るが如く考へる向もないではないが、戰に勝拔く爲には速に國内必勝態勢を確立し總力を擧げて戰爭目的に集中しなければならぬは勿論、戰後に於ても大東亞の盟主として其の防衛に任じ國防力を維持增强し大東亞に於ける國家民族の共榮を圖らんとせば、今日の儘の産業編成、就中中小商工業の狀態は遺憾乍ら之を許されないのである。固より大東亞戰爭の戰果は我が國産業の前途に多大の光明を齎らし、將來の飛躍的發展は期して俟つべきものがあるが、此の産業界の躍進を企圖し之を確保するが爲には、先づ軍需産業等の緊要部門に人材を集中し鋭意生産增强に總力を結集しなければならぬ。

敍上の見地に依り政府に於ては、此の際業者の積極的協力の下に、進んで中小商工業の必要なる再編成竝に職業轉換を圓滑に行はしむる爲、企畫院に委員會を設け關係各省一體となり、之が計畫的實施を期し、重要事項に付ては更に閣議の決定を經ることと致した次第である。

然し乍ら我が國の中小商工業は古き沿革を有し、特異な組織として發達し來り、産業經濟界に多大の貢獻を爲し、重要な地位を占むるものであつて、之が再編成は業者として非常な苦痛であるばかりでなく、産業上に於ても社會上に於ても其の影響は少くないので、政府としては實施上の具體的措置に付ては、愼重の上にも愼重を期し苟くも業界の摩擦や社會不安を惹起するが如きことのない樣、特に應召者、戰病死者の遺家族等に付ては特別の考慮を拂ふ考へである。

既に政府は多額の國庫補助金を交付して、同業團體の共助制度の完璧を期すると共に國民更生金庫に付ては資本金の增額と更生債券の發行限度を擴張し資金の劃期的充實を圖り、更に繫資金制度に依る簡易貸出に依り之が積極的活用を期するは勿論、轉業者に對しては租稅の減免

をも圖り、轉職する從業者に對しては生活援護費を給與するの外、將來企業の新規開業を認め得る情勢に立到れる場合は轉廢業者の優先復歸を認むる等萬全の措置を講ずることとなつて居る。當業者諸君は此の際産業再編成の國家的要請に對し積極的氣魄を以て協力し、生産性の昂揚と配給の適正化に貢獻せられ度い。更に進んで國策に協力し職業の轉換を爲される諸君に對しては、國民齊しく深甚なる敬意を表すると共に、政府は勿論同業團體に於ても適當なる轉換先を斡旋し、其の生活に付ては不安のない樣各般の施策を講ずる所存である。轉職する諸君に於かれては職業轉換が時局下喫緊の要請である所以を充分理解し應召者の心を以て勇躍新職場に赴き、光榮ある大東亞の建設に向つて職域奉公の赤誠を捧げられんことを望んで止まぬ次第である。」

三、企業整備に關する政府の對策はどう定められて居りますか

曩にも述べたる如く企業整備の問題は支那事變勃發以前から其の端を發して居るのでありまして之が當初に於ける當局の施策は單に業者の創意を尊重し、專ら企業を合理化をし以てこれを助長せんとするにあつたのであります。

卽ち出來る丈事業の保護助長を圖らんとする目的の下に組合の制度を設け、これに伴つて組合の共同設備の設置費補助とか、經營改善の指導施設とか、種々なる施設が設けられたのであります。然し政府が企業整備を眞に重視するに至つたのは大體支那事變の後でありまして物資動員計畫の强化に伴つて生産の禁止、生産の壓縮、配給物資の減小等に因つて俄かに失業者が續出するに至りたるため轉業對策の見地から企業整備の指導、助成を考慮することになつたのであります。この間に於ける種々なる對策は主として應急的に國民生活の安定に大きな役目を果たし、又その後の企業整備の基礎となつて之は相當の效果を擧げたのでありますがなるべく現狀に卽して轉業の圓滑を圖り、無用の摩擦を避け樣とするところにあつたのでありまして本

當に企業の合同によりて企業整備をするといふよりは、現在の企業形態のまゝで組合等を中心とする集團轉業に重きを置いたのであります。從つて企業整備といふよりも社會政策的施設と申しても差支ないものであつたのであります。

然し戰爭が長期戰化するに從つて種々なる對策上の不合理と、將來の産業體制確立上の不安が生ずるに至つたのであります。即ち物資動員計畫の强化、輸出の不振、低物價政策の强行に伴つて失業者を從來の方法を以て救濟することは容易ならざると共に又轉業計畫の喰違ひ轉業施設に要する物資の入手難等の爲に圓滑なる轉業施策が行はれなくなつて來たのであります。

之がため商工省及び厚生省に於ては急遽轉業對策部並に失業對策部を設置し轉失業の防止並に救濟のために中央失業對策委員會を通じて大體次の如き轉失業應急對策を決定したのであります。

第一、失業防止策

一、事業の維持及び轉換

失業防止の爲には現在の事業を可及的に維持することを主眼とし必要に應じ軍需産業、輸出産業又は代用品産業へ轉換を指導すること、之が爲左に掲ぐる如き施設を講じ必要に應じ補助金の交付策により之を促進すること

(一) 註文の配分及び調整

官廳、陸海軍作業廳等の發註は能ふ限り之を不振産業に分散せしむると共に軍需産業其の他殷賑産業に於ても簡單なる部品、材料等は成るべく之を不振産業に下請せしむる樣指導すること

(二) 原材料の補給

(イ)不振産業に對し速に原材料たる代用品補給の圓滑を圖り必要に應じ其の配給統制を行ふこと

(ロ)原材料の代用品利用を促進する爲研究機關の動員、發明奬勵、代用品生産の奬勵及び併用の普及を圖ること

(ハ)輸出品の副原材料の供給を確保する爲必要なる措置を講ずること

(三) 技術及び經營の改善

中小不振産業の維持を圖る爲能ふ限り之を組織化して共同設備の設置、共同受註、代用品の共同購入等を行はしむると共に其の技術並に經營の指導を爲すこと

(四) 轉換の助成

(イ)中小不振産業の軍需産業、輸出産業又は代用品産業への轉換を圖る爲成るべく事業者を組織化して必要なる共同設備の設置其の他の共同施設を行はしむること、之が爲必要な機械其の他の資材は之を優先的に供給して轉換を促進すること

(ロ)事業の轉換の爲技術員指導者の設置其の他技術指導の爲必要なる施設を講じ轉換の便宜を圖ること

(ハ)輸出産業への轉換を促進する爲新種目の輸出品の研究指導奬勵を爲すの外新製品の海外販路開拓の爲必要なる施設を講ずること

(五) 資金の融通

(イ)事業の維持又は轉換の爲必要なる組合の事業資金を融通すること

(ロ)事業主に對し其の事業の維持又は轉換に必要なる資金を融通すること

(六) 相談機關の整備

事業の維持又は轉換の相談に應ずる爲商工相談機關の整備擴充を圖ること

二、解雇調整

失業者を生ずる惧ある産業に在りては就業時間の短縮休日の增加等の方法に依り能ふ限り失業者を出さざる措置を講じ不得已解雇を爲すに當りては從業者の個人的事情を斟酌して解雇の順位を附する等の方法に依り一時に多量の失業者を出さざる樣努むること

第二、失業救濟方策

一、就職斡旋

職業紹介機關方面と緊密なる聯絡を圖り特に就職斡旋に關し萬全の措置を講ずること

職業紹介所に於ては事業主をして豫め解雇せんとする人員、解雇の順位等を申出でしめ一

方離職後直に就職せしめ得る樣軍需産業其の他需要ある方面に積極的に雇傭口の開拓を爲して迅速圓滑なる就職を圖ること

就職の爲移動を要する者に對しては必要に應じて旅費支度金の立替を爲すの外宿舍の新設又は斡旋に努むること

必要に應じ職業紹介機關を擴充し專門の部門を設くること

二、殷賑産業の雇傭勸奬

軍需工業其の他殷賑産業に對しては交替制を採用する等の方法に依り速に能ふ限り雇傭の量を增加すると共に其の採用標準等を緩和して失業者を優先的に採用する樣指導すること

必要に應じ雇傭の强制を爲す方途を講ずること

三、職業補導施設

失業者の就職を容易ならしむる爲職業補導施設を擴充すること

公私團體等の職業補導施設の擴充又は新設を爲さしむるの外民間事業場等に委託し各種の補導を行はしむること

四、授産施設

年齡、前職關係等により他に轉職すること困難なる者の生活保護の爲公私團體の授産施設を擴充又は新設せしめ官公署並に軍需産業と聯絡し其の發註品及び其の生産を爲さしむること

右の場合直に市場に消化し得ざるものを生じたるときは政府に於て買上ぐる等の方途を講ずること

五、内職の助成

失業者及び其の家族の生活保護の爲軍需關係其の他の下請品の内職を斡旋指導すること

必要に應じ協同作業組合等を組織せしめ取引の統制、材料の配給技術習得等に關し指導助成すること

六、歸農の勸奬

軍需工場等に轉職し得ざる失業者に付ては其の個人的事情並に歸鄕先の狀況に依り歸農するを適當と認めらるゝ者に對し之が斡旋指導

を爲すこと

七、移住奬勵

移民に適する者に付ては移住を奬勵し必要に應じ移民訓練所を設くること

八、官公營事業等に依る救濟

官公署及び官公營事業に出來得る限り失業者を吸收せしめ更に失業の情勢に應じ土木事業、開墾事業、造植事業等にして動員資金を使用せざる失業應急事業を興すこと、尙勞働奉仕の實施に當りては失業者の就職に支障を來さざる樣考慮すること

九、一般救護に關する施設

他の方策に依り救濟すること能はざる者及び其の家族に對しては失業扶助、生活扶助又は醫療等各種救護の方途を講ずること

右の場合社會事業團體方面委員其の他各種社會施設の活動を促すこと

要するに上述の如く企業整備に伴ふ措置について政府の一般方針は殷賑産業關係者に對しては自重自制と失業防止への協力を要望し、並に不振産業關係者に對しては堅忍持久自力更生の意氣の振作を要望するといふ所謂精神指導に重點を置くと共に特に軍人遺家族竝に歸鄕軍人にして失業の虞ある者に對しては之を斡旋保護するといふにあつた樣であります。更に失業防止方策としては、現在の事業をなるべく維持することを眼目とし、之が必要に應じて軍需品産業輸出品産業又は代用品産業への轉換を指導することとし、これが施策として官廳、陸海軍作業廳等の發註はなるべく不振産業に分散し、亦軍需品産業その他に關係ある殷賑工場からも出來るだけ下註發註せしめることとしたのであります。之が轉換に要する原材料は物動計畫の許す範圍に於て出來るだけ補給すると共に又指導助成の施設としては技術の指導並に轉換に要する設備に對する國庫補助、轉換資金の融通を圖るといふ趣旨であつたのであります。

其の後商工省に於ては同方針に基いて昭和十四年六月轉業對策部を振興部に改組擴充して原則として組合等に依る集團的轉業を指導すると

共に組合を組織し得ない程に弱小なる中小商工業者に對しては各道府縣毎に中央商工相談所を設置して轉業指導を圖りたる反面更に助成施設として時局關係産業への轉換斡旋、轉業技術指導、轉業に要する組合の共同設備費補助、見本製作の助成、商工相談所の設置、大陸移駐の助成、其の他中小商工業の轉換資金の補助等各種の金融の道を開いて之が助成に當つたのであります。

次いで昭和十五年九月日獨伊三國同盟が締結せられて以來外交の轉換に伴つて我國の産業情勢も一變し從來の米英經濟ブロックから獨立して獨伊等の樞軸國と提携して自給自足經濟を確立するの餘儀なきに至つたのであります。米國は帝國の樞軸國との同盟に依る報復手段として直に對日輸出禁止を強化し、資産凍結令を實施するに至りたるため茲に對米關係は愈々惡化の傾向を辿りたるに加へ日支事變の長期戰に愈々高度國防國家の確立を期さなければならなくなつたのであります。茲に於て從來の如き經濟體制を以てしてはこれが要請に應ずることが出來ないといふことが察知せられるに至りたるがため政府に於ても速急に經濟新體制の確立を企圖とし、昭和十五年十月二十二日「中小商工業に對する對策」を決定し、更に同年十二月七日の閣議に於ては待望の「經濟新體制確立要綱」を決定、發表したのであります。經濟新體制確立要綱が一度發表せられるや各種の社會政策的新施設はこれを基礎として急速に具體化せられると共にその企業整備は勞務の再編成と結合しつつ愈々本格的に強力な指導實施が始められたのであります。

右の中小商工業に對する對策並に經濟新體制確立要綱の要旨は次の如くであります。

一、中小商工業に對する對策

(一)轉業は出來る限り官廳の强制的措置を避け同業者の組合の申合せ等に基く自治措置に據らしめ政府に於ては之に對し必要なる指導を加ふること

(二)轉業（從業者を含む）に依る犧牲を緩和

し以て轉業を容易迅速ならしむると共に國民勞務再編成の見地より之が勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべく十全の施設を講ずること

施設

(一)人の問題

(イ)轉業問題の處理に當りては轉業者に對し失業者たるの失望感を與ふることなく國策の必要に基き時局下緊要なる方面に動員配置さるるの榮譽と如何なる勞務をも厭はざるの覺悟とを抱かしむることを目途とすること

(ロ)轉業に付ては年少者、兼業者等轉業容易なる者を先にし年長者等轉業困難なる者は多少能率低きものと雖も成るべく現在の業務を繼續せしむること

(ハ)轉業者の轉換先は概ね次の如くすること

(1)軍需産業

(2)生産力擴充及附帶事業

(3)滿洲開拓民（中小工業開拓を含む）

(4)支那、南洋其の他海外への移住進出

(5)農業生産力擴充（國又は公共團體營開墾及歸農）

(6)國防上必要なる土木事業

(ニ)轉業相談に應じ適切なる勸業指導所を設置すること（別案第一）

(ホ)轉業者を收容して精神的肉體的基本訓練を設置すること（別案第二）

(二)物の問題

轉業者の財産處分負債整理等に對する便宜を供與し以て其の犧牲を尠少ならしめ轉業を容易ならしむること

之が國民更生金庫を設くること（別案第三）

（別案第一）

國民職業指導所設置案

一、現在府道府縣に存する職業紹介所、中央商工相談所を統合して國民職業指導所とすること

二、國民職業指導所に於ては職業轉換の勸奬、

相談、指導、就業者の紹介、斡旋、其の他勞務の配分に關する事務を有機的一體として行ふものとす

三、國民職業指導所の事務に付ては知事を責任者とし其の業務執行を圓滑適正ならしむる爲國民職業指導員を置くものとすること

國民職業指導員は其の地方に於ける商工業其の他の産業及社會事業に付知識經驗を有するものより選任すること

四、國民職業指導所は厚生省の主管とし中小商工業の轉業に關する事務に付ては關係各省と協力して之を行ふこと

（別案第二）

國民勤勞訓練所設置案

一、國民勤勞訓練所は新に設立する特別の團體に委託し經營せしむるも之に要する費用は國に於て負擔すること

二、差當り東京、大阪の二ケ所に設置すること

三、收容期間は三ヶ月以内とすること

四、訓練は被訓練者を原則として合宿せしめて之を行ひ家庭に對する生活手當をも考慮するものとすること

五、訓練修了迄の間に於て國民職業指導所と協力し適職の判定其の他の指導を行ふものとすること

六、國民勤勞訓練所の主管は厚生省とすること

(1)軍需産業及生産力擴充産業への轉換に對しては職業補導所の活用を圖ること

(2)滿洲開拓民に對しては滿洲開拓民訓練所を活用すること

海外への移住進出者に對しては特別の訓練施設を考慮すること

(3)農業生産擴充への轉換に對しては修練農園等を活用すること

（別案第三）

國民更生金庫設置案

一、本金庫は時局の要請に應じ轉廢業せんとする者の資産、負債の整理を促進するを目的とす

二、本金庫は東京に本社を置き全國樞要の地に

支社、出張所を設く

三、本金庫は政府、地方公共團體等を以て出資者とし出資金總額　圓とす、本金庫は債券を發行するものとし右債券に對しては政府之が元利支拂の保證を爲すものとす

本金庫は預金部其の他の金融機關より資金の借入を爲すことを得

四、本金庫の職員は固有職員の外各地毎に地方商工職員、預金部支部職員、銀行、信託會社、商工組合中央金庫、庶民金庫、信用組合、商業組合、工業組合等の職員にして地方の事情に通曉し且つ資産の評價並に處分に知識經驗を有する者を以て之に充つ

五、本金庫は轉廢業者より其の事業用動産不動産の信託讓渡を受けて之を管理、處分し又右資産價額の限度に於て負債償還資金、轉職資金等の貸付を爲すことを得

六、轉廢業者本金庫に資産の信託讓渡を行ひ資金の融通を受けんとする際は原則として所屬組合の承認を受くるものとす（組合に於て政府の監督の下に整理計畫を樹てたるものに限り本金庫に於て引受くるものとす）

七、所屬組合に於て整理計畫を樹つるに際しては共助の原則に依り轉廢業者に對し組合より相當額の給付を行ふ建前を執るものとす

八、本金庫が事業用資産の信託讓渡を受くる場合に於ける評價は一應營業を繼續するものとして妥當なる價格に依らしむることとす、但し七に依り組合より給付を受くる場合又は本人の資産狀況等により適當に之を査定するものとす

九、信託を受けたる資産の評價額と處分價格との差損額は政府之を補塡す

十、資産處分を了へて尙ほ殘存する債務に付ては適宜金庫に於て肩代りを行ふものとし之に依り生ずる損失は政府之を補償す但し此の場合債權者にも相當の犧牲を負擔せしむるものとす

十一、本金庫の毎年度收支差額並所要利子は政府より之を補給するものとす

十二、本施設に伴ふ國庫の負擔を可及的輕減する爲關係組合等より納付金等の徴收を考慮すること

二、經濟新體制確立要綱

第一章　基本方針

日滿支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圏を確立し、その圏内に於ける資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業の中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制の完成に資し、依つて軍備の充實國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす。而して之が爲には（一）企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任ぜしめその最高能率の發揮に依つて生産力を增强せしめ、（二）公益優先、職分奉公の趣旨に從つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し、高度國防國家目的を達成せしむるを要す。

本要綱の實施に當りては現下の時局に鑑みその緊急なるものに重點を置き、必要に應じ逐次之を實施するものとして生産力の低下、配給の不圓滑を生ずることなく、民心の不安を來すことなきを期す。尙本體制の整備に卽應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ。

第二章　企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして國家的に從ひその創意と責任とに於て之を經營せしめ生産の確保增强を期す。

一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限る。

二、企業はその性質に依り一定の基準に從ひ之が設立等につき必要に應じ制限を加ふ。

三、企業はその性質に依り一定の基準に從ひ生産、計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得。

四、中小企業は之を維持育成す但しその維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ

且その圓滑なる轉移を助成す。

五、企業は國家的生産增强に寄與せしめ又その恒久的發展を遂げしむるため適當なる指導統制を行ふ。

イ、主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す。

ロ、國民經濟の秩序保持に障碍ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の增强に寄與したる者に對してはその利潤の增加を認む。

ハ、企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるもその超過部分は公債その他を以て留保し一定條件に從ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く。

ニ、發明發見に依り國家生産の增强に寄與したる者に對しては特別なる報奬の途を講ず。

ホ、技術は之を公開するの途を拓きその優秀なるものに對しては適當の報奬を與へ以てその進歩を促進す。

ヘ、企業の設備更新を容易ならしめその他企業の基礎を鞏固ならしむるため償却を强化す。

ト、企業の國家的生産增强に對する寄與に應じ重點的にその擴充發展を助成す。

六、農業水産經營の企業體制に就ては別途之を考慮す。

第三章　經濟團體

一、經濟團體組織

イ、重要産業部門に付ては企業及び組合を單位として同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す。

その基本條件左の如し。

1　經濟團體は之を特殊法人とす。

2　經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運營す。

ロ、その他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す。

ハ、外地の企業は外地各地域に於て前各項に準じ夫々經濟團體を組織す但し內地との一元的統制を特に必要とするものに付ては全國的統制に付適當なる措置を講ず。

ニ、經濟團體を組織するに付特に留意すべき事項左の如し。

1　經濟團體の編成に當りては重要なるものより逐次必要の順序に依りこれを組織す。

2　軍事上特に必要ある企業に付ては別途これを考慮す。

3　全產業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたるときに於てこれを設置す。

二、經濟團體の職能

イ、重要產業經濟團體の職能左の如し。

1　政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責に任じ且必要ある場合に於ては政府に意見を具申す。

2　前項の計畫實行に付下部經濟團體及び所屬企業の指導に任ず。

3　必要に應じ生產、配給等經營の實績調査を爲すと共に生產品の品質規格の檢査の衝に當り下部經濟團體を監督す。

4　共同計算その他の方法に依り犧牲事業等に對し共助の實を擧げ產業の發展に資す。

ロ、その他の團體の職能も概ね右に準ず。

三、政府の監督及び大政翼贊會との關係

イ、政府は經濟團體を指導監督す。

經濟團體の整備に伴ひその運營は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱に止どむ。

ロ、政府は經濟團體の組成發達を圖るため大政翼贊會と協力す。

四、農林水產業に關する經濟團體組織に付ては別途之を考慮す。

曩の中小商工業者に對する對策の趣旨とするところは日獨伊同盟締結に伴つて、中小商工業

の活動範圍が一層縮少せられ、之がため其の機能の變革を餘儀なくせられることゝなる爲、從來の對策又は施設に於ては中小商工業者竝にその從業員中から相當の要轉業者を出すことが豫想せられたのであります。從つて之が對策としてはなるべく强制的措置を避けて同業者の組合の申合せ等に依つて之を自治的措置によらしめると共に併せてこれに必要な指導を加へ、轉業による犧牲を緩和し轉業を容易且つ迅速ならしめると共に國民勞務再編成の見地から勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべき充分なる施設を講ずることに重點を置いたものであります。更に轉業問題の處理についても轉業者に對しては極力失業者たるの失望感を與へることなく要は國策の必要に基いて緊要產業へ動員配置されることを榮譽と心得せしめると共に時局下緊要なる勞働に協力するといふ所謂協力精神の涵養に努めしめることとしたのであります。亦轉業の順序についても年少者、兼業者等轉業容易な者を先にし年長者、專業者等轉業困難な者は多少低能率で在つても出來る限り現在の業務を繼續せしめることゝしたのであります。然らば之が轉業者を如何なる方面に轉業せしむべきか卽ち之が轉業者の轉換先はどうなるかといふことになるのでありますが之には先づ軍需產業、生產力擴充及び附帶產業、滿洲開拓民、支那、南洋その他海外への移住進出、農業生產力擴充、國防上必要な土木事業等を指定したのであります。

更に右の施設としては、轉業の相談に應じ、適切な勸奬指導を行ふために國民職業指導所を、轉業者を收容して精神的肉體的基本訓練を行ふ施設として國民勤勞訓練所を、又轉業者の財產處分、負債整理等に對する便宜を供與し、その犧牲を少くして轉業を容易ならしめる爲に國民更生金庫を設けることにしたのであります。

次いで歷史的な昭和十六年十二月八日の米英膺懲の大詔を拜するや愈々國の總力は擧げて大東亞建設の大業に邁進せねばならぬ時に當り政府は速に企業整備も亦この大理想に卽應して完

成させねばならなくなつたのであります。之がため各業種に於ける企業整備の實施についても夫々その業種の特性に應じ、又必要の程度に卽してその實施を特に促進し、之を圓滑に遂行する爲に昭和十七年三月六日の閣議に於て「中小商工業者の整理統合竝に職業轉換に關する件」を決定し併せて企業整備に關する計畫の樹立實行に當つては、關係各廳の緊密なる連絡と協力とを圖る必要があるので、政府は企畫院に關係各廳係官を以て組織する「中小商工業編成對策委員會」地方には各道府縣に「中小商工業再編成協議會」を設置することになつたのであります。申す迄もなく「中小商工業再編成協議會」は地方長官を中心とし、商業組合、工業組合、商工會議所その他產業團體の代表者、緊要產業の事業主、關係官公吏、大政翼贊會關係者その他學識經驗ある者等を委員とする强力な官民協議會であつて、道府縣廳が主務省の指示により又獨自の立場に於て具體的設備計畫を樹立實行する場合に、この協議會に於て官民協力の下に愼重に圓滑にやつて行かうといふ趣旨の下に生れたものであります。

要するに戰時下に於ける企業整備の實現についての根本方針は、行政官廳の適切なる指導によつて當業者をして自主的に實施せしめるに在るを以て行政官廳の指導も亦商工業の各業種別に其の必要な事項を指示したのであります。特に小賣商についての具體的方針は本年三月六日の閣議で定められた「中小商工業の整理統合竝に職業轉換促進」の方針に基いて、企畫院に設けられた「中小商業再編成對策委員會」に於て愈々具體的對策を攻究し成案を得るに至つたので、四月二十一日の閣議に於て大體次の如く決定され、更に五月十二日に之が實施の萬全を期するため商工、農林、厚生、大藏、內務の各省次官から各地方長官に對し細目について次の如き共同通牒が發せられたのであります。

之が要旨は大體次の如くであります。

一、中小商工業者の整理統合並に職業轉換に關する件（情報局發表）

中小商工業問題に付ては支那事變勃發以來各種經濟統制の進展と共に其の段階に應じ夫々適宜の措置を講じ昭和十五年十月に至り同年九月の外交轉換を契機とする事態に對處する爲「中小商工業者に對する對策」を決定し國民職業指導所、國民勤勞訓練所及國民更生金庫の三大施設を創設し之等施設の運營を中核とし各般の施策を講じて來たのであるが從來の方針は物資不足、各種統制の强化、價格の公定、輸出の不振等に因り其の活動範圍の縮少せられたる者に對し及ぶ限り失業者を出さざる樣努むるも尙轉業の止むなき者を如何にして緊要產業部門に轉換せしむべきかに目標を置いたのであつたが其の後國際情勢は變轉に變轉を重ね遂に大東亞戰爭の勃發を見るに至り戰爭完遂の目的を達成する爲には速かに高度國防國家態勢の確立を圖り眞に國家の總力を擧げて之に當らなければならぬ。近代戰爭が國家總力戰であつて就中經濟戰を最も重要視するものであるから產業編成を戰爭目的達成に卽應する如く組替へることが大切であつて且先決問題となつたのである。

我が國の中小商工業は支那事變發生以前に於ても幾多の缺陷を有し其の合理化が要請せられて居つたのであつて支那事變より更に大東亞戰爭となり玆に重點主義に基く生產の增强物資配給の圓滑適正化を目途とする中小商工業の再編成を爲し其の健全なる發達を確保すると共に勞務動員計畫に基く勞務の再配置就中緊要產業部門の勞務の充足を圖り以て產業の合理的發達を促し國家經濟の總力發揮を企圖することこそ刻下最大の緊要事であると謂はねばならぬ。

然るに大東亞戰爭の緖戰に於ける赫々たる戰果に眩惑せられ直ちに南方諸地域の重要物資が豐富に供給せらるるものゝ如く速斷し、爲に中小商工業の再編成の如きは其の必要なきに至るが如く考へる向もないではないが戰に勝拔く爲には速に國內必勝態勢を確立し總力を擧げて戰爭目的に集中しなければならぬは勿論、戰後に於ても大東亞の盟主として其の防衞に任じ國防力を維持增强し大東亞に於ける國家民族の共榮

を圖らんとせば、今日の儘の產業編成、就中中小商工業の狀態は遺憾乍ら之を許されないのである。固より大東亞戰爭の戰果は我が國產業の前途に多大の光明を贈らし、將來の飛躍的發展は期して俟つべきものがあるが、此の產業界の躍進を企圖し之を確保するが爲には、先づ軍需產業等の緊要部門に人材を集中し銳意生產增强に總力を結集しなければならぬ。

敍上の見地に依り政府に於ては此の際業者の積極的協力の下に、進んで中小商工業の必要なる再編成竝に職業轉換を圓滑に行はしむる爲、企畫院に委員會を設け關係各省一體となり之が計畫的實施を期し重要事項に付ては更に閣議の決定を經ることと致した次第である。

然し乍ら我が國の中小商工業は古き沿革を有し特異な組織として發達し來り產業經濟界に多大の貢獻を爲し地位を占むるものであつて、之が再編成は業者として非常な苦痛であるばかりでなく、產業上に於ても社會上に於ても其影響は少くないので政府としては實施上の具體的措置に付ては愼重の上にも愼重を期し苟も業界の摩擦や社會不安を惹起するが如きことのない樣特に應召者、戰病死者の遺家族等に付ては特別の考慮を拂ふ考である。

既に政府は多額の國庫補助金を交付して同業團體の共助制度の完璧を期すると共に、國民更生金庫に付ては資本金の增額と更生債券の發行限度を擴張し資金の劃期的充實を圖り更に繫資金制度に依る簡易貸出に依り之が積極的活用を期するは勿論、轉業者に對しては租稅の減免をも圖り、轉職する從業者に對しては生活援護費を給與するの外將來企業の新規開業を認め得る情勢に立到れる場合は轉廢業者の優先復歸を認むる等萬全の措置を講ずることとなつて居る。

當業者諸君は此の際產業再編成の國家的要請に對し積極的氣魄を以て協力し生產性の昂揚と配給の適正化に貢獻せられ度い。更に進んで國策に協力し職業の轉換を爲される諸君に對しては國民齊しく深甚なる敬意を表すると共に政府は勿論、同業團體に於ても適當なる轉換先を斡旋

し、其の生活に付ては不安のない樣各般の施策を講ずる所存である。轉職する諸君に於かれては職業轉換が時局下喫緊の要請である所以を充分理解し應召者の心を以て勇躍新職場に赴き光榮ある大東亞の建設に向つて職域奉公の赤誠を捧げられんことを望んで止まぬ次第である。

二、中小商工業再編成協議會要綱

一、本協議會は中小商工業再編成の急速なる實施を促進する爲企業の整理統合計畫の樹立、轉廢業者に對する共助施設の整備、職業轉換の指導斡旋等に關する事項を協議するものなること

二、本協議會の會長は地方長官之に當り委員は管內に於ける左に揭ぐる者の中より之を任命又は委囑すること

(一) 商業組合、工業組合、商工會議所其の他產業團體の代表者

(二) 緊要產業の事業主

(三) 關係官公吏(總務部長、經濟部長、學務部長、警察部長、市町村長の代表者等)

(四) 大政翼贊會關係者其の他學識經驗ある者

三、本協議會は左の事項を審議するものとす

(一) 企業の整理統合の實施に關する一般方針

(二) 共助主體間に於ける共助額の均衡化其の他共助施設の整備に關する事項

(三) 職業轉換の指導斡旋に關する事項

(四) 其の他中小商工業再編成實施に關する事項

四、本協議會に部會を置くこと

部會は道府縣單位の商業組合、工業組合又は同聯合會が整備せられあるときは右組合又は聯合會を以て單位とすること

五、部會の會長は知事又は道府縣關係部長を以て之に充て委員は管內に於ける左に揭ぐる者の中より會長之を任命又は委囑すること

(一) 關係商業組合、工業組合又は同聯合會の役員又は職員

(二) 關係官公吏(學務部、警察部、經濟部

其の他）

（三）大政翼賛會關係者其の他學識經驗ある者

商業の再編成に關する部會には道府縣商業報國會推進隊長を委員に加ふること

六、部會は左の事項を審議すること

（一）當該商工業に於ける新企業體制の整備確立に關する事項

（二）當該商工業の整理統合の方法に關する事項

（三）職業轉換を爲すべき者の決定に關する事項

（四）轉廢業者に對する共助に關する事項

（五）轉廢業者に對する職業轉換の指導斡旋に關する事項

（六）其の他當該商工業の再編成に關する事項

本協議會は部會の決議を以て協議會の決議と爲すことを得ること

三、小賣業整備要綱（情報局發表）

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす但し特別の事情に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ產業組合其他の農林水產團體及百貨店等との間に夫々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日用生活必需品に就ては買出し又は配達の便宜、消費者數及びその分布狀況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登錄制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと

五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し之が向

上を圖る爲店舗をして共勵せしめその成績に應じ取扱數量の增減を圖る爲登錄の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと

六、轉業者の決定に當りては年齡、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より之を選定すること尙戰死者及び戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく從前の業務を繼續し又は之に從事し得る如くすること

七、轉業者は速にその就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要產業の生產增强に協力せしめ之に依り轉業に必要なる錬成を爲さしむること

八、轉業者の收入は從前の收入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふと共に其の家族に對しても就職授產等に付て適切なる措置を爲すこと

九、整理統合實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奬實施せしむること

十、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗其の他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等に於て買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共に其の營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむること

十一、職業轉換を爲したる者が從前の企業に復歸を希望する場合に於て其の企業の新規開業を認め得る事情にある時は之が許可につき優先的に考慮すること

四、小賣業はどう整備されるのですか

中小商工業の再編成は大東亞戰爭完遂に必要なる國內經濟體制の整備を計る一要件として深甚の關心を與せられ政府は去る三月十日の閣議に於て中商工業者再編成並に轉業促進に關する基本方針を決定し中小商工業者の整理統合に萬全を期するため、企畫院を中心として各省間で

着々具體化を考究中であつたのでありますが、中小商工業者の一翼を形成し、然も轉廢業者に關しもつとも重要視される小賣業者の整備方針は去る四月二十一日の定例閣議に附議決定、情報局から發表され、ここに多年經濟體制整備上の重要問題として種々論及施策され來つた小賣業者整備の根本的方途が確立されるにいたつたのであります。偖て小賣業の整備が産業再編成の根本原理の上に行はれなければならないことは今更こと新しく申上ぐるまでもないところでありまして産業再編成とは全産業機構を國防目的に副ふやうに編成替することでありまして之が目標とするところは國家の綜合經濟力を戰爭目的に集中化するに在るのであります。玆に於て注意を要することは再編成された經濟機構は國家主義に立却したるものなると共に全體的に能率的で然も今後の經濟的發展に背馳せざることを期さなければならないのであります。更に戰時に於ける編成替は出來るだけ圓滑に斷行することを要し、いやしくも無用の混亂を生ぜしめたり又は生産配給等を停滯せしむが如きことがあつてはならないことは勿論であります。小賣業整備の方針もこの點を綜合的に考慮し決定したのでありまして、小賣業整備要綱の之が方針の主要點として注目されるところは大體次の如き事項であります。

(イ)從來の整理方針は中小企業有限會社又は組合などの統合體にまとめたるが今回はこの方針を變更していはゆる拔き取り整理を原則として整理統合後の殘存企業體を出來るだけ個人企業態で存置することにしたこと、これは統合體を結成した場合の能率低下、サーヴイス惡化を防止して消費者の立場を擁護すると共に中小業者の無用のサラリーマン化を阻止せんとするものであること

(ロ)食等品等については配給組合區域を設定し從來の切符制、通帳制から進んで顧客登錄制を實施して計畫配給に萬全を期し共同御用聞とか、共同配給を行つて勞働力の不足を補つてゆくこと

(ハ)整理に伴ふ配給能率の惡化を防ぐため一つの配給擔當區域に數個の店を殘してサーヴイスの競爭をさせ成績に應じて消費者に購入先の自由選擇をせしめること(サーヴイス取扱數量—消費者登錄の三者をリンクせしめるため)

(ニ)轉業者の收入に激減を生ぜしめないやう各種の考慮を拂ひ、その家族の初給賃金などについても賃金統制令の特例を認めること

尙情報局の發表に依る本要綱の要旨は次の如くであります。

「小賣業の整備について政府は過般の閣議において産業の再編成に伴ふ中小商工業者の整理統合ならびに職業轉換の促進に關してその大綱を決定し自來企畫院を中心とし關係省間にこれが具體的方途を考究中なりしところ本日の閣議において小賣業整備の方針を決定した、その要旨次の如くである。

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす、ただし特別の事由によりこれにより難き場合はその他の方法によりこれを行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮するとともに消費者の便益を十分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體および百貨店等との間にそれぞれ必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日用生活必需品については買出しまたは配達の便宜、消費者數及びその分布狀況需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定しこれに適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制または顧客登錄制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要により共同御用聞または共同配達を行ふこと

五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し、これが向上を計るため店舗をして共勵せしめその

成績に應じ取扱數量の增減を計るため登錄の更新をなさしむる等適當なる措置をなすこと

六、轉業者の決定に當りては年齡、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者よりこれを選定すること、なほ戰死者および戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく從前の業務を繼續しまたはこれに從事し得る如くすること

七、轉業者は速にその就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至るまでの過渡期においては必要により勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要產業の生產增强に協力せしめこれにより轉業に必要なる錬成をなさしむること

八、轉業者の收入は從前の收入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふとともにその家族に對して就職授產等について適切なる措置をなすこと

九、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奬實施せしむること

十、企業の整理統合により轉業するものの店舗その他の營業用設備、手持商品等の處理については業者または業者團體等において買取り、または利用處分の斡旋をなすとともに營業上の債權債務についてもこれが處理に協力せしむること

右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

十一、職業轉換をなしたる者が從前の企業に復歸を希望する場合においてその企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮すること」

申すまでもなく小賣業の整理統合は日支事變勃發以來當局の指示を俟つまでもなく業界に於ても自發的に之が處置が講ぜられて來たものもあるのでありますが、眞に當局が小賣業の整備統合を考慮し之が基本方針を發表したのは本年の四月二十一日の閣議に於て決定し、次いで五

月十二日に小賣業整備要綱が發表せられてからであります。

本要綱は今後の小賣業整備の一般的基本原則を定めたものでありまして此の一般的基本原則に基いて今後小賣業の整理統合を必要とする業種を選定し徐々に整理統合を促進せんとするものであります。曩に揭記したる本小賣業整備要綱に依れば先づ第一に小賣業の整理統合に當りては從來の所謂業者の取扱商の實績のみを基準として決定するものではなく更に例へば店主の轉業の難易、店舗の位置、店舗の分布狀況、店舗の經營規模等も亦其の審査の重要條件となる他更に消費者側の物資購入の便宜をも考慮せられなければならないことは勿論であります。

次に重要なることは小賣業整備の企業形態については小賣業者としての個人企業態を存置せしむることとしたことであります。亦之が企業整備の方法は從來の如く業者を會社又は組合等に統合せしむるが如き所謂企業合同の方法に依らず業者の中轉業せしむることを適當とするものの中から拔取整理して業者をして個人企業形態の儘存置せしむる方針を採つたことであります。

以上の如く小賣業整備の方法に於て個人企業態を現在の儘存置せしめんとする主なる理由は申すまでもなく我國の小賣業なるものは製造工業又は卸賣業等とは其の趣を異にして直接消費者に物資を販賣する小配給機構でありまするとと共に家族と企業とが一體を爲し家族勞働を活用して堅牢なる中產階級を保持して社會構成の健全を圖らうといふことを主眼として居るものでありますがため本要綱に於てもこの趣旨の下に存置の必要を認めたわけであります。

小賣業も製造工業又は卸賣業と同樣既に業種に依つては整理統合濟のものもあるのでありまして此等整理統合濟のものについては別に從來の定められた方針を變更する必要のないことは勿論であります。尙ほ目下業者に依つて整理統合が進捗中のものにして個人企業の形態に依つては之が適正なる運營を期することが出來ない

ものについては更めて各地方廳に於て夫々本省の指示を得て別に其の整理統合に對する方針を定めることになつて居るのであります。

尤も玆に注意を要することは個人企業の形態に引戻すことが出來ないもの又は引戻すことに依つて反對に混亂を生ずる虞のあるものは例外として別に企業合同の形態が認められる筈であります。

亦今後整理統合を要するものにして從來の個人企業の形態に依りがたいものに付ては各地方廳に於て其の都度夫々本省と打合せの上之を決定することになつて居るのであります。更に配給機構の整備上どうしても企業合同に依らなければならないもの又は其が最も適切なる企業形態である場合には例外として別に認められることになつて居るのであります。

尙整理統合に當つて小賣業者としての個人企業形態をこの儘存置するにしても今後決して組合の統制又は共同施設を否定するものでないことは勿論でありまして寧ろ小賣業者としては個人企業形態を存置することになれば愈々更に組合の統制は必要となり殊に轉業者に對する共助施設の擴充整備のためには組合の使命は愈々其の重要性を增すことになるのであります。

尙味噌、醬油、魚介、蔬菜、荒物、雜貨等の所謂生活必需品の取扱ふ店舗については單に業者の整理統合のみを重點とすることが出來ないがため更に之が配給の圓滑適正等の條件をも考慮する必要上之は別に特別の措置を構ずる手筈になつて居るのであります。尤も今後必要に應じて之が配給擔當區域を特に定めて之に適當數の店舗を配置して業者がお互に競つて奉仕する樣種々なる措置を講ずる方針であります。

亦各店舗の取扱物資についても錯雜を來すが如きことがない樣に適當に整理調整すると共に各店舗の賣上高に付ても合理的經營が出來る程度に調整することを要望せられて居るのであります。配給擔當區域についてもなるべく一町內會又は二町內會以上を區域として而も成るべく

各業種に付て共通的にする樣措置する筈であります。

この場合附近に若し商店街並に小賣市場が存在して其の必要がない場合にはどうなるかと申しますと之は以上の趣旨に依つて整備する方針なること勿論でありますが商店街並に小賣市場等の形態を利用して行く樣に留意すると共に共同御用團又は共同配達制度をも實施して配給能率の增進を期さなければならないのであります。更に其の必要に應じ切符制、通帳制、登錄制等を實施して配給を計畫化することに付ても考慮せられて居るのであります。

更に呉服裝身具貴金屬等の所謂身廻品店に付ては別に業者間の配給擔當區域を設立することなく現在の店舗の分布狀況を考慮しつつ適宜に整理統合を行ふといふ方針の樣であります。

次に小賣業の整備も市部と郡部とでは夫々其の事情に異にするため之が整備も劃一的に取扱ふことが出來ないこと自明のところでありまして農山漁村に於ける小賣業の整備に當りては地方の事情に應じて適宜萬屋式店舗を分散存置せしめることを要するのであります。偖て玆に注意を要することは戰時下に於ける配給能率の低下を防止すると共に之が向上を圖るためには官民一致全幅の努力を拂はなければならないのでありまして之がためには業者を中心とする商業報國運動等に依つて極力經濟道義の昂揚を圖り他面に於ては店舗相互間に於て健全なる競爭を行はしめ以て其の成績に應じて取扱數量を增減せしめる樣に一定期間每に客の登錄替等をする方策等も講ずる必要があらうとされて居ることであります。

尙ほ業者の轉業の基準は轉業者の年齡、資質等から見て緊要產業部門に轉業を適當とするか否かに依つて之を定め、この要素を備ふる業者は直に蹶然と起つて新職場に轉出すると共に其の反面殘存する業者は銳意配給能率の增進、サービスの向上に專念して戰時下に於ける新商業道德の樹立實行に精進せられると共に去り行く同業者に對しては相扶共助の誠を爲すため共助

制度の確立を圖らなければならないのであります。轉業者も殘存者も國家の要請に應じて滅私奉公の道に生きることこそ皇國日本の新商人道と考へなければならないのであります。

要するに本要綱を略言すれば小賣業整備の根本方針は其の企業形態については原則として小賣業者としての個人企業態の存置を認め之が企業整備の方法も從來の如く會社又は組合の合同等の方法に依らず其の儘個人企業を存置すると共に轉廢業者を決定する基準についても實績に依らず轉業しても働ける者を先にし年長者、專業者等轉業困難なる者は能率の低下に拘らず成るべく其の儘業務の繼續を認め、戰死者、戰病死者又は出征軍人が傷痍軍人が事實上の營業主なる場合等には特に其の取扱について考慮を拂はんとするに在るのであります。

更に小賣業を廢止して他に轉業する者が決定した場合には速かに其の就職先、就職條件等の大體の目途を定めたる後轉出せしめることとしてこの間現在の組合に於て夫々生活費の補給、轉業資金の補助を爲し轉業者に對しては同業者の共助精神に基く自治的共助方法として別に既存の組合に於て共助資金を醵出し轉業者に共助資金を贈ることなども考慮せられて居るのであります。

亦轉廢業者の店舗其の他營業用の設備、手持商品、營業上の債權又は債務の處理については同業者團體又は國民更生金庫が之の處理に當ることに定められて居るのであります。

最後に業者の整理統合に伴ふ配給能率の低下を防止し其の向上を圖るため店舗を共勵せしめるためには業者の使命に對する正しい認識と適正なる報償制度の確立を圖る必要があるのでありまして茲に所謂新商業道德の確立が要望せられて居るのであります。

本要綱の實施に伴つて從來中小商工業者の再編成に關しと角非難されてゐた配給能率、商業道德の低下を防止する一方、業者の生活に關する部面を愼重に考慮し特に收入の減少、轉業方法に關し一方前進した方針を確立したことは中

小商工業者の全般の整理統合に關し實情に卽した方策が實施される前提として極めて注目されて居るのであります。而して今後小賣業整備方針の決定により業者の整理統合は一段と促進されることになるのでありますが、これが具體的な方策は整備の大綱たる該所管官廳並に企畫院に設置されてゐる中小商工業再編成委員會において決定、ついで各府縣の計畫は各府縣の中小商工業再編成協議會の手によつて作成し地方長官指導の下に各組合で實行することとし各個人の具體的な轉業については國民職業指導所がその任に當り、また轉換すべき業者の選定については各組合において銓衡し地方長官が決定することになつて居るのであります。

五、小賣業整備の目標はどこに在るのですか

小賣業整備の目標とするところは曩にも述べたる如く戰時に於ける物資の配給機構を整備して小賣業者を數的に縮小すると共に之が小賣業の經營を合理化し、物資の配給を圓滑適正にし以て之に因つて生じたる餘剩勞務を戰時下に於ける勞務動員計畫に基づいて緊要產業部門における勞務の充足を圖り、大東亞戰爭の目的遂行に必要なる總力を發揮せんとするところにあるのであります。小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基づく業者の職業轉換は實に表裏一體の關係にある如く密接な關係を有するのでありまして、この兩者を見合して之が整備計畫を樹立し之を實行しなければならないのであります。

茲に於て本要綱に於ても第一に「小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基く之が職業轉換は表裏一體なるべき關係に在るを以て兩側面の計畫並に實施に付彼此照合することを要す」なる旨を定めたものであります。いやしくも小賣業者を整備はしたが轉業者が他に轉換すべき適當なる職業が見當らぬとか又は轉廢業者を出し過ぎて之がために今後の物資配給に支障を來す等の如きことがない樣にせねばならないのでありまして政府に於てもこの點を最も懸念して居るのであります。

御承知の如く支那事變勃發以來勞務の不足は主として農村方面に於て調達し來たのでありますが事變の長期化と大東亞戰爭の勃發に伴つて愈々勞務の不足を來すに至りたるため之を單に農村方面に於てのみ勞務の給源を求めることが出來なくなつて來たのであります。之がため曩に公布せられたる勞務調整令、賃金統制令、企業許可令竝に企業整備令等は總て勞務の餘剰發揮に資せんとするために發布せられたものであります。要するに曩にも述べたる如く小賣業整備の目標とするところも物資の配給機構を整備して目下の小賣經營を一層合理化し以て物資配給の圓滑適正化を主たる目標とし併せて緊要部門への勞務の充足を圖らんとするにあるのでありまして唯單に不足の勞務の給源のみを茲に求めるために小賣業を整備統合するものではないといふ事を深く理解しなければならないのであります。

而して業者の整理統合に當りては地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即して積極的指導を行ふこととし第一には整備計畫の樹立及實施に付ては地方官廳に於て積極的に企畫指導し其の適正且迅速なる實施を期すると共に整備計畫の樹立實施に付ては中小商工業再編成協議會及其の部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむる樣に之を指導監督することになつて居るのであります。

六、小賣業の整備はどんな方法で行はれるのですか

今回發表せられた小賣業整備要綱に於て最も顯著なる特色は個人企業形態を存置せしめんとすることにあることであります。

御承知の如く企業の整理統合の方法として考へられますることは特定の企業を從來の形態の儘にして置いて他の企業を全然整理する所謂拔取整理の方法と、從來の企業を合體して統合體企業として存置する所謂統合整理の方法とがあるのでありますが我國の小賣業の實情から之を考へますれば小賣業は其の家族勞務の活用を圖り勞力を節約すると共に商業者と消費者の從來

の溫情豐かな取引關係を持續せしめ更に創意と責任に於て事業を經營する獨立企業態を存置することは、健全なる中堅階級を維持する上から是非とも之が存置を必要とするといふ見地から政府に於ても今回拔取整理の方法を採用するに至つたのであります。尤も右の拔取整理の原則を絕對的なものとすることは種々の事情から困難であつて却つて反對の弊害を惹起することをも豫想されますので特別の理由で以て拔取整理の方法に依つて個人企業形態を存置することが許されない場合には其の他の合同方法に依つて統合企業體として存續せしめることとしたのであります。政府の定めたる之が要綱の要旨は次の如くであります。

「整理統合に當りては小賣業者としての個人企業形態を存置するものとす但し特別の事由に因り之に依り際き場合には其の他の方法に依り之を行ふこと尙之に付ては左の諸點に留意すること

(イ)既に企業合同の方法に依り整備實施濟のものに付ては之を變更するの要なきこと此の場合に於ては業種規模等を主務省に報告すること

(ロ)現に整備進行中のものにして特別の事由に依り個人企業形態に依り難きものに付ては業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省の指示を受け措置すること

(ハ)今後實施するものにして特別の事由に依り個人企業形態に依り難きものに付ては其の業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省に稟議すること」

以上の要綱を簡單に說明致しますとまづ第一に小賣業の整理統合に依る其の企業形態は小賣業者としての個人企業態を存置せしめることにしたことであります。而して整備の方法としては、小賣業者としての個人企業形態を存置する方針の下に拔取整理の方法に依ることにしたことであります。尤もこの方針を絕對的なものとして行くことは、種々の特殊の事情から困難な場合も豫想せられますので、特別の事由で以て

個人企業形態を存置する方法により難い場合にはその他の方法、例へば統合整理の方法によつて之を行ふことが認められることは既に述べたところであります。次に企業合同の方法によつて實施濟のものは、更に之を變更する必要はないのでありますから新に之を考慮する必要はないのであります。たゞこの場合には、その業種や規模等を地方廳で取纒めて主務省に報告することに定められて居るのであります。亦既に實施濟で新らしい機構の下に整備されたものを更に變更することは之が機構を混亂に導く虞がありますので、これを變更する必要がないことにしたわけであります。尤もその結果が著るしく不適當であると主務省で認めたものは、更に之を變更せしむることとなることは勿論でありますが之は特別の事由で以て個人企業形態により難いものは、その業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具して、主務省の指示を受け、その指示に從つて措置することになつて居るのであります。主務省の指示に依つて企業合同を實施してゐるものは、近く主務省からその方針を變更する必要があるかどうかを指示される筈であります。最後に今後整備を實施するものにして特別の事由によつて個人企業形態により難いものは、豫めその業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具して主務省の指示を受けてその指示に從つて措置することになつて居るのであります。

七、小賣業整理統合の基準はどう定められて居るのですか

小賣業の整備に當つて最も重大なる關心事は如何なる小賣業を存置し如何なる小賣業者を轉業させるかを決める場合の基準であります。本要綱に於て整理店舗の決定、轉業者の選定については從來の實績主義によらず轉業して他の職場で働ける者（年の若い者、體の丈夫な者、他の職業に經驗ある者、他の職業に關する技能のある者等）を先にし、年長者、專業者等轉業困難なる者は多少能率低きものと雖も成るべく現在の業務を繼續せしむる等實績に拘泥せず轉業

の難易店舗の位置、分布企業の經營規模等を勘案すると共に消費者の便益等をも充分考慮して之を定めることになつて居るのであります。即ち小賣業整理統合は大東亞戰爭完遂の必要に基く產業再編成の立場から行はれるものでありますから物資の配給が適正に行はれるやう、適當數の店舗を適當な位置に配置し、然も整理後の小賣業の經營が成立つて行くやうに適限規模を考慮して定めて行かなければならないのでありまして殊に生活必需品については、消費者の便益を十分考慮して店舗の位置、分布等を決める必要があるのであります。

尤も取扱商品の種類に依つて其の事情を異にするのでありまして例へば米のやうな重量商品については目下のところ配達を必要とする關係上靑壯年を殘す必要があり從つて老人弱者を殘して靑壯年を轉業させることには自ら限度があるわけであります。亦適限經營規模だけを考慮することにすれば實績の尠くない者は第一に整理されてしまふ虞れがあるわけでありますから消費者の便益、店舗の分布の考慮は前者と比較して後者に於ては輕いとも考へられるし、亦轉業しなければならない人が少數の時には轉業の難易だけ考へればよい場合もあり得るのでありまして要は實情を考慮して定めるより致方ないのであります。

今小賣業の整理統合の基準として當局が指示したる要綱は大體次の如きものであります。

「整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

(イ)店舗の整理數の決定に當りては配給の適正化を目途として店舗の位置分布、企業の經營規模等を勘案し、轉業者を選定するに當りては轉換の難易を考慮し之等の間の調整を圖ること

(ロ)經營規模を考慮するに當りては適正經營規模を目途とするは勿論なるも其の趣旨とする

所は實績主義に依り比較的規模の大なるもののみを殘存せしめんとするの意に非ざること

（八）轉換の難易に付ては八を、消費者の便益に付ては六及七を參照すること」

曩にも述べたる如く小賣業整備に當つて如何なる小賣業を存置し、如何なる小賣業者を轉業させるかを判定することはなか〳〵因難な然も重要な問題であります。從つて本要綱に於ても之が整理に當つては、取扱ひの實績に拘泥せず、轉換の難易や店舗の位置、分布、企業の經營規模等を考慮すると共に、消費者の便益を十分に考慮して定めることは既述の如くでありますが小賣業の店舗の整理數の決定に當つては特に配給の適正化を目途として、店舗位置、分布の狀態、企業の經營規模等を考へて決めなければならないのでありましてこの場合には、取扱實績に拘泥することは許されませんから單に規模が大きいからといふ理由だけで其の儘殘存させられるものとは限らないのであります。當局が特に考慮して居ることは其の經營者が過去に於て惡質の經濟統制違反者でないかどうか、一般消費者に對するサービスは良いかどうか、種々の經濟統制の制限の下でよく合理的に經營を維持できる能力があるかどうかといふやうな事項をも十分に考慮に入れて決められるのであります。

整理統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換について考慮すべき主なる事項は先づ轉業者の年齡、資質、經驗、技能などより見て他の勞務に堪へ得るかどうかを判定し轉業者を選定することとするも戰死者および戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人などにしてその轉業を適當とせざるものに對してはなるべく從前の業務を繼續し又はこれに從事し得る如くすることになつて居るのであります。亦戰死者、戰病死者又は出征軍人若は傷痍軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合又は年齡、經驗、技能などより見て轉業容易なりと認められる場合のほかは從前の業務を繼續しまたはこれに從事し得る如くすることとし戰死者、戰病死

者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人などにして轉業をなすものについては卽ち他に優先して就職の斡旋をなし又店舗その他の營業用設備、手持商品、債權、債務の處理などについても業者團體をして積極的に援助せしめると共に共助資金の交附についても特別の考慮を拂ふことになつて居るのであります。更に轉業者の使用人たる出征軍人に對しその應召期間中支給する給與については殘存業者をもつて組織する業者團體をして可及的にこれが支給の途を講ぜしむることに指示せられて居るのであります。茲に最も注意を要すべきことは轉業者の個々の選定は最も重要なる事項なるをもつて行政官廳の嚴重なる指導監督のもとに業者團體をして公正にこれを行はしむると共に轉業者の就職には國民職業指導所において勞務動員の必要と睨み合せこれを指導斡旋するを原則とし適當と認むる求人口をなるべく多く提示して本人の希望を考慮してその就職を指導し若し本人の希望通り就職せしめ得ない場合においては適宜他の求人口に就職するやう指導すること等が指示せられて居るのであります。

亦小賣業の整備にあたつて考慮すべき事項は市部と郡部についてはそれぞれ事情を異にするをもつて劃一的に之を取扱ふことの出來ないことは當然でありまして各種の物資を取扱ふ小賣業についてもその營業全體の實情を勘案して整理統合を行ふこととし、その取扱物資について各別に整理統合を行ふことは繁雜となる爲なるべくこれを避けることにしたのであります。更に修繕を兼ねる小賣業については修繕業務輻輳の現狀にかんがみまして利用者に不便を與へざるやうその整理統合上特に留意すると共に食糧品などの日用生活必需品については買出し、又は配給の便宜、消費者數及びその分布狀況、需給數量などを考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備することとし、之がためには配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制通帳制又は顧客登錄制などを活用して配給を計畫的ならしめ必要によつては共同御用聞又は

共同配達を行ふことにして之が協力を求めることにしたのであります。亦配給擔當區域はなるべく一町内會（または部落會）の區域または二ケ所以上の町内會の區域を合したる區域を單位とし地方の實情に應じて適宜これを定め、配給擔當區域は各業種についてなるべく共通ならしめ相錯綜することなきやう留意し、其の配給擔當區域を劃定したる場合には原則として數店舗を適正に配置せしめ併せて消費者の便宜、配給の適正などを期するため店舗の配置上商店街又は小賣市場の利用については特に考慮することにしたのであります。要するに各店舗の取扱物資の種類について整理調整を行ふ場合においては取扱物資の代替性、取扱上の類似性などの關聯を考慮すると共に配給擔當區域を劃定し、又取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持するやう考慮することにしたのであります。尚ほ曩にも述べたる如く一般家庭の手不足の現狀にかんがみまして同一配給區域を擔當する各店舗において共同御用聞または共同配達をなすなどの方法によつて配給能率の增進をはかり、切符制、通帳制、登錄制などは配給の適正、消費の規正などをはかるため必要に應じこれを行ふこととしたのであります。亦市町村、町内會（または部落會）との緊密なる連絡をはかり配給を計畫化を期し、日用生活必需品以外の物資については配給擔當區域の確定などを行ふの必要はないために大體現在の店舗の分布狀況に留意しつつ適宜店舗の整理統合を行ふことにしたのであります。尚農山漁村における小賣業の整備にあたりては地方の實情に卽し消費者の便宜上または小賣經營上、要するに各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講じ配給能率の低下を防止しこれが向上をはかるため商業報國運動などにより經濟道義の昂揚をはかるとともに店舗をして共勵せしめその成績に應じて取扱數量の增減をはかるため登錄の更新をなさしめるなど適當なる措置を考慮して之を定むる旨指示せられて居るのであります。

偖て要綱に於て述べたる「企業の經營規模を考慮する」といふ意味は前に實績に拘泥せずとあることでも理解し得る如く、大規模經營の小賣業だけを殘すといふことではないのであります。之は御承知の如く小賣業が產業再編成を要する事は現在取扱物資が減少してゐるから、それだけ店舗を減少するといふ單純な企圖のもとに行はれて居るものではないからであります。

整理された小賣業は將來少くとも數年又は十數年の後に假に取扱物資が增加しても、その減少した店舗數で十分その配給を適正にしてゆける大體の見透しがなくてはならないのでありまして今後之がためには實績の讓渡等を行はなければならないことになるかも知れないのであります。更に「轉換の難易」といふ意味も、例へば今支給されて居る賃金では生活してゆけない者は轉業させないといふ意味ではないのであります。政府に於ても相當數の轉業者が出る見込みである以上は、新たなる職域において淸新潑剌たる希望の下に矜持を以て奉公の途に挺身させるだけの處置が國家によつてなされなければならないことは勿論であります。この處置がなされても、なほ轉業の出來ない者はなるべく殘るやうにしたいといふ趣旨を表はして居るのであります。このために政府は國民勤勞訓練所を設置し再訓練する他從前の收入に激減を與へない樣に共助資金を業者團體から轉業者に交付せしめるとか又は國民更生金庫を通じて共助の實を擧げるなどの特別の措置が考へられて居るのであります。尚ほ戰歿者の遺族又は出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者は成るべく從前の業務を繼續し、又はこれに從事し得る如くすることにしたのは戰歿者の妻が生計を小賣業によつて支へてゐる場合、なるべく轉業せしむべきでないことは固よりいふまでもないことでありますが轉業を自ら希望する者又は他に適職があつて轉業できる場合には轉業させて差支へないことは勿論でありまして茲に於て「轉業を適當とせざる者」と特に限定した意味が存するのであります。

八、小賣業と産業組合、其の他の農林水産團體及百貨店等の關係はどうなりますか

小賣業の整備について問題となることは小賣業と同種の事業を行ふ産業組合其の他の農林水産團體及百貨店等はどうなるかといふことになるのでありますが之については今尚ほ研究中でありますが小賣業と産業組合及百貨店等との間に夫々必要に應じて適切なる事業分野の調整を行ふことを要することは勿論であります。尚之が具體的措置に付ては別途指示せられることになつて居るのであります。

小賣業の整備に伴つて産業組合其の他農林水産團體及百貨店が整備さるべきことは當然の措置でありますが此等のものが消費者に與へ來つた便益を考慮すれば之を全般的に否定することは勿論不可能なると共に之を一般小賣業と全く同様に考へられないところもあるのでありまして從つて當局に於ても出來得る限り之を整備する方針でありますが今直に此等のものを整理するに付ては之が消費者に對して新に之に代るべき小賣業者の設定を要することともなるので取り敢へずは漸減主義を主とし營利主義を主とせざるものを優先的に存置せしむる方針の様であります。亦百貨店の如きも其の消費者に與へる便益を考慮してなるべく數的縮減を差控へ其の内容を縮小せしむるが如き方針でありますが、繁華街に百貨店が並立しあるが如き場所は店舗の分布、配置の關係からも之を整理せしむべきは當然と謂はなければならないのでありまして要するに消費者數の多い交通便宜なる地點に在る店にしてサービスの良い人的使用の合理化を圖りつつあるものは殘置せらるべきであります。

九、小賣業整備の基礎要件はどう定められて居りますか

小賣業の整備に當つて考慮せらるべき基礎要件としては次の如き事項が指示せられて居るのであります。即ち

(イ)市部と郡部に付ては夫々事情を異にするを

以て劃一的に取扱はざること

(ロ)各種の物資を取扱ふ小賣業に付ては其の營業全體の實情を勘案して整理統合を行ふこととし其の取扱物資に付各別に整理統合を行ふことは成るべく之を避くること

(ハ)修繕を兼ぬる小賣業に付ては修繕業務輻輳の現狀に鑑み利用者に不便を與へざる様其の整理統合上特に留意すること

(ニ)食料品等の日用生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜、消費者數及其の分布狀況、需給數量等を考慮し圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登錄制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと

(1)配給擔當區域は成るべく一町内會(又は部落會)の區域又は二以上の町内會の區域を合したる區域を單位とし地方の實情に應じ適宜之を定むること配給擔當區域は各業種に付成るべく共通ならしめ相錯綜することなき様留意すること

(2)配給擔當區域を劃定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむること

(3)消費者の便宜、配給の適正等を期する爲要すれば店舗の配置上商店街又は小賣市場の利用に付考慮すること

(4)要すれば各店舗の取扱物資の種類に付適當なる整理調整を行ふこと此の場合に於ては取扱物資の代替性取扱上の類似性等の關聯を考慮すること

(5)配給擔當區域を劃定し取扱物資の種類を整理調整するに當りては其の經營を合理的經濟的に維持し得る様考慮すること

(6)一般家庭の人手不足の現狀に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗に於て共同御用聞又は共同配達を爲す等の方法に依り配給能率の增進を圖ること

(7)切符制、通帳制、登錄制等は配給の適正、消費の規正等を圖る爲必要に應じ之を行ふこ

と

(8)市町村、町内會（又は部落會）との緊密なる連絡を圖り配給の計畫化を期すること

(ホ)日用生活必需品以外の物資に付ては配給擔當區域の劃定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布狀況に留意しつゝ適宜店舗の整理統合を行ふこと

(ヘ)農山漁村に於ける小賣業の整備に當りては地方の實情に卽し消費者の便宜上又は小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講ずることを得ること

今後小賣業を如何に整備して行くかについては種々の之に必要なる基礎要件を考慮しなければならないのでありますが今後の小賣業整備のためには先づ配給機構を合理的にならしむると共に物資の配給適正を圖るために之が配給方法を相當改善しなければならないことは勿論でありまして之がためには先づ人口の稠密、地域の大小、生産と消費の割合等を考慮して之を分類することを要するのであります。卽ち市部と郡部では、その間にいろ〳〵事情の異るものがあるのでありますから之を其の儘劃一的に取扱ふことは出來ないのでありまして出來るだけ實情を考慮して定めて行かなければならないのであります。殊に小賣業者は多くの場合其の取扱物資は多種多樣となつて居りますのでその取扱物資について各別に整理を行ふことは事實上殆んど不可能事のことでありまして、之はどうしても各小賣業者の營業全體の實情を考慮して整理せしめなければならないことは申上ぐるまでもないところであります。

一例を擧げますれば、酒、味噌、醬油、乾物その他食料品、所謂生活必需品を取扱ふ小賣業者は酒の關係のみについて謂へば引續き之を繼續させるとしても味噌、醬油等を廢業せしめるといふことになりますと茲に大きな社會問題が起りはしないかといふ懸念があるのであります。卽ちはたしてこの小賣業者は酒だけで經營が出來るかどうかといふことが問題なのであります。尤も酒の量が從來よりも多量に配給されて之が經營維持の出來る分量であれば問題は自ら別となるのでありますが目下の情勢に於ては如何にしても考へられないところでありますからこの小賣業者は從來の分量の酒だけでは經營は成立ち難くなりますので自然之を廢業することゝなりますとこの反面に於て酒の配給に支障を來たすことになることが豫想せられるのであります。從つて小賣業者の整備は其の取扱物資の一部を廢業せしめるといふことは容易ならぬ問題でありまして茲に於てその營業全體について存續させるか否かを決めなければならないことになるのであります。亦次に修繕を兼ねる小賣業は、修繕の業務が輻輳してゐる現狀から考へまして之が利用者に不便を與へないやうに、その整理上、特に留意することが必要なのであります。御承知の如く靴屋の如きは新品の製作は容易でない今日に於ては凡んど古靴の修繕でありますからこの實情から見ましても靴の販賣に修繕を兼ねる小賣業者の整理は之を劃一的に考へるわけにはゆかないのであります。

次に食料品等の日用生活必需品は買出し又は配達の便宜とか、消費者數、其の分布狀況、需給數量等を考慮して出來るだけ配給を圓滑にするといふことを重點として整理を考へなければならないのでありまして之がためには配給擔當區域を劃定して之に相當する所謂適當數の商店を配置し、配給を計畫的にさせる必要があるのであります。殊に緊要な生活必需品は、適宜に切符制、通帳制又は顧客登錄制等を活用すると共に一般家庭の人手不足の現狀を考へて共同御用聞、共同配達を行つて消費者の便宜を圖る工夫等も考へなければならないのであります。然らばこの配給擔當區域をどう定めるかといふ問題となるのでありますが當局の指示するところに依れば配給擔當區域を決める場合には、消費者と小賣商との連繫を鞏固にする必要上、なるべく一町內會（又は部落會）の區域、又は二以上の町內會の區域を合した區域を單位として、地方事情に應じて適宜これを定めることにする樣でありますが、この配給擔當區域は各業種

になるべく共通にして、錯綜しないやうにしなければならないことは勿論であります。若し假に配給擔當區域を劃定した場合には巷間傳へられるが如き獨占による弊害を少くする爲に原則として數店舗を適正に配置して、その成績に應じて取扱數量の增減を圖るために登錄の更新をさせる等其の他適當な措置を講じて、相互に共勵する途を開くことが特に肝要であるのであります。更に配給擔當區域の問題と併せて特に考へなければならないことは、各店舗の取扱物資の種類の整理調整であります。卽ち最近に於ては菓子屋が玩具類を取扱ふとかいふ傾向が著しくなつて各店舗の取扱商品の範圍が非常に擴大されて居るのであります。從つて各小賣業者は如何なる商品を取扱つて居るかといふこと卽ち其の取扱實情をはつきりつかむことが困難でありまして之が配給統制上並に消費規正上の支障も少くないのであります。玆に於て各小賣業者が徒らに取扱商品の範圍を擴大することのないやうに整理する必要があるのであります。尤も例へば從來米だけを販賣してゐた小賣業者に、米の外にその他の主食糧を綜合的に取扱はせることが配給統制、消費規正の實施上必要とされる場合も考へられるのでありまして斯かる場合には、取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯をも考へて、各店舗の取扱物資の種類について適當な整理調整を行ふことが必要なのであります。

これ等の配給擔當區域を定め、取扱物資の種類を整理調整するには、各商店の經營を合理的、經濟的に維持できるやうに考慮しなければならないことは勿論であります。配給擔當區域が特に狹いとか、取扱商品の範圍が餘り限定される場合には、却つて自ら經營が困難になる虞れがあるのでありますからこの點には充分注意を要するのであります。

申す迄もなく配給の適正化を期するためには、商店の企業體制を、合理化する外に別に配給方法の改善をも圖らなければならないことは自明のところでありまして目下の如き一般家庭

の人手不足の現狀から考へまして同一配給區域を擔當する各店舗が、共同御用聞や共同配達を行ふ等の方法を以て配給能率の增進を圖つて消費者の便宜をはかるとか更に必要に應じては切符制、通帳制、登錄制等を實施するとか、或ひは市町村、町內會（又は部落會）と緊密な連絡をとつて配給を計畫化するとか、いろ〳〵な方法を講ずべきであります。尤もこの場合特に考へなければならない事は、商店の配置を適正にさせることでありまして例へば八百屋、魚屋、酒屋、乾物屋等の如く國民生活に直接必要な物資を提供する店がそれ〴〵相當の距離で分散されて居まするが爲に、家庭の主婦達が買出しに非常な時間と勞力を浪費してゐることは否定する事の出來ない實情であります。玆に於て斯かる不便をより少くする爲にも、共同御用聞、共同配達を實施する上から見ても、又各商店と町內會等との連繫を鞏固にし、消費者と商店との間の消費生活に必要なる物資問題を簡易に處理するといふ點から考へても、商店の配置を適正にすることが一番望ましいわけでありまして この店舗の配置を適正にするためには商店街とか、小賣市場の利用を更に考慮することも必要なわけであります。申す迄も無く商店街と云ふものは大體に於て消費者の需要に應じて自然に生じたものであります。殊に公設市場等は消費者の便宜を考へて設立せられたものでありますから商店の配置は適當であるとも考へられるのであります。玆に於て特に注意しなければならないことは、曩に述べたる如く商店街及小賣市場等は其の配置上からも何程重要且適正であるからとは申せ必らずしも商店街や小賣市場にある商店を整理しないといふ意味ではないのでありまして商店の存廢は原則として一般小賣商と同樣に、其の基準によつて決定されることは申す迄もないところであります。玆に商店配置の適正化をなすには、いろ〳〵處理上困難な問題が含まれてをりますので、この際、一擧に理想的な狀態に之を實現することはなか〳〵困難であると共に、多くの摩擦も豫想されますので當

局に於ても此等の問題に關しては今後其の事情の許す範圍内に於て之を改良して行く方針であります。

次に日用生活必需品以外の物資、即ち普通買廻品と呼ばれてゐるところの所謂文化的、嗜好品的商品類は元來、商店と消費者とを地域的に結びつけることはその性質上困難でありまして、この點に於て最寄品と著るしく趣を異にするわけであります。從つて、概ね現在の店舗の分布狀況等に留意しながら適宜店舗の整理統合を行つて今後益々取扱商品の減少、勞務者の不足等の影響に對處し、以て經營の健全性を確保することに努めなければならないのであります。亦農山漁村における小賣業の整備に當つては、萬屋式經營が多いといふ地方事情に鑑みまして消費者の便宜上並に小賣經營上、特に必要と認められるときには、各種の物資を取扱ふ店舗を分散的に存置する措置を講ずることをも認められてをるのであります。尙ほ最寄品たると買廻品たるとを問はず、商業報國運動等によつて、經濟道義の昂揚を圖ると共に、店舗をして共勵させ、その成績に應じて取扱數量の增減を圖るために登錄の更新をさせる等、適當な措置をなすことによつて、配給能率の低下を防止し、これが向上を圖る工夫をすることが肝要であることは勿論であります。

尙ほ曩にも述べたる如く食料品等日用生活必需品については今回の決定によつて消費者の便益、取扱數量の多寡等を考慮して店舗位置の分布、商品の流し方を決定して配給の圓滑化を圖ることにしたのでありますが、商品によつては配給區域を劃定し、その中になるべく店舗數を適正に配置して、いはゆるサービスの低下を防止しつゝ配給の適正公平を圖る必要があるのであります。亦計畫的配給をする必要の度の强いものについては、切符制、通帳制、顧客登錄制等を適宜實施し、出來得れば共同御用聞又は共同配達を行はせたいといふことにしたのも、配給の圓滑適正化を圖らんとするに在るのであります。尙ほ卸賣の機構の整備と小賣の機構を離

して考へるのは、實際問題として出來ないことであつて、兩者を關聯させて對策を講じなければならないことは自明のところでありまして、配給區域の劃定とか切符制の實施とかは、できるならばどの商品についても必ずこれを行ふことを理想とするのであります。要は計畫配給の必要、適正配給の必要と物資の量と睨み合せて必要に應じて方策を考慮しなければならないのであります。

茲に於て當局に於ても次の如き事項を指示することとなつたのであります。

「配給能率の低下を防止し之が向上を圖る爲商業報國運動等に依り經濟道義の昂揚を圖ると共に店舗をして共勵せしめ其の成績に應じ取扱數量の增減を圖る爲登錄の更新を爲さしむる等適等なる措置を爲すこと」

以上述べたるところに依り明かなる如く配給機構整備に當つては整理に伴ふ配給能率の低下を防止し一層これが向上を圖るため、店舗を共勵せしめることを原則としなければならないのであります。之がためには新商業道德の確立昂揚が必要なのであります。即ち從來整理とは企業合同を行ふものであるといふやうな觀念があつたのは、他にいろ〳〵な理由もあるのでありますが其の一は在來の商業の觀念が、新らしい配給機構の役割の中で、惡い方にばかり展開するかのやうな印象を國民一般がうけたからであるとも解されるのであります。闇取引、情實販賣等の罪は、あげて商業者の自由主義的な營利觀念に歸せられてゐると申しても差支へないのであります。

整備された小賣業においても、個人企業が原則であると決められたのでありますが若し從來の如き弊害が現はれますならば之は國家の期待に背き、國民の希望を裏切ることゝなるのであります。茲に於て國民經濟全體の思想の確立が必要なことは勿論でありますが、小賣業に對しては國民が消費者として直接影響するところは大きいわけでありまして政府としても他にいろ〳〵と手段を講ずべき點もあるのでありますが

要は國民の努力と協力によつてこの問題を解決して行かなければならないのであります。

一〇、轉廢業者はどんな條件に依つて決定されるのですか

整理統合に伴ふ轉廢業者の決定については原則として轉換の難易を考慮して定めることを要するのでありまして之がためには特に轉業者の年齢、資質、經驗、技能等を條件として決定して行かなければならないのであります。從つて其の轉業者が他の勞務に堪へられるかどうかといふことを先づ考慮に入れて其の者が他の勞務に堪へられる條件を有するならば其の者から轉業者を選定しなければならないことはいふまでもないところであります。尤も茲に最も重大なことは戰死者と戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等の轉業をどう取扱ふかといふことでありますが、この事については從來各方面から多くの關心を持たれて居るのでありますが本要綱に於ても戰死者、戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては、なるべく從前の業務を繼續し又は之に從事し得る如くすることにしたのであります。之を更に具體的に申上げますと戰死者、戰病死者又は出征軍人が事實上の營業主、即ち名義上だけでなく事實上の營業主であつた場合は勿論、名義上の營業主でなくても、事實上經營の主腦者であつて、その者が從事しなくては轉業等についての判斷がつき兼ねるといふやうな場合にはなるべく從前の業務を繼續し、又はこれに從事できるやうに取扱ふことゝしたのであります。尤も戰死者、戰病死者又は出征軍人が事實上の營業主たりし場合であつても其の遺家族自身が轉業を希望する場合とか、年齢、經驗、技能等からみて轉業が容易であると客觀的に認められる場合には、轉換させることになつて居ることは勿論であります。

以上述べたることは傷痍軍人等にも之に準じて取扱はれるのであります。

一一、轉廢業者の就職はどうなるのですか

轉廢業者として決定された者の就職はどうなるかといふことは轉廢業者の最大の關心事でなければならないのでありまして當局に於ても最も苦心して居るところであります。大體に於ては轉業者の就職は、國民職業指導所で勞務動員の必要と睨み合せて指導斡旋することになつて居るのであります。之が轉業先の選定に當つては、適當と認める求人口をなるべく多く提示して、本人の希望をも考慮し、資質、經驗、技能等に應じ、適材を適職に配するやうに指導することは勿論本人の希望通り就職せしめ得ない場合に於ては適宜他の求人口に就職する樣指導する方針であります。

以上述べたる如く今までの小賣業を廢めて、他に轉業する者が決つた場合は速かにその就職先、就職條件等の大體の目途を定めた後轉出せしむることとし、それまでの施策としては後にも述べる如く現在の組合等による共助組織において生活費の補給、轉業資金の補助等をさせることにしたのであります。而して既に述べたる如く就職できるまでは商業報國會等で勤勞奉仕隊等を結成させ、勞務動員計畫產業の生產に協力させながら轉業に必要な精神的、肉體的訓練を行はせることになつて居るのでありまして、今回の方針に基づく轉業は、性質上計畫的な轉業であり、集團的な轉業であるから、轉業者の決定から就職までの間にはいろ〳〵と工夫を要する場合が多いので政府に於ても之が措置として就職が勞務調整令により國民職業指導所の手で統制せしめることにして居るのであります。從つて就職は原則として指導所の斡旋によるべきことは勿論でありますが、要轉業者が、現實に新らしい職場に落着くのは、もとの業の淸算、自分の希望、環境の變化、工場側の條件等、諸々の要素があつて容易ではないからしてこれをなるべく計畫的に、しかも一度決定した職場には數ヶ月で放棄する等のことのないやうに轉移させるには、勤勞奉仕隊の結成のほかに、實施上いろ〳〵と工夫を要する點が多いのであります。而して奉仕隊の結成は一つの實際的な方

法として大いに活用してゆかなければならないわけでありますから業者側の熱意、殊に殘つた業者の應援、工場側の誠意、これを結び着ける指導所の努力が推進する力となつてゆかなければならないことは勿論であります。

一二、轉廢業者の生活はどうなるのですか

轉廢業者の生活の安定といふことは本小賣業整備要綱實施上、極めて重要な問題でありまして業者として國策の要請に順應して挺身轉業しようとの熱意があつても、若しもこれによつて從前の收入に激減を生ずる虞れのあるときには折角の勇氣も挫け勝ちになることは否定することが出來ない事實であります。之が方策としては勿論賃金統制令、會社經理統制令の許す範圍内で最高初給賃金又は給料を支給することも必要でありますが更に整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奬實施せしむることとし、成るべく既存の組合等を利用せしめると共に、同一業種の共助組織の整備並に共助資金の設定を爲さしめ之が共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法に依り負擔の公平を期し以て共助資金は轉業者の新職場に於て生活を確保し得る迄の生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしめることにして居るのであります。亦共助資金交付の標準は生産又は取扱數量の外形のみに依らず轉業者の個々の事情をも斟酌し之が適正公平を期せしむること勿論であります。

次に轉業者の店舗、その他の營業用設備、手持商品、營業上の債權、債務等の處理の問題が茲に殘るのであります。

實際上轉業が圓滑にゆくか、ゆかないかは、營業上の債權、債務の處理如何によることが大きいのでありましてこれも要轉業者だけで解決できる問題ならば大したこともないのでありますが左樣に簡單に行かない場合には殘つた業者、又はその同業團體はこの解決に協力する義務があると申しても差支ないと思ふのでありま

す。店舗は殘つた業者又はその同業團體が利用できるものは、之を買取るのが至當であるし、手持商品は、なるべくいはゆるローズ物を含めて、殘つた業者又はその同業團體が買取つてやらなければならないのであります。債權、債務も肩替り出來るものは之を肩替りし之がためには國民更生金庫を更に機構を擴充しこの問題の處理に當らせなければならないと考へて居る樣であります。

要するに企業の整理統合に依つて轉業する者の店舗其の他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等に於て買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共に其の營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむることとし此の場合に於て可及的に國民更生金庫を活用すべきことを指示して居るのであります。

即ち店舗及倉庫にして殘存業者又は業者團體に於て利用し得るものは此等のものに於て買取り又は借入るることとし利用困難なるものに付ては其の適當なる處分又は利用の斡旋を爲し手持商品に付ては成るべく殘存業者又は業者團體に於て買取り又は其の適當なる處分又は利用の斡旋を爲し、營業用設備及什器備品に付ても殘存業者又は業者團體に於て利用し得るものは之を買取り利用困難なるものに付ては適當なる處分の斡旋を爲し、營業上の債權及債務に付ては成るべく業者團體等に於て之を肩替して處理する等右の店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器備品、營業上の債權債務の處理を爲すに當りては曩にも述べたる如く極力國民更生金庫の活用を圖ることにして居るのであります。

以上の如く轉業者の生活安定のために共助金又は補助金を支給するとか、或は轉業者の店舗その他の營業用設備、手持商品、營業上の債權債務等について、業者團體、國民更生金庫で、轉業者のために有利な處理方法を講ずるとか、家族に對する授産施設を講ずるとかいろ〳〵の方法で、從前の收入を激減させないやうに、特別の考慮が拂らはれることになつて居るのであ

ります。

なほ小買業者は家族勞働に依存する特殊の經營でありますから、轉業者の家族に對してもその就職授産等について斡旋し、家族從業員の活用とその生活の安定とを圖ることが肝要であります。

而して職業轉換を爲したる者が從前の企業に復歸を希望する場合に於ては其の企業の新規開業を認め得る事情に在る時には之が許可は優先的に考慮を拂ふ事になつて居るのであります。

一三、轉廢業者にはどんな施設が設けられて居りますか

從來の轉廢業は概ね自由轉廢業でありまして各人の自由に依つたものでありますから轉廢業者も分散して居つたのでありますが最近に於ては轉廢業は計畫的に行ふために轉廢業者も集團的に發生致して來るやうになつたのであります。從つて國家の施設も從前の如き施策では充分たることを得ないがために今後は同業者團體の施設と相俟つて組織的に計畫的に轉業者の生活安定を目標としなければならなくなつたのであります。

次に然らば現在企業整備に關係ある施設にはどんなものがあるかと申しますと支那事變の直後に於て應急的措置として講ぜられたる施設は

集團轉業による組合の共同設備の設置費補助、有限會社事業設備の設置費補助といふ樣な所謂補助施設を主としたのでありますが之は昭和十五年で打切られたのであります。亦商工相談所は新に國民職業指導所の設置に因つて吸收統合せられてしまつたのであります。現在運用されて居る施設としては企業の整理統合を圓滑に促進し轉業を容易ならしめる施設としては國民勤勞訓練所、國民職業指導所及び國民更生金庫の外に共助金の國民補助、共助資金借入利子補助、租稅の減免等の施設及措置があるのでありますが次に之を解說致しませう。

一四、國民勤勞訓練所はどんなことをするところですか

國民勤勞訓練所は國策の命ずるところに依つて轉業を餘儀なくせられたる轉業者を收容して、新しい勤勞觀念の徹底と勤勞に堪へ得る精神的にも肉體的にも再訓練を施すための基本訓練を行はんとする目的を以て設立せられたものでありまして昭和十七年一月東京府小平村と奈良市法華寺町とに設けられた所謂轉業者の訓練收容所であります。

之は決して强制的に收容するものではなく全く本人の意思に依るものでありますが轉換先の未だ見當の付かない者並に轉廢業を餘儀なくせられる者又は轉換先の定まつた者でも從來と異つた職業に入る者は進んで訓練所に入つて訓練を受けることが望ましいのであります。

訓練の實情は寮舍に宿泊して集團的訓練を主とし簡易な技術訓練、勤勞作業、體操、武道其の他種々なる訓話を行ひ、大東亞戰爭の認識と新なる職場への基本知識を施し、訓練終了後は特に職業相談に應じ、適職の斡旋其の他必要な指導斡旋を行はんとするものであります。

尤も工場に就職するために技術を習得したい業者のためには職業補導所、滿洲開拓民となる者には農民道場其の他特別の訓練施設もあること故此等を希望する者は別に本訓練所に入所する必要はないわけであります。

訓練中の衣食住に要する總ての經費は無料と

し、尙ほ其の上訓練中は若干の給與までも支給する他訓練中家族が若し生活に困る樣な場合には一日最高貳圓まで位の生活援護費を支給される筈であります。尙ほ入所に際しては旅費等も支給される樣であります。要するに本施設は轉業者が新しい就業先が決まらないために徒に不安焦躁に馳られないやうに進んで新しい職業への希望を失しめない樣に指導せんとするに在るのであります。

而して東京に在る訓練所は東部國民勤勞訓練所、奈良に在るものは西部國民勤勞訓練所と稱せられて居るのであります。兩所は何れも財團法人職業協會の經營に委ねられて其の經費は總て國庫の補助になつて居り兩所は夫々一ヶ月千人宛の訓練を施して居るのでありまして兩所は實に轉業者の道場とも稱せられ全國から時局認識と新職場への豫備知識を求むるために轉業の苦腦を超越して榮譽ある再出發に心から眞劍に基礎訓練にいそしんで居るのであります。

一五、國民職業指導所はどんなことをするところですか

國民職業指導所は申すまでもなく、これまでの職業紹介所と商工相談所が統合して昭和十六年二月から時局下の職業指導斡旋の使命を擔つて設置されたものでありまして之は總て國營であり、之が取扱事務は職業紹介、職業轉換の勸奬、相談、指導其の他國民登錄、勞務調整に關する勸奬、相談、指導等であります。

國民職業指導所は戰時下に於ける企業整備の實施に伴つて生ずる過剩勞務者の職業轉換又は事業主の勞務者への轉落等に付ての職業の指導斡旋は全部茲で處理するのであつて現在全國に約五百三十ヶ所設けられ約百五十萬人の勞務者の職業を處理して居るのであります。

要するに國民職業指導所の任務は職業轉換の相談に應ずることであり之は個人に限らず組合等の團體相手に集團的の相談にも應ずるのであります。

次に職業の勸奬といふことは今度の職業轉換對策が國防國家建設の必要から勞務の再編成といふ任務を擔ふ必然の結果として單に職業に關する相談に應ずるばかりではなく更に進んで必要な方面に個人的に又は集團的に職業轉換の勸奬をなして轉業者が未だ行詰らない中に國家有用の方面に轉換する樣指導せんとするに在るのであります。

亦如何なる方面に轉ずるのが良いか又は轉換先の大體の內容について、更に轉換方について若は訓練の受方についても親切に指導する事も國民職業指導所の仕事なのであります。

一六、國民更生金庫はどんな仕事をするところですか

國民更生金庫は昭和十五年十二月二日資金二百萬圓の民法に依る財產法人として誕生したのでありますが第七十六回帝國議會に於て國民更生金庫法が通過し昭和十六年七月二十二日舊金庫を解消し資本金二千萬圓の特殊法人となつたものであります。其の後第七十九回帝國議會に於て五千萬圓に增資することとなつたのであります。

國民更生金庫は、同法第一條にも明かなる如く時局の要請に應じて轉業又は廢業をする商工業者等の資產及負債の整理を促進し、その更生を圖ることを目的とする特殊の金融機關でありまして、政府の轉廢業對策施設のうちで、最も重要なものであります。同金庫は如何なる事業を爲すべきかは國民更生金庫法第十七條に規定するところでありますが大體次の如く指定せられて居るのであるます。

(イ)轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資產の管理又は處分

(ロ)轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資金の融通

(ハ)轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする債務の引受又は保證

(ニ)前各號の業務に附帶する事業（尙ほ國民更生金庫は主務大臣の認可を受け前項に揭ぐる業務以外の業務を行ふ他、國民更生金庫法に

規定するものの外國民更生金庫の業務に關し必要なる事項は勅令を以て之を定むることになつて居るのであります。）

偖て（イ）の營業用資産の管理又は處分でありますが之は轉廢業者からその營業用資産の信託讓渡を受けて、これを管理又は處分するのでありましてその處分については、一定の價格で引受け、處分をしたときに、その處分價額に相當する金額を、委託者でありまする轉廢業者に交付するわけでありますがその處分價額が引受價額に滿たないとき、又は引受けの時から一ヶ年以内に處分出來ないときには、その引受價額に相當する金額を委託者に交付することになつて居るのであります。茲に問題となることは資産の引受價額でありますが資産の引受價額は、一應その轉廢業者が營業を繼續してゐるものとしての妥當な價額を基準として地方長官の決定した價額によつて引受けることになつて居るのであります。要するに國民更生金庫に對して資産處分の引受申込をした者の營業を組成する資産については一定の標準によつてそれぞれ評價すると同時に、當該營業の純益（轉廢業直前三ヶ年間の平均純益）を年一割の利率で還元した總營業價額を算出するのであります。この場合に總營業價額が各資産の評價額の合計額を超える場合には、その超過額を各資産の評價額に按分加算し、その價額を當該資産の引受價額とするのであります。例へば或轉廢業者に甲、乙、丙の資産があつて之が甲の標準評價額を五千圓、乙を三千圓丙を二千圓とし合計一萬圓とすれば之に對して轉廢業直前の三ヶ年の平均純益が千五百圓なる場合にはこの純益を年一割の利率で還元したものが總營業價額となるのでありますから千五百圓を一割で割れば一萬五千圓となるわけであります。從つて總營業價額が資産の評價額よりも五千圓を超ゆることになりますのでこの超過額を各資産の評價額に按分加算することになるわけであります。

次に之が算式を示せば次の如くなるのであります。

（イ）甲の資産

$$5{\cdot}000 \times \frac{5{\cdot}000}{10{\cdot}000} = 2{\cdot}500$$
$$5{\cdot}000 + 2{\cdot}500 = 7{\cdot}500\text{圓}$$

（ロ）乙の資産

$$5{\cdot}000 \times \frac{3{\cdot}000}{10{\cdot}000} = 1{\cdot}500$$
$$3{\cdot}000 + 1{\cdot}500 = 4{\cdot}500\text{圓}$$

（ハ）丙の資産

$$5{\cdot}000 \times \frac{2{\cdot}000}{10{\cdot}000} = 1{\cdot}000$$
$$2{\cdot}000 + 1{\cdot}000 = 3{\cdot}000\text{圓}$$

（ニ）合　計

（甲）7.500＋（乙）4.500＋（丙）3.000＝15.000圓

尙ほ總營業價額も各個資産の評價額の合計額も共に三百圓に充たないものと認められる場合には、三百圓を以て評價總額とし、當該資産の實價如何に拘はらず三百圓の價額で引受けることが認められて居るのであります。評價すべき資産もなく亦利益もない所謂零細な者にも、少くとも三百圓の資金を支給して轉廢業を容易にしやうとの趣旨から之が限度を設けたものであります。但しこれは當該營業を以て主たる生計の資としてゐる場合に限られて居ること勿論であります。（指定業種の新評價額については「小賣轉廢業者資産の新評價問答」參照）

次に（ロ）の資金の融通の問題でありますが國民更生金庫が引受けた資産を處分換價し、その代金を轉廢業者に交付する迄には相當の日時を要するのであります。然し轉廢業者としては、營業上の負債の辨濟その他事業整理資金、轉廢業資金等、差當つて資金を必要とする場合が多いのであります。茲に於て資産の引受けをした場合に限つて、引受資金を見返りとして當該資産の引受價額を限度として轉廢業者に資金の融通をすることに定められて居るのであります。之が貸付金の使途は轉廢業者の營業上の負債整理資金、轉業資金、轉職資金等に限るのであつて貸付利率は年三分四厘、貸付期限は一年以内、償還の方法は定期償還、割賦償還の二種あるのであります。實情を申し上げますと資産の評價は轉廢業者資産評價地方委員會の議を經て地方長官がこれを決定する仕組になつて居りますのでそれには相當の日時を要するのであり

ます。之がため資金を速急に融通する一方法として正式の資産評價の決定に先立ち、其の評價見込額の七割以内で繋資金（二〇一頁參照）を融通することにしたのであります。これによつて轉業者は更生金庫の資金融通業務は著るしく迅速化されることになり之は極めて利便な方法と謂はれて居るのであります。

（八）は債務の引受け又は保證の問題であります。國民更生金庫は資産の引受けをした場合に限つて商工大臣の認可した額を限度として、轉廢業者のために債務の引受け又は保證を爲すことになつて居るのであります。轉廢業者が他に收入がなく、この金庫で援助をするほか途のないものと認めるときには、資産の引受價額より貸付金額を控除した額を超える債務の引受け又は保證をすることが出來ることになつて居るのであります。卽ち資産の引受價額を一萬圓とすれば之に對する貸付金額が八千圓とすれば二千圓（二千圓を超える場合も認めることもあるのであります）だけが債務の引受け又は保證される額となるわけであります。最近企業の整理統合の進捗に伴つて、これ等の事業について、更生金庫を利用しようとする者が漸次增加して、更生金庫の從前の資金では、到底その需要に應ずることは困難となりましたので、その資本金を三千萬圓增額して總額五千萬圓とし、且つ更生債券の發行限度を拂込資本金額の十倍より十五倍に擴張して、總額八億圓の資金を調達できる途を開くと共に、國民更生金庫が昭和十六、十七兩年度の事業によつて蒙る損失については、總額四億三千萬圓を限度として國庫からこれを補償することとし、更生金庫の活動を促進する方策を講じて居るのであります。茲に於て國民更生金庫は將來一層其の業務が活潑となり轉廢業者の事業整理を促進せしめることとなるわけであります。

要するに本金庫は時局の要請に應じて轉業又は廢業を爲す商工業者等の資産及負債の整理を促進し其の更生を圖ることを目的として設立せられたものでありまして金庫の業務は轉廢業者

から營業用資産の信託讓渡を受けて之を管理又は處分の引受をなさんとするにあるのであります。

右の資産の處分については轉廢業者の資産を一應營業を繼續するものとしての妥當な價格に依つて地方長官の決定した價額を以て引受け其の處分を爲したるとき其の引受價額に相當する金額を委託者に交付するのであります。其の處分價額が引受價額に滿たないとき又は其の引受の時から一年以内に處分し得ないときでも其の引受價額に相當する金額を委託者に交付することになつて居るのであります。

尙引受資産の評價に關する事項を調査審議する諮問機關として商工大臣の監督の下に轉廢業者資産評價委員會を又地方長官の下に轉廢業者資産評價委員會が設けられて居るのであります

一七、轉廢業者は國民更生金庫から資金の借入をするにはどうすればよいのですか

轉廢業者の資産引受竝に資金借入の申込は大體次の要項に從つてなされることになつて居るのであります。

（イ）轉廢業者にして資産の管理處分の引受又は資金の融通を受けんとするものあるときは別紙樣式（一）の申込書に樣式（二）の附屬書を添附し地方長官宛及國民更生金庫理事長宛各一通を作成の上所屬組合等の團體を經由して管轄地方長官に進達すること

（ロ）組合等の團體に所屬せざる轉廢業者は申込書及附屬書各二通を直接管轄地方長官に提出すること

（ハ）地方長官は申込書及附屬書を調査し組合等の團體の共助施設をも併せ考慮したる上別段支障なきものと認めたる場合に於ては國民更生金庫宛の申込書及附屬書を同金庫に廻付し之と同時に商工大臣の定むる資産評價基準に基き調査員をして右資産の實地に就き具體的に調査せしむること

（ニ）地方長官は轉廢業者資産評價地方委員會に具體的評價額を諮問すること

（ホ）地方長官は右委員會の答申に基き評價額を

決定し之を國民更生金庫に通達すること

六、轉廢業者の資産評價に關しては別紙様式(三)に依り毎年三月、六月、九月及十二月の末日現在を以て當該四半期に於ける處理狀況を作成し翌月十日迄に意見を具し報告すること

七、調査員の運用に當り道府縣令を以て之に關する規程を制定する場合に於ては別紙「轉廢業者資産評價調査員規程準則」を參照のこと

「別紙」様式(一)

申込書

引受希望資産	
借入希望金額	借入資金ノ用途
申込ノ事情	所屬組合等團體名

右ニ依リ營業用資産ノ引受(及資金ノ融通)相煩度別紙附屬書相添ヘ此段及申込候也

年　月　日

職業
住所
氏名　㊞

地方長官氏名
國民更生金庫理事長氏名　各宛

註　資金ノ融通ヲ必要トセザル場合ニ於テハ借入希望金額及借入資金用途欄ヲ抹消ノコト

様式(二)

附屬書

營業所											
業種											
氏名											
年月日生											
業態											
營業狀況及轉廢業ノ事由											
負債額	圓										
備考											
從業員	員數	家族	使用人	計	轉廢業後ノ處置						
		人	人	人							
轉換先(見込)											

様式(三)

轉廢業者資産評價處理狀況報告書

(道府縣名)

昭和　年　月末現在

共助ニヨル組合等ノ引取資産	資産ノ內容	數量	取引價額	圓	資産ノ內容	數量	價額	圓			
賣却資産											
組合等ノ共助金	圓	其ノ他ノ共助									

註

一、業種及轉換先(見込ヲ含ム)ハ可成具體的ニ記入スルコト

二、業態ハ卸、小賣、卸兼小賣、製造、加工、修理、製造兼加工等ノ如ク記入スルコト

三、營業狀況ハ從來ノ營業ニ付其ノ狀況ヲ可成詳細ニ記入スルコト

轉廢業ノ事由ハ國民更生金庫法施行令第一條各號ノ事由ニ準ジ記入スルコト

處理申請受付			受付累計內譯			轉換(見込)					
種別	累計	拒絶	未處理	處理濟	業務	勞務					
纖維關係	商業	件	件	件	件	人	人	一人當リ平均資産評價額			
	工業							圓			

機械關係		金屬關係		化學關係		食品關係		其ノ他		其ノ他ノ關係
商業	工業	商業	工業	商業	工業	商業	工業	商業	工業	

註　一、「化學關係」トハ肥料、セメント、ゴム、藥品、化粧品、燐寸、皮革、皮革製品、タイヤ其ノ他ヲ指ス

二、「其ノ他ノ關係」トハ貿易業、旅客運送事業、漁業等ヲ指ス

三、事業主が他ノ事業主トシテ轉換スル場合ニハ業務轉換欄ニ又勞務者（從業員）トシテ轉換スル場合ニハ勞務轉換欄ニ夫々其ノ員數ヲ記入スルコト

一八、同業者團體への共助資金はどう貸付けられるのですか

曩にも述べたる如く轉業者の營業資産をなるべく有利に處分して轉業者の生活安定を確保するために國民更生金庫がある外更に商業組合、工業組合、小組合、有限會社その他の企業合同體、統制會等の同業者團體が相互共助の精神に則り轉廢業者に對し營業用資産の引取、又は金錢の給付即ち一時金又は數ヶ年分の月賦、半年賦、年賦等に依つて共助金を給付して更に轉業者の生活安定を講ぜんとする場合には地方長官の決定する所に從つて國民更生金庫をしてその所要資金をこれらの共助主體に貸付けせしむることになつて居るのであります。

共助金の額は大體轉業直前三ヶ年間の平均純益額の三年乃至十年分程度を基準として居るのでありましてその貸付利率は年三分九厘償還方法は据置期間三年以内を含み十ヶ年以内の割賦償還又は五ヶ年以内の定期償還をなすことになつて居るのであります。この場合組合が借入れる借入金に對する支拂期限到來の利子は後にも述べる如く全部國庫から補給される途が拓かれて居るのであります。

國民更生金庫は以上の如き業務を行ふことによつて轉廢業者の經濟的助成を爲し、轉廢業を圓滑に促進するものであつて、その運用に多大の期待が持たれてゐるのでありますが更生金庫はこれにより國策の爲に損失を豫想せられる結果政府に於ては昭和十六年度以降五ヶ年間に總額七百八十九萬二千四十九圓の補助が出來る様に、第七十六回帝國議會に於て豫算外契約の協賛を經て、これに基いて昭和十七年度豫算には百七十八萬三千八百圓の國庫補助を計上してゐるのであります。

又政府は更生金庫がその業務に因つて受けた損失を補償する方針の下に豫て昭和十六年度の業務に因る損失につき六千五百萬圓を限度として補償することになつて居つたのであります。亦第七十九回帝國議會に於て總額四億三千萬圓を限度として昭和十六年度及昭和十七年度に

於ける業務に因り蒙ることあるべき損失を補償すべき豫算外契約の協賛を求め、これに基いて昭和十七年度豫算に四千二百三十一萬五千二百圓の損失補償金を計上して居るのであります。

茲に最も注意を要すべきことは轉業者の營業廢止の影響に依つて同業者團體、合同企業、存續企業等の純益が著しく增加すべきものと認められる場合には特に地方長官が同業者團體等をして轉業者に對し所謂配給權、實績權又は營業權の代償として相當の給付をさせることになつて居ることであります。從つて國民更生金庫の資產引受價額の決定に當りては同業者團體等の共助程度、轉業者の資產負債收入の狀況等を照合して適宜に減額することになつて居るのでありまして之は國民更生金庫の資產引受價額の評價方針に既に配給權、實績權、營業權等の存在を考慮する關係上不當利得となる虞があるから斟酌減額することとなるわけであります。

從つて斟酌減額の程度に更生金庫の評價額中に加味せられて居りまする配給權、實績權、營業權代償に相當する範圍內に止めることにして居る樣であります。而して同業者團體から支出する共助金の推定總額は二億五千萬圓程度に上る見込みで之が財源は同業者團體の收入する配給手數料並に收益の一部乃至は既存の積立金の一部を充當し不足の場合には國民更生金庫から借入に依ることになつて居るのであります。

尤も目下のとこは總額二億圓に達するまでは其の利子の全額を國庫から補給せられることになつて居りますから二億圓までは無利子の金でやつて行けるわけであります。

（參考）

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱

一、趣　旨

轉廢業に對する施策は政府の施設に俟つのみならず同業者の共助に依るの要あり、從て時局の要請に應じ轉廢業せんとする中小商工業者に對して先づ同業者の組織する團體等に於て相互共助の精神に立脚し此等轉廢業者の資產の整理等を行ひ以て轉廢業の圓滑なる實施を促進するものとす

二、共助の主體

商業組合（聯合會を含む）、工業組合（聯合會を含む）、小組合、有限會社其の他の企業合同體及統制會等とす

三、共助の種類及方法

同業者の共助施設は左の方法に依るものとし具體的に行政官廳の指導斡旋を受けたる場合に限るものとす

（一）營業用資產の引取

轉廢業者が業務の用に供したる機械設備其の他の資產の全部又は一部を同業者團體、合同企業又は存續企業に於て一定評價額を以て引取るものとす

前項の評價額は資金の借入を要する場合に於ては轉廢業者資產評價地方委員會の答申に基き地方長官の決定せる評價額に依るものとす

（二）金錢の給付

轉廢業者に對し一時に又は數箇年以內に於て月、半年又は年賦を以て金錢を給付するものとす此の場合に於ける給付金の額は原則として轉廢業直前三箇年間の平均年純益額の三ヶ年乃至十ヶ年分程度を基準とす

前項の平均純益額の計算に付ては國民更生金庫に於て轉廢業者の資產引受を爲す際に於ける平均純益額の計算に準ずるものとす

（三）其の他行政官廳の承認ありたるときは當該業種業態に應じ實情に卽したる方法を採用することを得

四、共助資金

第三號に依り共助施設に要する資金は共助主體の收入する配給手數料若は其の收益の一部を先づ之に充當し又は共助主體に於ける既存積立金の一部を取崩し之に充當するものとし尙不足する部分は借入金に依るものとす

借入金を爲したる場合に於ては爾後に於て收入すべき配給手數料又は收益の一部は之を借入金の償還準備金として積立つるものとす

五、共助資金の借入

（一）共助資金を借入るる場合の手續は別紙「共助資金取扱要綱」に依るものとす

（二）共助資金の融通機關は差當り國民更生金庫のみとす

（三）借入金の償還期限は據置期間三ヶ年以內を含み十ヶ年以內とす

（四）借入金の償還方法は割賦又は五ヶ年以內の定期とし其の利率は年四分以內とす

六、共助資金利子補給

借入金に對し支拂期限到達したる利子の全額を國庫より共助主體に補給す

共助資金利子補給の手續は別紙「共助資金取扱要綱」に依るものとす

（別　紙）

共助資金取扱要綱

一、組合等の團體に於て本資金の融通を受けんとするときは共助資金借入申込書（別紙樣式第一號）二通を作成し一通を管轄地方長官に一通を國民更生金庫の最寄事務所に提出するものとす

二、組合等の團體は共助資金借入申込と同時に共助資金借入利子補給申請書（別紙樣式第二號）を地方廳を經由し商工大臣に提出するものとす

三、地方長官竝に國民更生金庫一號の借入申込書を受理したるときは兩者協議を遂げたる上地方長官に於て本資金の融通を適當と認めたるものに對し國民更生金庫に於て貸付を爲すものとす

四、國民更生金庫前號の貸付を爲したるときは共助資金貸付報告書（別紙樣式第三號）を商工大臣に提出するものとす

五、共助資金を借入たる組合等の團體（以下單に借受主體と稱す）は支拂期限到達せる利子の補給を受けんとするときは共助資金借入利子補給金交付請求書（別紙樣式第四號）を地方廳を經由し商工大臣宛提出するものとす

六、借受主體は政府より支給さるべき補給金の受領を國民更生金庫に委任し得るものとす

七、借受主體は本資金を一部繰上償還又は全額償還したるときは共助資金一部繰上償還報告書（別紙樣式第五號）又は共助資金償還報告書（別紙樣式第六號）を地方廳を經由し商工大臣宛提出するものとす

共助資金關係諸樣式

「別紙」樣式第一號（用紙は總て日本標準規格B列五番に依ること）

共助資金借入申込書

一、金　　額　　圓

一、資金ノ用途　轉廢業者ノ營業用資産ノ引取金錢ノ給付、其ノ他何々

一、償還方法　半年賦（又ハ何々）

一、期　　限　何年据置何年何月迄ニ償還

右ニ依リ共助資金融通相受度申込ニ關スル調書相添ヘ此段申込候也

年　月　日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長　氏　　名　㊞

地方長官　氏　名
國民更生金庫理事長氏名　各宛

備考　一、組合以外ノ借入申込ハ之ニ準ズルモノトス以下同ジ

二、擔保又ハ保證人アルトキハ期限ノ次ニ一項ヲ設ケ擔保物ノ明細又ハ保證人ノ氏名ヲ記載スルコト

附屬

共助資金借入申込ニ關スル調書

主タル事務所ノ所在地

何々組合

（一）共助計畫に對する財源の內譯

財源の內譯					
所要額	自己資金	借入金	其の他	計	備考
營業用資産の引取	圓	圓	圓	圓	
金錢の給付	圓	圓	圓	圓	
其他何々	圓	圓	圓	圓	
計	圓	圓	圓	圓	

注意事項　金錢の給付の方法を具體的に備考欄へ記載のこと

（二）共助資金償還財源及償還豫定表

年度別	償還額	償還財源					
		手數料	使用料	積立金	財産賣却	何々	計
昭和　年度	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
計							

(二) 共助計畫の内容

轉廢業者の氏名	資産の引取 資産の内容	數量	引取價額	金錢の給付	其他何々	合計	備考
何某	一、土地			圓	圓	圓	
	宅地	何坪	圓				
	一、建物						
	店舗	何坪	圓				
	工場	何坪	圓				
	倉庫	何坪	圓				
	一、機械設備						
	何々	何臺	圓				
	一、何々						
	何々	何點	圓				
	計		圓				
何某	一、何々			圓	圓	圓	
	何々		圓				
	計		圓				

別紙様式第二號

年　年　月

主タル事務所ノ所在地
何々組合
理事長　氏　　名印

商工大臣名宛

申　請　書

當組合儀今般所屬ノ轉廢業者(何某外何名)ニ對シ(營業用資産ノ引取、金錢ノ給付、其他何々)ノタメ共助資金ヲ借入申込候ニ付借入ノ上ハ利子補給相成度借入申込書寫相添此段及申請候也

別紙様式第三號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地
國民更生金庫
理事長　氏　　名印

商工大臣名宛

共助資金貸付報告書

今般別紙ノ通貸付仕候條共助資金取扱要綱第四ノ規定ニ依リ此段及報告候也

別紙

一、貸付番號　第　號
二、借受主體　何々組合
三、貸付年月日　年　月　日
四、貸付金額　圓
五、貸付金ノ用途　轉廢業者ノ營業用資産ノ引取金錢ノ給付其他何々
六、利率　年　分　厘
七、償還方法　半年賦(又ハ何々)
八、据置期限　年　月　日
九、最終償還期日　年　月　日

注意事項　本報告書ニハ償還年次表ヲ必ズ添付スルコト

元利金償還年次表

借受主體　何々組合

貸付金元	利率	貸付年月日	償還期日	償還額		
	圓	年　月　日	年　月　日			
償還期	貸付現在額	償還元金	利息	計		

別紙様式第四號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地
何々組合
理事長　氏　　名㊞

商工大臣名宛

共助資金借入利子補給金交付請求書

昭和　年　月　日附商工省指令　振第　號ニ依リ共助資金借入利子補給方指令相成候處右指令ニ基キ昭和　年　度　何半期分利子　何圓　何錢也支拂期限到達致候ニ付補給金交付相成度指令附帶ノ命令條項第二ニ依リ關係書類相添此段及請求候也

添付書類

借受主體	借入金額	借入現在額	利率	據置期限	最終償還期限	利子支拂期限	利子補給金 何年度 上期 下期	備考

別紙様式第五號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地
何々組合
理事長　氏　　名㊞

商工大臣名宛

共助資金一部繰上償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通一部繰上償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此段及報告候也

記

一、借入年月日
二、借入金額
三、契約上ノ最終償還期日
四、年次表ニ依ル償還期日
五、一部繰上償還年月日
六、償還金額
七、一部繰上償還後ノ元金殘高

注意事項　繰上償還後ノ變更年次表ヲ必ズ添付スルコト

別紙様式第六號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地
何々組合
理事長　氏　　名㊞

商工大臣名宛

共助資金償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通全額償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此段及御報告候也

記

一、借入年月日
二、借入金額
三、契約上ノ最終償還期日
四、償還年月日

（參考）轉廢業者資産評價地方委員會の運用の件

（一）轉廢業者として所屬の組合又は其の他の同業者團體に別紙様式の申込書二通（地方長官及財團法人國民更生金庫宛）を提出せしむること

(二) 申込書を受理したる組合又は其の他の同業者團體をして右申込書を地方長官に進達せしむること

(三) 組合又は其の他の同業者團體に所屬せざる轉廢業者に關しては(一)に掲ぐる樣式の申込書二通を直接地方長官に提出せしめること

(四) 地方長官は申込書を調査し組合又は其の他の同業者團體の共助施設をも併せ考慮したる上國民更生金庫をして申込に係る資産の引受又は之を擔保とする貸出を爲さしむるを評價基準に基き調査員をして右資産を實地に就きて具體的に調査せしむるること右と同時に國民更生金庫宛の申込書を同金庫に廻付すること

(五) 地方長官は轉廢業者資産評價地方委員會に具體的評價額を諮問すること

(六) 地方長官は右委員會の答申に基き評價額を決定し之を國民更生金庫に通達すること

一九、政府から轉廢業への共助金はどの位補助されるのですか

轉廢業者に對しては國民更生金庫の活用に依つて其の事業の整理を促進するために從來其の所屬商業組合、工業組合等の同業者團體が相扶共助の精神に則つて轉換業者に共助金を交付する等適切なる共助施設を講ずることが適當であるといふので之を勸奬して居るのでありますが組合の資産狀況によつては目下必要なだけの共助金を支出することが相當困難な場合が多くなる樣でありますので此等の資金の不充分なる組合に對しては共助金の一部を國庫から補助しやうといふ趣旨の下に昭和十六年度に於て商工省關係二百十二萬五千圓、農林省關係二百八萬五千圓、合計四百二十一萬圓、昭和十七年度に於ては商工省千三百十七萬五千圓、農林省千五百十萬六千八百圓、合計二千八百二十八萬千八百圓の豫算を計上して居るのであります。本制度は商、工業組合等の同業者團體が轉業者にして生活困難なる狀態に陷る虞ある者に對して生活費の一部を補給せんとするものであります。從つて本補助金の交付を受ける者は商工業組合其

の他の同業者團體等でありまして本補助金に依つて共助を受ける者は行政官廳の指導斡旋に依る轉業者であります。而して本補助金は國策の命ずるところに依つて行政官廳が其の必要に基いて指導斡旋したる轉廢業者にして未だ他の職業に就職しないもの又は就職しても收入減に因つて生活難に陷る虞あるものを慮り政府は若し其の所屬組合にして一ヶ年六百圓程度の共助金さいも支給出來ない場合には組合に於て三百圓國庫から三百圓を補助して少くとも一業種當り一ヶ年平均六百圓程度の共助金を支給せしめ樣とするところに在るのであります。而して一ヶ年間の共助金を六百圓にしたのは改正前の營業收益稅の免稅點が六百圓になつて居つたがためにこの額に定められたものであります。

上記の六百圓の金額と之に對する國庫補助の割合は轉廢業者の家族員數、地方的生活條件、組合等の負擔能力の有無等に依つて多少增減されることは勿論であります。

尙本補助金は轉業過渡期に於ける最低生活を保障せんとする一時的措置でありますから一ヶ年を限度とし、差當り四ヶ月分を交付し、殘りは實情に依りて考慮することになつて居るのであります。亦本補助金は一應道府縣に交付せられ、道府縣が共助主體である組合等に補助し、組合等が轉産業者に支給するといふ手續をとるのであります。

尙ほ國庫から支出せられる共助補助金は約一億圓になる見込であります。尙國民更生金庫の資産引受額が約五億三千萬圓、同業者團體等の資産引受額約二億二千萬圓、同業者團體の共助金二億五千萬圓を合計すれば實に十一億圓に上ることになるのであります。茲に於て國民更生金庫も其の資本金の擴充を圖る必要上、去る第七十九回帝國議會に於て國民更生金庫法の資本金二千萬圓を五千萬圓に增資すると共に更生債券の發行限度十倍を十五倍に改正することになつたので一躍八億圓迄の資金融通を爲し得ることになつたわけであります。

二〇、共助資金の借入利子は補給されるのですか

曩にも述べたる如く商業組合、工業組合、小組合、有限會社その他の企業合同體、統制會等の同業者團體が轉廢業者に對して相扶共助の精神に則り、適當な共助施設を講ずべきことを勸奬指導して來たのでありますが、其の外同業團體が轉廢業者の營業廢止に對する補償の意味で、適當な共助をする場合が多いのでありまして この共助資金が昭和十七年度末までに組合等に於て支出する共助施設の費用は總額四億七千萬圓に上る見込みであります。この共助資金を調達する爲に他から借入をする必要がある場合に國民更生金庫から貸付けさせると共に借入をした組合等に對しては、この支拂期限の到來した利子の金額を國庫から補給することとして居るのでありましていはゞ無利子の資金を借りて共助し得るわけであります。

二一、租税はどう減免されるのですか

企業の整理統合を促進するには、課税上においても特別の考慮を拂ふ必要がありますので曩

昭和十六年度と昭和十七年度に於て二億圓を限度として其の利子を政府から補給することになつたのであります。この場合に於ける償還方法は据置期間三ヶ年以内を含み十ヶ年以内の割賦償還又は五ヶ年以内の定期償還の方法等もあるのであります。

尙この種の共助資金は共助主體の收入する配給手數料とか收益の一部を先づこれに充當し又は共助主體に於ける既存の積立金の一部を取崩してこれに充當し、それでも不足する部分を借入金によること既述の如くであります。又借入金を爲した場合はその後に於て收入すべき配給手數料又は收益の一部はこれを借入金の償還準備金として積立てて置かなければならないこと勿論であります。

に政府は臨時租税措置法を改正し、昭和十八年三月末までに事業の統制上、合併又は解散した法人については、清算所得と配當に對する税率を輕減し、同じく昭和十六年又は十七年中に營業の全部又は一部を廢止した個人に對しては、所得税や營業税をそれ〴〵輕減又は免除することにし、その他課税標準の計算に關する特例、登録税等についても輕減の措置を講ずることになつたのであります。

申すまでもなく企業整備を實施する場合に課税上どんな取扱を受けるかといふことは業者としては極めて重大なる關心事と謂はなければならないのであります。個人企業を廢止する場合、事業に屬する設備又は權利其の他を會社に出資又は讓渡する場合と會社の合併をする場合とは種々異るのでありますが今度企業の整備を圓滑に遂行し得る樣臨時租税措置法の改正により企業整備を實施する一定の場合に課税の減免の措置を講ずることとなつたのであります。企業整備に伴ふ課税上の取扱については今回の税法改正以前に於ても現在税法の範圍に於て出來るだけ解釋上の斟酌を加へ來るのでありますが斯かることだけでは到底企業整備の圓滑を期することが困難となつたので今回更に臨時租税措置法の改正となつたものであります。

（イ）法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依る事業統制上爲す合併又は解散を爲す場合の清算所得に對する法人税の輕減

法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて昭和十六年十一月一日以後昭和十八年三月三十一日迄に事業の統制の必要上合併又は解散したる拂込資本金額百萬圓以下の法人にして命令を以て定むるものの清算所得については命令の定むる所に依つて改正前の法人税法第十六條に規定する税率百分の十八又は改正後の同條に規定する税率百分の二十五を百分の十五としたる場合の差減額に相當する法人税を輕減することになつたのであります。亦法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて

昭和十七年一月一日以後、昭和十八年三月卅一日迄に事業の統制の必要上合併又は解散したる拂込資本金額百萬圓を超ゆる法人にして命令を以て定むるもの、清算所得に就ては命令の定むる所に依つて法人税法第十六條に規定する税率百分の廿五を百分の廿としたる場合の差減額に相當する法人税を輕減することに定められたのであります。

以上の輕減事項は最近に於ける產業再編成に依る企業合同に税法上の特典を與へんとして規定されたものでありまして企業統制に依る合併又は解散したる會社に對しては、清算所得税を輕減するものであります。

而して右の適用を受くる法人は大藏大臣の指定したる事業を營む法人に限るのでありまして、指定する事業は大藏大臣が之を告示することになつて居るのであります。

尙ほ本臨時租税措置法第一條の十七の規定に依つて、清算所得に對する法人税の輕減を受けんとする法人は法人税法第十八條の申告と同時に主務官廳の證明書を添附し其の旨所轄税務署に申請することを要するのであります。

昭和十六年十一月一日以後昭和十七年三月三十一日以前に解散又は合併したる法人の清算所得に付いて臨時租税措置法第一條の十七の規定の適用を受けんとするものは規則第一條の四十一第二項の規定に依る大藏大臣の告示の日から十四日以内に主務官廳の證明書を添附し、其の旨所轄税務署に申請することを要するのであります。

（ロ）命令を以て定むる法人が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋によつて其の事業に屬する設備又は權利其の他を出資又は譲渡を爲したる場合の計算上の特例

命令を以て定むる法人が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋によつて、昭和十六年十一月一日以後昭和十八年三月卅一日迄にその事業に屬する設備又は權利その他を事業

の統制の必要上設立せらるゝ法人に出資又は譲渡を爲したるときは、その出資又は譲渡に對し與へられたる有價證券の價額に關して、出資又は譲渡をなしたる事業年度における法人税法による所得、營業税法による純益及び臨時利得税法による利益の計算に付て命令を以て特例を設くることを得ることに定められて居るのであります。之は企業統制上或會社が他の會社に事業の設備或は權利其の他を譲渡した場合に於ける法人税の輕減を認めたものであります。

而して右の適用を受くる法人については、大藏大臣の指定したる事業を營む法人に限るのでありまして之が事業を指定したるときには大藏大臣が之を告示することになつて居るのであります。

尙ほ本臨時租税措置法第一條の十八の規定に依つて、指定せられたる甲法人が事業の統制の必要上設立せられたる乙法人に其の事業に屬する設備又は權利其の他を出資し、其の出資に因つて取得したる乙法人の株式（乙法人に對する出資を含む）を財産目錄に記載する場合に於て、當該出資したる設備又は權利其の他（之を出資資産と稱す）の出資直前に於ける價額を附し、又は其の價額を超え當該株式の交付價額に滿たざる價額を附したるときには、當該株式の交付價額と當該記載價額との差額は出資を爲したる事業年度に於ける法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及臨時利得税法に依る利益の計算上之を益金に算入せられないのであります。上記の出資資産の出資直前に於ける價額は直前事業年度末に於ける財産目錄に記載せられたる當該出資資産に屬する財産の價額及當該事業年度に於て取得したる當該出資資産に屬する財産の取得價額の合計額（乙法人に承繼せしめたる債務の承繼價額を出資額から控除して乙法人の株式の交付を受けたるときには、直前事業年度末に於ける財産目錄に記載せられたる當該債務の價額及當該事業年度に於て負擔したる當該債務の價額の合計額を控除す）に依ることに定められて居るのであります。亦甲法人が出資

に因つて乙法人の株式の外金錢を取得したるとき又は出資に因つて取得したる乙法人の株式の一部を、當該事業年度に於て處分したるときには臨時租稅措置法施行規則第一條の四十三第一項の出資資產の出資直前に於ける價額は出資額（乙法人に承繼せしめたる債務の承繼價額を出資額から控除して、乙法人の株式の交付を受けたるときには、當該承繼債務の承繼價額を控除す）に對する出資に因つて取得したる金錢及處分したる乙法人の株式の交付價額の合計額を出資額から控除したる殘額の割合を臨時租稅措置法施行規則第一條の四十三第二項の規定に依る金額に乘じて算出したる金額に依ることに定められて居るのであります。亦臨時租稅措置法施行規則第一條の四十三の規定は臨時租稅措置法第一條の十八の規定に依つて、指定せられたる甲法人が事業の統制の必要上設立せられたる乙法人に其の事業に屬する設備又は權利其の他を讓渡し其の讓渡に因つて取得したる國債證券又は乙法人の社債證券を財產目錄に記載する場合に付ても之を準用する旨の規定であります。

甲法人が臨時租稅措置法施行規則第一條の四十四條第一項の規定に依つて取得したる國債證券又は乙法人の社債證券は其の取得のときから三年間之を供託又は登錄すべきことを命ぜられて居るのであります。尤も稅務署長の承認を受けたるときは此の限に在らずとされ除外せられて居るのであります。

而して右の適用を受くる法人は大藏大臣の指定したる事業を營む法人に限るのでありまして指定したる事業については大藏大臣が之を告示することになつて居るのであります。

（八）命令を以て定むる法人が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて事業統制の必要上合併又は解散したる場合の株主又は社員の受ける利益配當に對する所得稅の輕減

命令を以て定むる法人が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて昭和十

七年四月一日以後昭和十八年三月卅一日迄に事業の統制の必要上合併又は解散したる場合においては株主又は社員の受くる所得稅法第八條に規定する利益の配當に就ては命令の定むる所に依つて同法第廿一條に規定する稅率百分の十五を百分の十、同法第廿二條に規定する稅率百分の廿二を百分の十七としたる場合の差減額に相當する甲種の配當利子所得に對する分類所得稅を輕減することに定められて居るのであります。

之は企業合同に於ける會社に對する減稅規定が定められて居る反面解散又は合併に依つて消滅したる會社の株主等に對しても清算所得に對する配當利子所得稅を輕減せんとするものであります。

而して左の適用を受けんとする者は法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて事業の統制の必要上合併又は解散したる法人の株主又は社員なることを證する主務官廳の證明書を當該利子所得の支拂確定前所轄稅務署長を經由し其の支拂者に屆出づることを要するのであります。右の屆出は合併後存續する法人若は合併に因つて設立したる法人又は解散したる法人の清算人が其の株主又は社員に代りて之を爲すことを得るとされて居るのであります。

（二）法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて個人が事業の統制のため營業の全部又は大部分を廢止したる場合の所得稅又は營業稅の減免

法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月卅一日迄に事業の統制の必要上營業の全部又は大部分を廢止したる個人の當該營業から生ずる所得又は純益に就ては命令の定むる所に依つて昭和十七年分又は十八年分の所得稅及び營業稅に限つて左の區分に依つて之を輕減又は免除することに定められて居るのであります。

（一）所得稅

總所得金額五千圓以下なるとき＝當該所得稅額の全部
同一萬圓以下なるとき＝當該所得稅額の十分の五（五割）
同一萬圓を超ゆるとき＝當該所得稅額の十分の二（二割）

（二）營業稅
純益金額三千圓以下なるとき＝當該營業稅額の全部
同八千圓以下なるとき＝當該所得稅額の十分の五（五割）
同八千圓を超ゆるとき＝當該所得稅額の十分の二（二割）

從來個人が企業統制上營業の全部又は大部分を廢止しても所得稅及營業稅は前年分を賦課徵收することになつて居るのでありますが、前年には利益があつても現に營業を廢止或は縮少して居る者から規定通りの稅金を徵收することには多少無理があるものと認められるため當局に於ても斯かる場合には所得稅及び營業稅を輕減又は免除することになつたものであります。

而して營業の大部分を廢止したるときには其の廢止したる營業から生ずる所得金額又は純益金額が輕減又は免除を受くべき年の決定に係る營業所得金額又は純益金額の百分の七十に相當する金額を超ゆる場合に限るのであります。更に茲に注意を要することは昭和十六年一月一日以後昭和十七年分所得金額又は純益金額決定前に營業の全部又は大部分を廢止したる個人に付ては昭和十七年分所得稅又は營業稅を輕減又は免除し昭和十七年一月一日以後同年十二月三十一日迄に營業の全部又は大部分を廢止したる個人に付ては昭和十八年分所得稅又は營業稅を輕減又は免除せられることになつたのであります。而して上述の所得稅の輕減又は免除は左の各號に定むる所に依ることに定められて居るのであります。

一、輕減又は免除すべき分類所得稅額は所得金額の總額（乙種の配當利子所得、乙種の退職所得及清算取引所得を除く）に對する

廢止したる營業から生ずる所得金額の割合を徵收稅額に乘じて之を計算するのでありますが、所得金額は所得稅法第十七條の規定に依る控除前の金額に依ること

二、輕減又は免除すべき所得稅額は總所得金額（所得稅法第八條に規定する利益の配當及山林の所得を除く）に對する廢止したる營業から生ずる所得金額の割合を徵收稅額に乘じて計算すること

而して上述の所得稅又は營業稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年分に付ては昭和十七年五月三十一日迄に昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條又は營業稅法第十五條の申告と同時に其の旨所轄稅務署に申請することを要するのであります。

（ホ）法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導又は斡旋に依つて合併又は解散したる法人又は個人の使用人が受くる俸給、給料、賞與又は此等の性質を有する給與を支給する場合の所得稅の減免

法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月卅一日迄に事業の統制の必要上合併若は解散したる法人又は營業の全部若は大部分を廢止したる個人の使用人にして退職したる者の當該法人又は個人から受くる俸給、給料、賞與又は此等の性質を有する給與に就ては命令の定むる所に依つて昭和十七年分又は昭和十八年分の乙種の勤勞所得に對する分類所得稅及綜合所得稅に限つて左の區分に依つて之を輕減又は免除することに定められて居るのであります。

（イ）總所得稅金額五千圓以下なるとき＝當該所得稅額の全部
（ロ）同一萬圓以下なるとき＝當該所得稅額の十五分の五（五割）
（ハ）同一萬圓を超ゆるとき＝當該所得稅額の十分の二（二割）

之は企業統制のため離職した者の受ける俸給、給與、賞與又は此等の性質を有する給與に

ついて所得税を輕減せんとするものであります。

而して營業の大部分を廢止したる營業から生ずる所得金額又は純益金額が輕減又は免除を受くべき年の決定に係る營業所得金額又は純益金額の百分の七十に相當する金額を超ゆる場合に限定せられて居るのであります。

上述の乙種の勤勞所得に對する分類所得税又は綜合所得税の輕減又は免除は其の年分の所得金額決定當時に於て現に俸給、給料、賞與又は此等の性質を有する給與の支給を受くる者に付ては之を爲されないことになつて居ることに注意を要するのであります。

而して上述の所得税又は營業税の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年分に付ては昭和十七年五月三十一日迄に昭和十八年分に付ては所得税法第三十四條又は營業税法第十五條の申告と同時に其の旨所轄税務署に申請することを要するのであります。

（ヘ） 企業統制の必要上行ふ登錄の場合の登錄税の輕減

企業統制の必要上行ふ登錄についての登錄税の輕減は次の如く定められて居るのであります。即ち左に掲ぐる事項が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて昭和十七年四月一日以後昭和十八年三月卅一日迄に事業の統制の必要上爲さるゝ場合に於ては命令の定むる所に依つて其の登記の登錄税の額は他の法令に別段の規定ある場合を除くの外は登錄税法に拘らず左の額に依ることに定められたのであります。尤も登錄税法に依つて算出したる登錄税の額が左の額より少いときにはその額に依ること勿論であります。

（イ） 會社の設立の場合の登錄税額
金錢出資に依る拂込株金額及び金錢を目的とする株金以外の出資の價格の千分の五と、金錢以外の財産の出資に依る拂込株金額及び金錢以外の財産を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一との合計額

（ロ） 會社資本の增加の場合の登錄税額

金錢出資に依る增資拂込株金額及び金錢を目的とする株金以外の出資の價格の千分の五と、金錢以外の財産の出資に依る增資拂込株金額及び金錢以外の財産を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一との合計額

（ハ） 第二回以後の株金拂込の場合の登錄税額
毎回の金錢に依る拂込株金額の千分の五と金錢以外の財産の出資に依る拂込株金額の千分の一との合計額

（ニ） 會社の設立、資本增加若は第二回以後の株金拂込又は事業の設備若は事業の讓受の場合に於ける不動産又は船舶に關する權利の取得についての登錄税額
不動産又は船舶の價格の千分の三

右の臨時租税措置法第二十二條の三の規定は同條に掲ぐる事項が法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に依つて事業の統制の必要上爲さるゝものなることに付て主務官廳の證明あるものに限つて之を適用せられるものなることに注意を要するのであります。

（ト） 甲法人が國家總動員法其の他法令に基いて爲す合併に因りて消滅する場合の清算所得税の賦課

甲法人が國家總動員法その他の法令に依つて當該法令の規定に基いて設立せられたる乙法人と爲り又は之に吸收せられたるときには所得税法、法人税法、營業税法及び臨時利得税法の適用に關しては甲法人は合併に因りて消滅したる法人と看做し、乙法人は合併に依りて設立したる法人と看做されることとなつたのであります。

本規定は要するに配電會社に依る合併又は新日本銀行法に依る日本銀行の解散等の場合の如く、甲會社が解散せず其の儘乙會社となる場合の如き場合にも甲會社は一應解散するものと看做して原則として、清算所得税を賦課し得ることとしたわけであります。

（チ） 法人の爲したる寄附金の取扱方

法人の爲したる寄附金（命令を以て定むるものを除く）中命令の定むる所に依つて計算したる金額を超過する部分の金額に就ては法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及び臨時利得税法に依る利益の計算上之を損金に算入せざることゝ定められたのであります。而して政府に於て必要ありと認むるときには命令の定むる所に依つて、寄附金審査委員會の諮問を經て右の超過金額に對して課せらるべき所得に對する法人税を免除することを得ることに定め之を適當に抑制することゝしたのであります。尚ほ寄附金審査委員會に關する規程は命令を以て、之を定むることになつて居るのであります。要するに之は最近會社の寄附金名義の支出が多くなつたがために之を適當に抑制せんとする趣旨から規定されたものであります。而して昭和十七年一月一日前に支出したる寄附金及同日以後に支出する寄附金にして、同日前からの約束に係るものに付ては第一條の十六第一項の規定に拘らず、寄附金審査委員會の諮問を經て法人税法に依る所得、營業税法に依る利益の計算上其の全部又は一部を損金に算入することを得ることになつて居りますから注意を要するのであります。

而して法人の爲したる寄附金中國防獻金及恤兵金を除く金額が次に掲ぐる金額を超ゆるときには、其の超過金額は法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及臨時利得税法に依る利益の計算上之を損金に算入せられないのであります。即ち

一　資本金額百萬圓以下の法人なるとき
　當該事業年度の資本金額に年千分の三を乘じて算出したる金額と當該事業年度の所得金額に百分の二・五を乘じて算出したる金額との合計額の二分の一に相當する金額

二　資本金額千萬圓以下の法人なるとき
　當該事業年度の資本金額に年千分の二・五を乘じて算出したる金額と當該事業年度の所得金額に百分の二・五を乘じて算出したる金額との合計額の二分の一に相當する金

額

三　資本金額千萬圓を超ゆる法人なるとき
　當該事業年度の資本金額に年千分の二を乘じて算出したる金額と當該事業年度の所得金額に百分の二・五を乘じて算出したる金額との合計額の二分の一に相當する金額

而して右の資本金額は法人税法第七條の規定に依り計算したる金額に依るのであります。尚ほ叢に述べたる當該年度の資本金額に年千分の三を乘じて算出したる金額は當該事業年度の月數を當該事業年度の資本金額に乘じ之を十二分したる金額に千分の三を乘じて之を計算するのでありまして、右の月數は暦に從ひ之を計算し一月未滿の端數を生じたるときは之を一月とすることに定められて居るのであります。以上の資本金額の計算方は當該事業年度の資本金額に年千分の二・五を乘じて算出したる金額又は當該事業年度の資本金額に年千分の二を乘じて算出したる金額の計算に付ても之を準用することになつて居るのであります。尚ほ本項に於ける所得金額とは法人税法第四條第一項及第二項の規定に依つて計算したる金額に依ることに定められて居ることに注意を要するのであります。亦法人が當該事業年度に於て支出したる又は支出すべき寄附金（國防獻金及恤兵金を除く）は上記の所得金額の計算上之を損金に算入せられないのであります。

茲に注意を要することは、以上述べたる臨時租税措置法第一條の十六第二項の規定に依つて法人税の免除を受けんとする法人は寄附前に於て、寄附金額、寄附先、寄附豫定日其の他參考事項を記載したる書類を添附し、其の旨所轄税務署長を經由し大藏大臣に申請することを要するのであります。而して右の申請ありたる場合に於て、大藏大臣は必要ありと認むるときには、寄附金審査委員會の諮問を經て法人税を免除することゝなるわけであります。尚ほ昭和十七年一月一日以後同年三月三十一日以前に終了したる事業年度分に付て臨時租税措置法第一條の十六第二項の規定の適用を受けんとする法人

は昭和十七年四月十五日迄に寄附金額、寄附先、寄附日其の他參考事項を記載したる書類を添附し、其の旨所轄稅務署長を經由して大藏大臣に申請することを要するのであります。亦昭和十七年法律第五十六號附則第三項の規定の適用を受けんとする法人は昭和十七年三月三十一日以前に支出したる寄附に付ては、昭和十七年四月十五日迄に寄附金額、寄附先、寄附日其の他參考事項を記載したる書類を添附し、其の旨所轄稅務署長を經由し大藏大臣に申請すべきことを命ぜられて居るのであります。

二二、轉廢業者は其の他どんな職業に轉換出來ますか

時局の要請に應じて轉廢業を餘儀なくせられる業者に於ては勞務の對策上、自由に勝手に自分の好む職業に轉換することを許されないのでありまして此等の者は國家が要望する方面に轉換しなければならないことに定められて居るのでありまして曩に述べたる他政府に於て要望して居る之が職業轉換先として定めて居るのは次の如きものであります。

一、軍需產業
二、生產力擴充產業及び附帶產業
三、滿洲開拓民
四、支那、南洋其の他海外への移住進出
五、農業生產力の擴充
六、國防上必要なる土木事業

（一） 軍需產業

戰時下に於ける軍需產業は生產力の擴充を要請せられて居るのでありますが勞務の需給が之に伴はないために物資動員計畫はあらゆる困難を排して軍需產業には豐富な物資を提供しても之が實效を期することが出來ないのであります。從つて今後も尙相當の新規增員を要する折柄この方面で働く希望さへあれば職種の簡易、

勤勞條件の寬大、採用條件の低下等、就職の門戸は廣く解放されて居るのであります。

（二） 生產力擴充產業及び附帶產業

生產力擴充產業及び附帶產業方面に於ても勞務の需給が不充分であつて例へば鑛山勞務者の如きは特に其の不足が甚だしいのであります。石炭山に働いてゐる人達の中には、賃金など問題でなく全く第一線の兵隊さんと同樣の考を以て働いてゐるので、國家もまたこれ等の人々の功績を認め、國家的な榮譽を與へるやうに努めてゐるのであります。

（三） 滿洲開拓民（中小工業開拓民を含む）

我國の移植民國策として滿洲の開拓に職業の轉換を勸奬することは國策上當然のことであつて既に大規模な開拓民送出計畫に基いて漸次其の計畫を實行しつつあるのでありますが目下の職業轉換對策としての滿洲開拓民は本年度の既定計畫を遂行するばかりでなく相當多量に新規の進出を要望されて居るのであります。尙ほ滿洲開拓民は從來殆ど全部農業開拓民として送出されたのでありますが、今後は職業轉換の必要上、滿洲に於ける大工場の下請的の仕事をする所謂中小工業開拓民の送出等についても充分之が計畫を考慮、實行せられることになつて居るのであります。

（四） 支那、南洋、その他海外への移住進出

大東亞共榮圈を確立するには如何にしても大東亞戰爭に於て勝利を獲得しなければならない我等國民は今後の世界の新秩序建設のためには東亞の天地に、否世界の隅々まで移住、進出せねばならないのであります。尙ほこの方面へは主として商業移民が考へられて居るのでありますが之についても營業資金、旅費等についても政府の補助が考慮されて居るのであります。

（五） 農業生產力の擴充

國際情勢が今日の如く複雜、困難になつて來れば何をおいても食糧の自給が最も緊要であります。荒蕪地、休閑地があれば一鍬でも起して農產物の增產を圖らねばならないのでありまして茲に於て農村への轉業が要望されて居るので

あります。

（六）國防上必要な土木事業

從來の下水や道路工事の如く救濟事業としてではなく戰時下に於ける國防上の見地から必要な緊急の土木工事が新なる勞力を要する場合には轉業を要する者の中から之を振向けんとして居るのであります。

二三、中小商工業再編成協議會はどんな仕事をするのですか

中小商工業再編成協議會は中小商工業の再編成に關する事項を急速に之が實施を促進するため地方長官を本協議會の會長とし之を中心として關係各方面の有力者を委員として協議會を構成し官民の總力を之に集中し其の强力な推進力を以て中小商工業者の整理統合計畫の樹立、轉廢業者に對する共助施設の整備、職業轉換の指導斡旋、並に生活援助等に關する綜合的計畫の樹立實行に關する協議をなす機關でありまして之に依つて中小商工業者の整理統合並に職業轉換の急速なる實施を促進すると共に轉廢業者の生活安定を圖らんとするため茲に設置せられたものであります。

本協議會は中小企業の整理統合を實施する中樞的機關でありますがため之が使命は實に重且大なるものであります。從つて各地方廳の積極的な企畫指導を要するは勿論でありますが各所屬の商業組合、商業報國會、工業組合等の業者團體は一體となつて中小商工業の整理統合計畫の樹立、實行特に實行の部面において協力すべきことが要望せられて居るのであります。殊に小賣業の整理統合に當つては、商業組合と商業報國會とが表裏一體となつて小賣企業の合理化、配給機構の整備、配給方法の改善等、いはゆる配給の適正化、並に勤勞奉仕隊等に依る職業轉換促進に相協力して整理統合の實施に當らなければならないのであります。戰時下に於ける中小商工業の整備は各道府縣廳を中心とし、

本協議會と業者團體が緊密な連絡を保持し、官民渾然一體となつて進むことによつて、初めてこの重要なまた困難な事業の圓滑な遂行と、有終の成果とを期することが出來るわけであります。

偖て本協議會は從來の中小商工業の整理統合に、しば〳〵發見せられたる缺陷を是正し、今後の整理統合の實施上に萬遺憾なきを期すると共に從來轉業者の決定には、商業組合、工業組合等の業者團體の理事者が利己的な專斷を行ふために一般業者は疑心暗鬼の眼を以て見て、業界に不平不滿の聲が絶えなかつたため今後は轉業者の選定を出來るだけ公正に行ひ、業界の暗雲を一掃しやうといふことも其の重要なる目標として擧げられたのであります。亦今後の整理統合は、全面的に且つ計畫的に整理統合するため從來の組合はその中心機關としては當を得ないために各方面の有力な人物を網羅した一種の强力なる輿論的機關として整理統合を正々堂々と斷行せんとする趣旨も亦狙はれて居るのであります。更に從來の整理統合には、兎角綜合的な計畫性を缺く憾みがあるため、たゞ單に企業の整備に關する計畫だけでなく、職業轉換、生活安定の問題を三位一體の關係において綜合的計畫を樹てると同時に關係各方面の連絡を緊密にして、綜合的に立案された計畫を圓滑、迅速に行はんとして居るのであります。

本協議會は、中小商工業の再編成に關係のある官民有力者を網羅して各道府縣に設置せられたものでありまして地方長官が自ら會長となつてこの協議會を主宰し、管下の商業組合、工業組合、商業報國會、商工會議所等の産業團體の代表者、緊要産業の事業主、大政翼贊會の關係者、道府縣廳の關係官吏（總務部長、經濟部長、學務部長、警察部長、市町村長の代表者）國民更生金庫支所長とか、その他學識經驗者を委員とすることになつて居るのであります。その數は地方長官が夫々適當に決めることになつて居るのであります。

次に本協議會は如何なる事項を審議するかと

申しますと、地方長官の諮問に應じ、又は自發的に企業の整理統合の實施に關する一般方針、組合等の共助主體間に於ける共助額の均衡化其の他共助施設の整備、職業轉換の指導斡旋、其の他中小商工業再編成の實施に關する諸般の方策を審議することを主とするのであります。協議會其のものは個々の具體的な整理統合計畫の立案に參畫するのではなく中小商工業再編成實施上の大綱を取上げ委員の推進力によつて整理統合を圓滑に實行しやうといふ謂はば政治的な運營に其の特色を見出すのであります。

從つて本協議會の中に部會を設け、業種、業態、地方事情に卽して具體的な整理統合計畫の立案に參畫し部會は道府縣單位の商業組合、工業組合又は同聯合會が整備されて居るときには當組合又は聯合會を以て單位とすることになつて居るのであります。而して部會の委員は業界の事情に明るい其の道の專問家でなければならないので經濟部長が自ら部會長となり、其の下に關係商業組合、工業組合又は同聯合會の役員又は職員、商業報國關係者、商工會議所及び市町村の係員、國民更生金庫關係者、翼賛壯年團關係者、官廳側からは商工課長、商工主事、職業課長、國民職業指導所の代表者其の他學識經驗者を委員とすることになつて居るのであります。本部會は各道府縣單位の組合又は同聯合會が整備されて居るときには之を單位として構成することになつて居りますので例へば食料品について縣單位の食料品商業組合聯合會が出來て居るときには協議會に食料品部會を作ることになつて居るのでありまして之が理由とするところは部會と業者團體とが表裏一體の關係に於て計畫の樹立實行に當らなければならないといふ趣旨に他ならないのであります。

然ちば若し組合の組織が未だ整備されて居らないときにはどうなるかと申しますと、食料品店に於て取扱つて居る商品が假に砂糖、菓子、乾物、雜穀であつたとすれば之がため同店は取扱商品別に多數の組合に所屬して居るやうな場合に部會がどうすればよいかと申しますと之は

其の部會の構成を食料品全般に亘る包括的なものとし之に關係組合の代表者を參加させて綜合的な計畫の樹立に便利にする樣考慮が拂はれる必要があるのであります。

部會は主として業種、業態別に設けられるのでありますが必要に應じて各業種に亘る一般的事項例へば共助施設について特殊の部會を設けることも差支ないと謂はれて居るのであります。其の他部會は個々の業種について整理統合後に殘る企業の整備體制、整備方法、職業轉換者の資格決定、共助金交付、職業轉換の指導斡旋、その他當該商工業の整理統合に關する具體的な計畫の樹立に參畫するのであります。茲に注意を要することは部會の決議を以て協議會の決議とすることが認められて居ることであります。尙ほ部會だけではまだ足らないといふやうな場合には、部會の中に更に業種別又は地域別に、支部又は小委員會のやうな下部組織を設ける必要が起つて來ることも豫想せられますので若し其の必要あるときには之をつくることも差支ないとされて居るのであります。

次に本協議會の運營を申上げますと中央主務省の指導に依つて道府縣廳が或る業種について整理統合に着手するときには、本協議會を開いて主務省並びに地方廳の方針を說明し、これに對する委員の意見を聽き、具體的な整理統合案の作成を付議するのであります。この場合協議會は、右に關する大綱を決定した上、當該業種に關する部會を設け、立案上留意すべき事項を示して具體案の作成を委囑するのであります。茲に於て部會は、關係委員の代表する各方面の意見を綜合して轉業者決定の具體的な基準等を決定し、業者團體と協力して、整理統合の具體的な試案を作成し、該試案を部會で各方面から檢討を加へ、協議會案として成立したものを地方廳に答申し、地方廳が更に檢討した上で地方廳の方針として決定し、これを商業組合、工業組合等の業者團體に實施させるといふ順序になるのであります。亦轉業者の選定の如きは相當愼重を要するため以上の外に地方廳自ら業界の

事情に明るい者を特に囑託とし、官公吏に準ずる地位と責任とを以てこれに參加させながら、轉業者の選定をするといふことも考へられて居るのであります。

本協議會に於て整理統合計畫の樹立實行上、特に當初から要望せられて居るのは、企業の整備、職業轉換、生活安定を原則とし之に企業の形態、經營規模、業者の數、店舗の分布狀態、企業整備の方法其の他企業の整備に伴つて、轉廢業者の資産の處理及其の活用方法、轉業者の職業轉換方法、又は整理統合に必要とされる資金の調達及其の支給方法、轉業者の負債整理等の企業の整備に伴ふ物、人、金の問題も同時に解決する準備を整へた上で整理統合を實施しなければならないことは勿論であります。

二四、國民更生金庫引受資産等の評價方法基準はどう定められて居りますか

（小賣業指定業種の資産評價については「小賣轉廢業者資産の新評價問答」參照）

國民更生金庫の引受資産の評價方法基準は國民更生金庫評價委員會の一般部會に於て決定された極めて重要な事案であります。總ての基準中最も基本的な基準を定めたものでありますから特殊の評價基準ある場合を除いてはあらゆる基準となるものであります。本基準は、第一總則、第二土地及建物の評價、第三機械設備工具什器の評價、第四原料商品等の評價、第五無體財産權等の評價、第六有價證券の評價の五つに分かれて居るのであります。

右の要項を示せば次の如くであります。

一、國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準

第一　總　則

一、國民更生金庫ガ商工業者ニシテ轉廢業ヲナスモノノ資産ノ管理處分ノ引受ヲ爲ス場合ニ於ケル評價額竝ニ組合同業者團體、存續企業又ハ合同企業ニ於テ共助ノ精神ニ依リ轉廢業者ノ資産ヲ引取ル場合ニ於ケル評價額ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本基準ニ依リ之ヲ定ム

ルモノトス商工業者以外ノモノニシテ轉廢業ヲ爲スモノノ資産ノ評價ニ付テハ右基準ニ準ズルモノトス

二、資産ノ種類ニ依ル評價ノ基準ハ大要左ノ通リトス

（イ）土地及建物ハ時價ヲ以テ評價ス

（ロ）機械、設備等ハ其ノ再取得價額ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價ス

（ハ）原料、商品等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

（ニ）特許權、實用新案權等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

（ホ）有價證券ハ市價ヲ以テ之ヲ評價ス

前項ノ各號ニ依リ評價スルコト著シク不適當ト認メラルル場合ニ於テハ直接當該資産ノ取得又ハ製作ニ要シタル費用ヲ斟酌シテ之ヲ評價スルコトヲ得ルモノトス

三、當該營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率（別ニ定ムル場合ハ其ノ利率ニ依ル）ヲ以ツテ還元シタル金額（總營業價額）ガ當該營業ヲ組成スル各資産ニ付前號ニ依リ算出シタル評價額ノ合計額ヲ超ユル場合ニハ右超過額ヲ前號ニ依ル各資産ノ評價額ニ按分加算スルモノトス

前項ノ純益額ハ當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ナル經費（自家勞力ノ評價額ヲ含ム）ヲ控除シタル金額ニ依ルモノトシ轉廢業直前三箇年間ノ平均ニ依リ之ヲ算出ス

第一項ノ金額（總營業價額）ニシテ著シク不適當ト認メラルル場合ニ於テハ營業ノ種類、地方ノ實情等ヲ斟酌シテ適宜之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

四、第二號及前號ニ依ル評價額ノ總額ガ三百圓ニ滿タザルモノト認メラルルトキハ右金額（三百圓）ヲ以テ評價額トスルコトヲ得但シ右ノ評價ハ當該營業ヲ以テ主タル生計ノ資ト爲シ居リタル場合ニ限リ之ヲ爲スモノトス

五、評價額決定ニ當リ其ノ算定ノ基礎トナルベキ適確ナル數字ヲ求ムルコト困難ナル場合ニ於テハ實情ニ應ジ適宜ノ方法ニ依リ推算シタル數字ニ依ルモ差支ヘナキモノトス

六、評價額決定ニ當リ時價、市價又ハ再取得價

額ヲ定ムル基準トスベキ時期ハ原則トシテ地方長官及ビ國民更生金庫ニ對スル申込書提出ノ時トス

以上の如く總則第一號に於ては本基準の適用せらるべき場合を規定して居るのでありまして本基準は國民更生金庫が轉廢業者の資産の管理處分の引受を爲す場合ばかりではなく其の外商業組合、工業組合其の他の同業者、團體轉廢業者の後に殘る存續企業の整理統合に依る合同企業等が共助の精神に依つて同業者たりし轉廢業者の資産を引取る場合にも無論適用されることになるわけであります。

亦本基準は商工業者の場合のみに適用されるものではなく尠くとも時局の要請に依る犧牲者たる限り可及的廣範圍に適用せしめんとして居るのであります。

次に資産の種類に依る評價の基準は原價主義に依らず時價主義を採用したことであります。

之が理由とするところは諮問第一號に於て一應營業を繼續するものとしての妥當なる評價を求むるための評價基準が要望されて居る限り時價を以て評價基準とすることは當然であると謂はなければならないのであります。

之がため土地、建物、原料、商品、特許權、實用新案權等は何れも時價を以て評價せられ、有價證券は市價を以て、ただ機械設備、工具、什器類等は運搬費、据付費等を要すると共に注文生産の多い關係から考慮して再取得額によることとしたのであります。

(註)

時價とは當該資産の所在地に於ける通常の取引價格のことを意味するのであります。

市價とは市場に於ける取引價格のことを意味するのであります。

再取得價額とは新に取得するとすれば必要となるべき價額の意味であります。

而して時價又は市價を以て轉廢業者の資産評價上妥當とする所以は時價又は市價に依り評價するときには特に減價償却を見る必要がないからであります。

第三號は營業權（暖簾）の評價方法であります。所謂營業權は全資産の集大成した總和であつて事業自體と不可分の關係にあるのでありまして之が評價の方法としては種々考へられるのでありますが本基準に於ては當該營業の純益額を年一割の利率（別に定むる場合は其の利率に依る）を以て還元したる金額（總營業の價額）が當該營業を組成する各資産に付て算出したる評價額の合計額を超ゆる場合には右超過額を各資産の評價額に按分加算することに定めたのであります。

偖て茲に於て問題となるのは純益額の算出方法でありますが純益額の算定は當該營業の總收入金額より必要なる經費を控除したる金額に依ることに定められて居るのでありますが右の必要なる經費とは如何なるものを指すか頗る疑問とするところでありますが當局の所謂必要なる經費とは自己勞力の評價額の外に役員の賞與、固定資産の償却所要額、地租、家屋稅等を包含し、法人稅、所得稅、臨時所得稅、營業稅等の諸稅及び借入資本の利子等を除外することにして居るのであります。

次に轉廢業者に興味ある規定は資産の評價した金額の合計が三百圓に滿たないときと雖も三百圓を以て評價總額とするといふ規定であります。之は實に社會政策的意義をもつものでありまして國民更生金庫法が轉廢業者の更生を圖ることを目的とする法律の當然の措置とも考へられるのでありますが零細なる轉廢業者には實に有難い福音でありまして如何なる零細轉廢業者と雖も三百圓の轉業資金を確保して貰ふことが出來るわけであります。尤も之が濫用を防止するために之を適用される業者を當該營業を以て主たる生計の資と爲し居りたる者に限定したことは當然でありまして之がため副業的に爲して居る者會社勤務の家族の收入が主たる生計の資である者等は適用されないわけであります。

次に評價額決定に當り其の算定の基礎となるべき適確なる數字を帳簿類の不完全に依り容易に求めることが困難なる場合には實情に應じて適宜の方法に依つて推算しても差支ない旨を定

めたものであります。

最後に資産評價の決定を爲すに當り基礎となすべき時期（時價、市價又は再取得額を定むる基準とすべき時期）は種々議論もあるのでありますが大體比較的事情が明白であり且つ速急に結論が得られるといふ樣な理由から地方長官及國民更生金庫に對する申込書提出の時を以て基準の時期としたのであります。

第二　土地及建物ノ評價

一、土地及建物ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス

二、當該營業ニトリ特ニ有利ナル位置其ノ他當該營業ノ繼續ヲ前提トスル有利ナル條件ハ其ノ儘存在スルモノトシテ評價ヲ爲スモノトス

三、當該營業ノ爲特ニ土地又ハ建物ニ加ヘタル加工費、改良費、工作費等ハ評價ニ當リ之ヲ考慮スルモノトス

第二の土地及建物の評價以下の規定は何れも曩に述べたる第一の總則に對する各論的規定であります。特に總則第二號に於て規定してある事項を更に具體的に敷衍したものであります。第二の土地及建物の評價も總則第二號（イ）の規定を敷衍したものであります。土地及建物の實際的評價方法について更に具體的に「土地及建物の評價基準」を別個に規定してあるため第二に於ては單に極く形式的なものを定めたる過ぎないのであります

土地及建物の評價については後述一一〇頁を參照して下さい。

第一號は、土地及び建物の評價の原則を決めたもので總則第二號の（イ）の規定を反復したものであります。卽ち土地及び建物については時價を以つて評價することを原則としてゐることであります。こゝで問題となるのは、時價の算出方法でありますがこれについては「土地及建物の評價基準」に詳細規定して居るのでありまして右の規定するところに依れば時價は、地租法又は家屋稅法に基く賃貸價格を、一定の利率を以つて還元して算出することになつて居るのであります。

第二號は「土地及建物の評價基準」第三號と同趣旨の規定でありまして時價以外に當該營業を繼續する上に有利な條件があれば、それをその儘評價してやらうといふ當局の親心の表はれとしての規定であります。

第三號は、營業上の必要から土地又は建物に加へた加工費、改良費、工作費等については、特にこれを考慮してやらうといふのであります。

第三　機械設備工具什器ノ評價

一、機械、設備等ハ之ヲ新規ニ取得スルトセバ必要トナルベキ價額ヨリ當該資產ノ現狀ヨリ勘考シタル減價償却額ヲ控除シタル額ニ依リ之ヲ評價スルヲ原則トス

二、前號ノ再取得價額ニハ機械、設備等ノ運搬据付ニ要スベキ費用其ノ他是等資產ヲ營業ノ用ニ供スル迄ニ直接ニ必要トナルベキ費用ヲモ見積リ加算スルモノトス

三、第一號ノ減價償却ハ再取得價額ヨリ當該資產ノ殘存價額ヲ控除シタル額ヲ基準トシ同種資產ノ一般耐用命數ヨリ當該資產ノ現狀ヨリ見タル今後耐用見込命數ヲ差引キタル年數ニ相當スル償却ヲ爲スモノトス

四、前各號ノ場合ニ於テ再取得價額ニ據リ難キトキハ再製作價額ニ據ルモノトス

「機械、設備、工具、什器の評價」は、總則第二號（ロ）の規定を敷衍したものであります。

先づ第一號においては、機械設備等の評價に關する基本原則を定めて居るのであります。

第二號においては再取得價額に加算すべき要素を規定したものであります。

第三號においては減價償却の方法を明かにしたものであります。

第四號においては例外的な場合を規定して遺漏なきを期したものであります。

機械設備等の評價の基本原則は、右記の如く再取得價額から當該資產の現狀から勘案したる減價償却額を控除してこれをなすのでありましてこゝに特に當局が再取得價額を基準としたのは、元來機械設備等は一般に注文生產が多い

と共に、現在極度の入手難のため價格も昂騰し、且つ運搬据付等に相當多額の經費を要すからであります。尤も如何に再取得價額に準據するといつても、公定價額のあるものについては之に從はなければならないことは勿論であります。

第二號においては、第一號の再取得價額の中には、機械設備自體の元値の外にこれ等を運搬又は据付けるに要する費用、其の他これ等の資産を直接營業の用に供するまでに必要な費用、即ち直接費を見積り加算する旨を規定したものであります。之が理由とするところは機械設備等はこれを据附けて運轉するまでには相當の費用がかゝるために之の直接費用を再取得價額中に包含せしめることとしたものであります。

第三號は、減價償却の方法を定めたものでありまして、先づ減價償却をなすには、第一に殘存價額を決定し、次に再取得價額より殘存價額を控除して基準價額を求め、第三に同種資産の一般耐用命數を定め、第四に當該資産の現狀から見た今後耐用見込命數を求め、第五にこれを一般耐用命數から差引いて、その結果殘つた命數謂はゞ推定經過年數を基準價額に對する一般耐用命數の商に乘じてこれをなすのであります。

（註）殘存價額とは、同種資産の一般耐用命數經過後における價額で、殘滓價額（スクラップ）にある程度の流用價値を加味したものであります。

一般耐用命數とは、同種資産につき一般的に認められた使用可能年數で、そのものゝ實際の使用可能年數とは異るものであります。今後耐用見込命數とは、一般耐用命數から數學的に經過年數を控除したものではなく、經過年數とは關係なしに、當該資産の現狀から見て今後何年使へるかといふその年數であります。

本號に依る償却方法は曩にも述べたる如く一般の償却方法とは異り實際の經過年數に依らず一般耐用命數より今後の耐用見込命數を差引いた年數によつて償却をなすので、償却を受ける

側にとつては非常に有利となるのであります。

第四號は、種々の事情によつて再取得價額に據り難いときは、再製作價額により評價する旨規定したものでありまして例へば特殊の機械設備等は再製作價額によつて評價しやうといふことにしたものであります。

第四　原料、商品等の評價

一、原材料、貯藏品、製品、商品等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス

二、半製品、仕掛品等ハ完成ニ要スベキ工程ヲ考慮シ完成品ノ時價ヨリ推算シタル價額ヲ以テ評價スルモノトス

三、販賣ニ付禁止又ハ制限ヲ受ケタル商品等ニ付テハ類似商品ノ時價ニ依リ推算シタル價格ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

第四の「原料、商品等の評價」は總則第二號（ハ）の規定を敷衍したものでありまして第一號に於いては總則第二號の（ハ）の適用を受ける品目の範圍を的確にし、原材料、貯藏品、製品、商品等は、いづれも時價をもつて評價することゝしたのであります。こゝに於て時價とは原材料及び貯藏品においては再仕入價格、製品等にありては生産者販賣價格、商品にありては卸賣商は卸賣販賣價格、小賣商は小賣販賣價格のことを謂ふのでありまして時價を右の樣に限定することは、利潤や保管料等をも見込まれることとなつて所謂時價に比し多少高すぎはしないかといふ意見もあるのでありますが、當局に於ては一應營業を繼續するものとしての妥當なる評價を求むる大原則に從つたものと謂はれて居るのであります。

第二號は、半製品及び仕掛品等未完成品の評價に關する規定でありまして半製品（製産途中のもの）及び仕掛品（製産準備中のもの）等はいづれも未完成品であるため之は製品としての一つの經濟的價値を持たぬため、之が評價については一應完成品の時價を推定し、次に完成に要すべき工程を考慮し、彼此勘案の上一定の價額に推算して評價することゝしたのであります。

第三號は、戰時下に於ける經濟統制に因り、販賣禁止又は販賣制限を受けたる商品の評價について規定したものでありまして例へば奢侈品等製造販賣制限規則（七・七禁令）により販賣の制限をうけた商品には、現實に時價といふものがないため斯かる商品については、本號により類似商品の時價から推算した價格をもつて評價することゝしたのであります。尚ほ、特別の事情により、類似商品の價格に依り難いやうな場合においては當局は總則第二號第二項の規定に依つて取得の原價又は製作原價を斟酌して評價額を決定すべきことに指示せられて居るのであります。

第五　無體財産權、債權等の評價

一、特許權、實用新案權、意匠權、商標權等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ以テ原則トス

二、賣掛金其ノ他ノ債權ハ債權額ヨリ回收不能見込額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

三、電話加入權ハ時價ヲ以テ評價スルモノトス

無體財産權、債權等の評價は、總則第二號（ニ）の規定を敷衍したものでありまして其の第一號は特許權、實用新案權、意匠權、商標權、商號權等も時價を以て評價する旨規定したのであります。元來特許權、實用新案權等の工業所有權や商號權等には、一般に客觀的な時價と稱すべきものがないため、實際の評價に當つては、同種權利の賣買實例等を參照して、時價類似のものを決定するより外に致方ないものと考へられて居るのであります。

第二號は、主として賣掛金、受取手形其の他の金錢債權等の評價方法について規定したものであります。これらの債權は當局に於ても個人的な事情に基く對人的なものであるため、第三者の介入なしに當事者間において、直接處理することが最も望ましいとされて居るのであります。

然し各種の事情により一律にさうもゆかない場合もあらうと思はれるので、その場合には本號の方法により、債權額から回收不能見込額を

控除して評價することゝしたのであります。こゝに於て謂ふ回收不能見込額とは債務者の無資力、住所不明其の他の事情により客觀的に回收不能と認められる債權額を指すのであります。例へば債權者が轉廢業して遠方に轉居したため事實上回收が困難となつたやうな場合には、ある程度國民更生金庫において債權の引受をなすべきではないかとの意見もあるのであります。

第三號は、電話加入權の評價に關する規定でありまして電話の加入權も他の資産同樣時價を以て評價することゝしたのであります。勿論、現在においては公定價格が設定されてゐるので之に依ること勿論でありますが公定價格の設定のない地方においては、本號の規定により時價をもつて評價することとなるわけであります。

第六　有價證券ノ評價

一、有價證券ハ市價ニ依リ之ヲ評價スルヲ原則トス

二、市場ニ於テ普通賣買セラレズ市價ヲ求ムルコト困難ナルモノニ付テハ同種證券ノ市價ヨリ推算シタル價額ニ依リ之ヲ評價スルモノトス

有價證券の評價は、總則第二號（ホ）の規定を敷衍したものでありまして第一號に於いて、有價證券は市價により評價することを原則としたのでありますが茲に於て所謂市價とは市場に於ける取引價格であります。尤も取引所において取引せられるものにありては、その取引價格自體が市價となること勿論であります。而してこれらの有價證券は隨時處分し得られるものでありますから成るべく賣掛金同樣本人において處理することを要望して居るのであります。

第二號は、第一號の補足的な規定でありまして普通市場取引の對象とならないものについては、市價を求めることが困難であるから、斯ういふものについては同種證券の市價から推算して評價をなすことにしたのであります。一例を擧げますれば同族會社の株式の如きは普通公開せられないため市價がないから斯かる株式については其の會社の資産、信用狀況、事業收入、

配當工合等を斟酌し且同種同格の證券から推算して評價額を決定すべきことに指示せられて居るのであります。

二、土地及建物ノ評價基準

一、國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ引受クル轉廢業者ノ資産ノ中土地及建物ノ評價ハ「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」ニ準據シ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本基準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

二、土地及建物ノ時價ハ左ノ方法ヲ基準トシ當該土地又ハ建物ノ現狀、地方ノ實情等ヲ斟酌シテ算出スルモノトス

（イ） 土地ニ在リテハ地租法ニ基ク賃貸價格ヲ年四分二厘ノ利率ヲ以テ還元スルモノトス

（ロ） 建物ニ在リテハ家屋税法ニ基ク賃貸價格ヲ別表ニ掲グル利率ヲ以テ還元スルモノトス但シ家屋税法ニ基ク賃貸價格ノ決定ヲ見ル迄ハ當分ノ間現行賃貸價格又ハ隣接建物若ハ同種建物ノ賃貸價格ヨリ推定シタル賃貸價格ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルモノトス

三、土地又ハ建物ガ當該營業ニトリ特ニ有利ナル位置其ノ他當該營業ノ繼續ヲ前提トスル有利ナル條件ヲ有スルトキハ此等ノ條件ハ其ノ儘存續スルモノトシ前號ノ評價ニ當リ之ヲ斟酌スルモノトス

四、宅地建物等價格統制令第二條ノ規定ニ依リ價格ノ制限ヲ受クル土地及建物ニ付テハ右ノ制限價格ヲ以テ時價ト爲スモノトス

同令第五條又ハ第六條ノ規定ニヨリ認可ヲ受ケタル土地ニ付テハ其ノ認可價格ヲ以テ時價ト爲スモノトス

五、當該營業ノ爲特ニ土地又ハ建物ニ加ヘタル加工費、改良費又ハ工作費等ハ新規ニ加工、改良又ハ工作等ヲ爲スニ要スベキ價額ヨリ減損價額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ評價額トシ第二號又ハ前號ノ評價額ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ土地又ハ建物ガ他人ノ所有

ニ屬スルトキハ加工費、改良費又ハ工作費等ハ單獨ニ之ヲ評價スルコトヲ得ルモノトス

六、土地區劃整理又ハ耕地整理施行中ノ土地ニ付テハ假換地ヲ基礎トシテ評價スルモノトス

七、土地又ハ建物ニ付所有權者ノ負擔ニ屬スル金額中未納額アルトキハ之ヲ控除シテ評價スルモノトス

八、借地上ノ權利ニ基ク有利ナル條件ハ別個ニ之ヲ評價シ建物ノ價額ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

建物ノ賃借ニ當リ權利金ヲ支拂ヒタル場合ハ其ノ相當額ヲ以テ評價額トシ他ノ資産ニ按分加算スルコトヲ得ルモノトス

九、評價ヲ爲スニ當リテハ左ノ事項ヲ斟酌スルモノトス

（イ） 當該土地又ハ建物ノ取得原價若ハ製作原價

（ロ） 近隣地若ハ建物又ハ同種土地若ハ建物ノ賣買實例

（ハ） 近隣地又ハ建物ヨリ生ズル賃貸料

（ニ） 不動産銀行又ハ信託會社等ノ評價額

（別表）

構造別	率（百分率）
木造（木骨造、鐵鋼モルタル塗其ノ他ノ木骨造塗家ヲ含ム）	一三・六八
煉瓦造、石造コンクリート、土藏造	一一・四
鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	九・九六

本土地及建物の評價基準は、國民更生金庫引受資産等の評價方法基準共に最も基本的な基準で、特殊の評價基準ある場合を除く外はあらゆる基準に採用されるのであります。

本基準は「評價方法基準」・「第二土地及建物の評價」の各論乃至細則的規定をなすものでありますから、本基準の第一號においては轉廢業者の資産の中土地及び建物の評價は「評價方法基準」に準據して、本基準によりこれを爲すことを原則とするのであります。尤も各種の業態により土地及び建物の利用價値又は經濟價値が異るので、斯かる特殊の場合においては、別に

その業態に卽した基準を設定することゝし、本基準の適用をうけないことは勿論であります。例へば米穀販賣業者の店舗の如きはその一例とされて居るのであります。

土地及び建物の時價の算出方法でありますが、之には色々の方法が考へられるのでありますが本基準に於ては實際上比較的無難にして且計算上最も便利な賃貸價格による方法を採用することゝし、土地については地租法に基く賃貸價格を年四分二厘の還元率を以つて除し、又建物については家屋稅法に基く賃貸價格を同じく一定の還元率を以つて除し、それ〴〵土地及び建物の時價を算出することにしたのであります。尤も家屋稅法に依る賃貸價格は目下大藏省において調査中でまだ確定して居らないため、これが確立を見るまでは當分の間、現行の地方稅法の賃貸價格又は隣接建物若くは同種建物の賃貸價格より推定した賃貸價格をもつて、これに代へることが出來ることにして居るのであります。尙ほ建物の時價を決定する賃貸價格の還元については、別表（木造のものについては一割三分六厘八毛、煉瓦造、石造コンクリート造及び土藏造のものについては一割一分四厘、鐵筋鐵骨コンクリート造及び鐵骨造のものについては九分九厘六毛）を參照して下さい。

ここに於て最も注意を要することは還元率の問題でありますが還元率の決定にあたつては、資產評價中央委員會においても議論百出し、仲々歸一するところを知らなかつたのでありますが、結局地代家賃統制令の施行に關する價格形成委員會の答申を參酌して、之を決定することにしたのであります。更にこの還元率を全國一律とすることについてもまた色々議論の岐れたところでありますが、國家の一元的統制の必要上已むを得ず劃一的にしたのでありまして地方の實情なり當該土地建物の現狀なりを無視しても構はぬといふ理由ではなく、あくまでも實際の評價に當つては、種々の事情を考慮の下に實情に卽した公正妥當なる評價をなすべきであることは論なきところであります。

第三號は、土地及び建物が當該營業にとつて特に有利な位置を占めてゐる場合、例へば學校前の文房具店の如き場合、其の他當該營業の繼續を前提として特に有利な條件を具へてゐるやうな場合には、これらの條件をそのまゝ存續するものとして當該土地又は建物の評價額中に含ましめてやらうといふのであります。

第四號は、土地又は時價の制限又は例外に關する規定でありまして、土地又は建物が宅地建物等價格統制令第二條（註參照）の規定によつて、九・一八以後に賣買されたときにはその價額並に新築されたときは建築費に命令に依り諸掛りを加へた制限價額を以てその時價とすることにしたのであります。又同令第五條（註參照）若くは第六條（註參照）の規定によつて土地の分讓又は地目變換につき認可を受けたる場合においては、その認可價額をもつて時價と看做すことにして居るのであります。

（註）土地建物等價格統制令

第二條　宅地又ハ建物ノ價格ハ左ノ各號ニ揭グル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

但シ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ付テハ其ノ對價ニ命令ヲ以テ定ムル額ヲ加算シタル額

二、前號ノ場合ヲ除クノ外昭和十四年九月十八日以後建築竣成シタル建物ニシテ建築竣成後使用又ハ收益ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ建築費ニ命令ヲ以テ定ムル額ヲ加算シタル額、建築竣成後使用及收益ヲ爲サザルモノニ付テハ前段ノ額ニ命令ヲ以テ定ムル利潤ヲ加算シタル額

第五條　宅地ノ分讓ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ分讓ヲ爲ス宅地ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ宅地以外ノ土地ヲ宅地ト爲ス目的ヲ以テ分讓ヲ爲ス場合亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ土地ノ價格ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ認可ヲ受ケタル價格其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ公示スベシ

第六條　宅地以外ノ土地ガ宅地ニ供セラルル爲讓渡セラルル場合ニ於テハ前條第一項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ其ノ土地ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ讓渡ノ目的ヲ以テ宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ變更シテ之ヲ讓渡スル場合亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ土地ノ價格ハ前項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第五號は、營業を行ふため特に土地又は建物に加工、改良又は工作等を加へた場合の規定でありまして斯かる場合にはこれに要した費用はその儘第二號（註參照）又は第四號（註參照）の價格中現はれて來る場合がないのでありますが、然らざる場合には本第五號により新規に加工、改良又は工作等をなすに要すべき價額から、減損價額を控除したものを以てその評價額とし、第二號（註參照）又は第四號（註參照）の評價額に加算し得ることゝしたのであります。若しこれ等の土地建物が他人の所有に屬するものなるときは加工費、改良費又は工作費は獨立の資産として土地又は建物より切離し、個別に評價することが出來るのであります。

（註）

二、土地及建物の時價は左の方法を基準とし當該土地又は建物の現狀、地方の實情等を斟酌して算出するものとす

（イ）土地に在りては地租法に基く賃貸價格を年四分二厘の利率を以て還元するものとす

（ロ）建物に在りては家屋税法に基く賃貸價格を別表に掲ぐる利率を以て還元するものとす但し家屋税法に基く賃貸價格の決定を見る迄は當分の間現行賃貸價格又は隣接建物若は同種建物の賃貸價格より推定したる賃貸價格を以て之に代ふることを得るものとす

四、宅地建物價格統制令第二條の規定に依り價格の制限を受くる土地及建物に付ては右の制限價格を以て時價と爲すものとす

同令第五條又は第六條の規定により認可を受けたる土地に付ては其認可價格を以て時價とするものとす

第六號は、土地區劃整理又は耕地整理施行中の土地に關する經過的な規定でありまして此等

の土地については假換地を基礎として評價することゝしたのであります。之が理由とするところは名前は假換地でも組合から證明書を發行し且つ本登記前變更される樣な事例はほとんど絶無であるからとのことであります。

第七號は、土地又は建物について所有權者の負擔に屬する金額中に未納額のある場合の規定でありまして斯かる場合にはこれらの未納額を控除して評價することにしたことは自明のところであります。例へば敷金、受益者負擔金、耕地整理組合の費用、換地清算金、其の他の徴收金中に未納額がある樣な場合にはたとへ國民更生金庫に於いて本人に代つて支拂ひをなすとしても、實際の評價に當つては土地又は建物の評價額中よりその額だけ控除するのであります。亦負擔金、徴收金等が未確定の場合には、豫定額又は概定額によつて評價すると謂はれて居るのであります。

第八號は、借地上の有利な條件並びに借地のための權利金に關する規定でありまして、地上權又は借地權等に基づく特に有利なる條件、例へば特別低廉な地代で借地せるが如き場合には承繼取得の場合に支拂つた權利金、同種土地の賃貸借事例等により推算し、一應これを別個に評價して建物の評價額に加算することを得ることとしたのであります。

亦建物を賃借するにあたつて特に權利金を支拂つた樣な場合には、その支拂額に相當する金額を以て評價額とし、他の資産に按分加算することが出來る樣にしたのであります。

第九號は、本基準施行に當つての注意的な規定でありまして土地又は建物に關する評價をなすに當つては、評價の適正を期するために、

(イ)當該土地又は建物の取得原價若は制作原價

(ロ)近隣地若くは建物又は同種土地若は建物の賣買實例(ハ)近隣地又は建物より生する賃貸料

(ニ)不動産銀行又は信託會社等の評價額等を斟酌すべきことを指示して居るのであります。

以上述べたる外資産評價基準の定められて居るものは次の如きものがあるのであります。

（イ）機械業者の資産評價基準
（ロ）アルミニウム加工工業者の資産評價基準
（ハ）旅客自動車運送事業者の資産評價基準
（ニ）織布業者の資産評價基準
（ホ）莫大小編成業者の資産評價基準
（ヘ）染色整理業者の資産評價基準
（ト）生絲製造業者の資産評價基準
（チ）ゴム製品製造業者の資産評價基準
（リ）製革業者の資産評價基準
（ヌ）硝子業者の資産評價基準
（ル）菓子製造業者の資産評價基準
（ヲ）米穀販賣業者の資産評價基準
（ワ）石油販賣業者の資産評價基準

三、機械業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる機械業者の資産評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす

機械業者以外のものにして轉廢業を爲すものゝ機械、設備等の評價に付ては他に評價基準の存する場合を除き本基準を使用するものとす

二、機械、設備等の評價は公定價格若は協定價格又は別表（第一乃至第六）に依り算出したる金額（公定價格若は協定價格の設定なき場合）に當該機械、設備等の運搬、据付等に要すべき費用を加算したる額（以下基本價額と稱す）より當該機械、設備等の現狀より勘案したる減價償却額を控除したる額に依り之を爲すものとす

前項の場合に於て別表に依り算出したる金額に依ること著しく不適當と認めらるる場合は當該機械、設備等の再取得額又は再製作價額を斟酌して算出したる額を前項の基本價額とすることを得るものとす

三、前號第一項の減價償却額は基本價額より殘存價額を控除したる金額に一般耐用命數（別表第七）に對する經過命數の比を乘じたる額

とす

前項の經過命數は一般耐用命數より今後耐用見込命數を差引きたるものとす

第一項の殘存價額は基本價額に殘存價額算出比率（別表第七）を乘じたるものとす

四、傳導裝置は當該裝置を組成する調帶、調車、軸承、シヤフト等の時價（公定價格又は協定價格あるものは其の價格）の合計額の八割以内に於て適當なる價額を以て評價するものとす

五、工具類は時價（公定價格又は協定價格あるものは其の價格）の七割以内に於て適當なる價額を以て評價するものとす

四、アルミニウム加工工業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くるアルミニウム加工工業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、機械、設備等の評價は別表に依り基準評價額に耐用見込命數に依る評價比率を乘じて爲すものとす但し耐用見込命數に依る評價比率の定めなきものに付ては基準評價額を斟酌して評價するものとす

前項の評價額には機械、設備等の運搬、据付等に要すべき費用を見積り之を加算するものとす

五、織布業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業團體等に於て引受くる織布業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、織機等の價額は他に評價基準の存するものを除くの外第三號乃至第五號に依り之を評價するものとす

三、織機の評價は左の方法に依り算出せる價額を合計して之を爲すものとす

（一）織機本體の價額は別表第一の基準價額

に左の係數を乘じて之を算出するものとす
（別表第二乃第六）
（イ）製造者、型式別に依る等級係數
（ロ）筬巾に依る係數
（ハ）耐用見込命數に依る係數
（二）抒換裝置及開口裝置の價額は別表第一の基準價額に左の係數を乘じて之を算出するものとす（別製第七及第八）
（イ）製造者、型式別に依る等級係數
（ロ）抒換裝置の種類に依る係數
（ハ）開口裝置の口數又は枚數に依る係數
（ニ）耐用見込命數に依る係數
四、準備機の評價は別表第一の基準價額に左の係數を乘じて之を爲すものとす（別表第九）
（イ）製造者、型式別に依る等級係數
（ロ）働巾、スピンドルピッチ等に依る係數
（ハ）耐用見込命數に依る係數
五、前二號の評價額には織機等の運搬据付等に要すべき費用を見積り之を加算するものとす
六、運轉可能の狀態にある織機に付ては第三號に依り算出したる價額（耐用見込命數に依る係數を乘ぜざるもの）に對し地方に於ける賣買の實狀を斟酌し三割以內の金額を加算することを得るものとす

六、旅客自動車運送事業者の資產評價基準

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる旅客自動車運送事業の資產の評價は「國民更生金庫引受資產等の評價方法基準」（以下評價方法基準と稱す）及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす
二、車輛價額は當該地方中古車協定價格（當該地方に協定價格なきときは大阪府協定價格）に左の標準に依る金額（ナンバー代）を加へ地方の實情、車輛の現狀等を斟酌して評價するものとす
（イ）東京市、大阪市　一輛に付一、〇〇〇圓
（ロ）認可車輛數五〇輛以上の都市（除東京市、大阪市）　一輛に付　七〇〇圓

（ハ）其の他　一輛に付　四〇〇圓
三、當該營業の益金額を年八分の利率を以て還元したる金額（總營業價額）が當該營業を組成する各資產に付前號及評價方法基準第一の二號に依り算出したる評價額の合計額を超ゆる場合には右超過額を前號及評價方法基準第一の二號に依る各資產の評價額に按分加算するものとす
前項の益金額は營業收入より營業支出（自家勞力の評價額を含む）を控除したる金額に依るものとし轉廢業直前三箇年間の平均に依り之を算出す
第一項の金額（總營業價額）にして著しく不適當とめらるゝ場合に於ては地方の實情等を斟酌して適宜之を變更することを得るものとす

七、莫大小編成業者の資產評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる莫大小編成業者の資產評價は「國民更生金庫引受資產等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に依り之を爲すものとす
二、機械、設備等の評價額は他に評價基準の存するものを除くの外別表（第一及第二）に依り算出したる金額に當該機械、設備等の運搬、据付等に要すべき費用を見積り加算し之に當該機械、設備等の耐用見込命數に依る係數を乘じて之を算出するものとす
前項に依り算出したる金額が著しく不適當と認めらるゝ場合に於ては當該機械、設備等の再取得價額又は再製作價額を斟酌して之を評價することを得るものとす

八、染色整理業者の資產評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる染色整理業者の資產の評價は「國民更生金庫引受資產等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす
二、機械設備等の價額は他に評價基準の存するものを除くの外別表に依り算出したる金庫に當該機械設備等の運搬据付等に要すべき費用及建物の評價基準」に依り之を爲すものとす
三、機械、設備等の評價額は他に評價基準の存するものを除くの外別表（第一及第二）に依り算出したる金額に當該機械、設備等の運搬据付等に要すべき費用を見積り之を加算するものとす

を見積り加算し之に當該機械設備等の耐用見込命數に依る係數を乘じて之を算出するものとす

前項に依り算出したる金額が著しく不適當と認めらるゝ場合に於ては當該機械、設備の再取得價額又は再製作價額を斟酌して之を評價することを得るものとす

三、河川の使用に依り特別の利益を受け居るものに付ては當該地方の實情を斟酌して當該利益を評價し之を資産評價額に加算することを得るものとす

九、生絲製造業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる生絲製造業者の資産評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、機械設備等の評價額は他に評價基準の存するものを除くの外別表第一の基準價額に當該機械設備等の運搬据付等に要すべき費用を見積り加算し之に別表第二の評價係數を乘じて之を算出するものとす但し評價係數の定めなきものに付ては當該機械設備等の現狀を斟酌して別表第一の基準價額の八割以内に於て適宜評價するものとす

一〇、ゴム製品製造業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くるゴム製品製造業者（再生ゴム製造業者を含む）の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に依るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、機械、設備等の評價は別表に依り基準評價額に耐用見込命數に依る評價比率を乘じて之を爲すものとす

前項の評價額には機械、設備等の運搬、据付等に要すべき費用を見積り之を加算するものとす

三、整形用型の評價は取得價格、素材價格等を考慮し之を爲すものとす但し其の評價額は再

取得價格の三割に相當する價額（素材價格以下の場合に於ては素材價格）を超ゆることを得ず

一一、製革業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる製革業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、機械、設備等の評價は別に定むるものを除くの外別表（第一乃至第三）に定むる基準價額に當該機械、設備等の運搬、据付等に要すべき費用を加算したる額（以下基本價額と稱す）より當該機械、設備等の現狀より勘案したる減價償却額を控除したる額に依り之を爲すものとす但し澁槽、石灰槽及湯槽に付ては別表（第三）に定むる基準價額を以て基本價額とす

前項の場合に於て別表に定むる基準價額に依ること著しく不適當と認めらるる場合は當該機械、設備等の再取得價額又は再製作價額を斟酌したる額を以て前項の基準價額とすることを得るものとす

三、前號第一項の減價償却額は基本價額より殘存價額を控除したる金額に一般耐用命數（別表第四）に對する推定經過命數の比を乘じたる額とす

前項の推定經過命數は一般耐用命數より今後耐用命數を差引きたるものとす

第一項の殘存價額は基本價額に殘存價額算出比率（別表第四）を乘じたるものとす

四、河川の使用に依り特別の利益を受け居るものに付ては當該地方の實情を斟酌して當該利益を評價し之を資産評價額に加算することを得るものとす

一二、硝子業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる硝子業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を

爲すものとす

二、タンク窯等の設備の評價は別表（第一乃至第九）に定むる價額を基準とし實情を斟酌して適宜之を爲すものとす

三、機械の評價は別に定むるものを除くの外別表（第十）に定むる基準價額に當該機械の運搬、据付等に要すべき費用を見積り加算し耐用見込命數に依る評價比率を乘じて之を爲すものとす

四、タンク窯に附屬する瓦斯發生爐の評價は再取得價額又は再製作價額より減價償却を行ひたる價額を以て實情を斟酌して之を爲すものとす

一三、菓子製造業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる菓子製造業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地建物の評價基準」に依るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、機械、設備等の評價は他に評價基準の存する場合を除き、公定價格若は協定價格又は別表第一の價格（公定價格若は協定價格の設定なき場合）と當該機械、設備等の運搬、据付等に要すべき費用とを加算したる額に、當該機械、設備等の現狀を勘案し別表第二の評價比率を乘じて之を爲すものとす

但し評價比率の定めなきものに付ては當該機械、設備等の現狀を斟酌して別表第一の價格の八割以内に於て適宜評價するものとす

三、「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」に於ける總營業價額は左に依り算出するものとす

1　昭和十六年度砂糖實受給量を基準とし、昭和十五年度分は昭和十六年度分の二倍、昭和十四年度分は昭和十六年度分の二・二倍とす

2　砂糖百斤に對する菓子の生産額は昭和十四年度に於ては百四十圓、昭和十五年度に於ては百六十圓、昭和十六年度に於ては百四十圓とす

3　和生菓子、洋生菓子、キャンデー類（白飴を除く）、掛物類、チョコレート、キャラメル、おこし、打物、干菓子、甘納豆、瓦煎餅、油菓（揚豆を除く）、砂糖漬、乾燥物の生産額は砂糖の受給量に基き算出するものとす

4　白飴、米菓、ビスケット、燒物、パン、煎豆、揚豆の生産額は左に依り夫々其の主原料の受給量に基き算出するものとす

品種	主原料	砂糖一〇〇斤に相當する數量
白飴	水飴	三・七貫
米菓	米	五・五貫
ビスケット燒物	小麥粉	二・四貫
パン	小麥粉	四〇貫
煎豆、揚豆	豆粉	四〇貫

5　第三號と第四號の菓子を生産する者の生産額は、第三號の菓子の生産に要したる砂糖の受給量と、第四號の菓子の生産に要したる主原料の受給量を前號の表に依り換算したる量との合計額に付第二號に依り之を算出するものとす

6　製造業者の純益額は昭和十六年度砂糖一ケ月平均受給量五百斤迄の者に付左表の最低最高の純益率を前各號に依る生産額に適用して其の範圍内に於て業主の事情に依り適宜斟酌して之を算出するものとす

其の他の者の純益額に付ては「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」に依り之を算出するものとす

砂糖受給量		最低	最高
五百斤まで	生産小賣業者	千分の三十	千分の五十
	生産卸賣業者	千分の二十五	千分の四十

7　前各號に依り算出せる過去三年間の相加平均金額を一割の利率を以て還元したる金額を總營業價額とす

備考

第六號の左表を適用する場合に於ては「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」第一總則三第一

項の規定に依る當該營業を組成する各資産中には之を含まざるものとす

一四、米穀販賣業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體等に於て引受くる米穀販賣業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に依るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、精米所及賣場を兼ぬる店舗となす爲に建物を加へたる加工費、改良費、又は工作費等は左の標準に依り算出したる金額を以て其の評價額とす

建坪五坪以下の場合　五百圓
建坪五坪を超ゆる場合　五坪迄は五百圓、五坪を超ゆる分は一坪當り七十圓
建坪を超ゆる場合　十坪迄は八百五十圓、十坪を超ゆる分一坪當り五十圓

三、當該營業用の設備の中左に掲ぐる設備（以下「セット」と稱す）は一括處分の引受を爲す場合に限り別表に依り評價するものとす

電動機（又は發動機）
精米機
傳導裝置
昇降機（タンクを含む）

前項のセット中電動機（又は發動機）を缺如する場合に於ては殘餘の機械設備の評價額より其の三割に相當する金額を控除するものとす

一五、石油販賣業者の資産評價基準（表略）

一、國民更生金庫其の他同業者團體に於て引受くる石油販賣業者の資産の評價は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」に據るの外本基準に依り之を爲すものとす

二、石油販賣業者營業用店舗及危險物貯藏庫と爲す爲建物に加へたる造作費の評價は別表（略）の價格を基準とし當該造作の現狀及地方の實情等を斟酌して之を爲すものとす

二五、企業整備令の内容はどう定められて居りますか

企業整備令は國家總動員法第十六條の二の規定に基く事業に屬する設備又は權利（水の使用に關する權利を除く）の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關する命令及國家總動員法第十六條の三の規定に基く事業の委託、讓渡、廢止若は休止又は法人の合併若は解散に關する命令に付て定めたものでありまして本令の目的とするところは國民經濟の總力發揮に資する爲に企業を整備し又は之が爲に事業に屬する設備若は權利の利用を有效ならしむるところに在るのであります。而して主務大臣の爲し得る權限は主務大臣に於て必要ありと認むるときには物資の生産（加工を含む）、修理、販賣、輸出、輸入又は保管の事業にして主務大臣の指定するものに屬する設備又は權利に付て一般的に讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動を制限又は禁止することを得るのでありまして右の設備又は權利は主務大臣が之を指定することになつて居るのであります。亦主務大臣は必要ありと認むるときには物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入又は保管の事業にして主務大臣の指定する設備又は權利に付て一般的に當該事業の全部又は一部の讓渡、廢止又は休止を制限又は禁止することを得るのでありますが主務大臣の指定する事業を營む法人の合併又は解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生じないのであります。

尙ほ主務大臣は必要ありと認むるときには物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入若は保管の業を營む者（之を事業主と稱す）又は主務大臣の指定する法人に對して其の事業に屬する設備若は權利の讓渡若は貸渡を命じ又は事業主若は主務大臣の指定する法人に對して當該設備若は權利の讓受若は借受を命ずることを得るのでありまして右の命令を受けたる者は他の法令に拘らず讓渡又は貸借を爲すことを得るのであります。この場合に於ける讓渡又は貸借の條件は當事者間の協議に依るのでありますが右の協議は

主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生じないのであります。若し其の協議が調はず又は協議を爲すこと能はざるときには主務大臣は譲渡又は貸借に關し必要なる決定を爲すことを得るのであります。茲に問題となることは知れたる擔保權の目的たる設備又は權利に付て譲渡又は譲受の命令ありたる場合に於て當該擔保權を消滅せしむるに非ざれば企業を整備し又は當該設備若は權利の利用を有效ならしむること困難なるときにはどうするかといふことになるのでありますが之のことについては當事者は擔保權の處理に付て特に擔保權者に協議することを命じて居るのであります。若し其の協議が調はず又は協議を爲すこと能はざるときには當事者又は擔保權者は當該事項に付て主務大臣の裁定を申請することを得るのであります。亦知れたる賃貸權其の他の權利の目的たる設備又は權利に付て命令ありたる場合にも之を準用することになつて居るのであります。

譲渡を受くる設備又は權利に付て知れたる擔保權の存する場合に於て當該擔保權が消滅するときには當該設備又は權利の譲渡價格を支拂ふべき者は其の譲渡價格を供託することを要するのであります。右の協議又は裁定に於て別段の定を爲したるときには此の限りに在らざること勿論であります。この場合に於ては當該擔保權者は供託金に對し其の權利を行ふことを得るのであります。更に主務大臣は事業に屬する譲渡又は貸渡の命令を爲したる場合に於て必要ありと認むるときには其の協議又は決定前と雖も當該設備を占有する者に對して必要なる事項を指定して當該設備の譲受又は借受を爲すべき者に當該設備を使用せしむべきことを命ずることを得るのであります。この場合に於て主務大臣は必要ありと認むるときには當該設備の譲受又は借受を爲すべき者をして相當の擔保を供託せしむることを得るのであります。右の供託したるものの處理に付ては當事者の協議又は決定に於て必要なる定を爲すことを要するのであります。亦主務大臣は必要ありと認むるときには事

業主に對して其の事業に屬する設備又は權利を株式會社、株式合資會社又は有限會社に出資すべきことを命ずることを得るのでありまして此の場合に於て主務大臣は出資の相手方たる會社に對して必要なる事項を命ずることを得るのであります。茲に最も重大なことは出資する設備又は權利に付て知れたる擔保權の存する場合に於て當該擔保權が令第七條の規定に依つて消滅するときには當該擔保權者は出資に對し割當てられたる株式又は持分の上に質權を有することに定められて居ることであります。右の協議又は裁定に於て別段の定を爲したるときは此の限に在らざること勿論であります。

事業に屬する設備に付て處分命令を受けたる者は當該設備の滅失、毀損其の他已むを得ざる事由に因つて命令に應ずること能はざるときには國家總動員法第三十一條の規定に基いて遲滯なく之を主務大臣に報告することを要するのであります。

譲渡、貸渡又は出資の命令を受けたる者は譲渡、貸渡又は出資に支障を及ぼす虞なき場合を除くの外は主務大臣の許可を受くるに非ざれば當該設備又は權利を譲渡し、貸渡し其の他當該設備又は權利に關し新なる處分を爲すことを得ないのであります。亦命令に基いて事業に屬する設備又は權利の譲渡又は出資を受けたる者が當該設備又は權利に付て譲渡其の他の處分を爲さんとするときには主務大臣の許可を受けなければならないのであります。尙ほ事業に屬する設備又は權利に關して强制競賣手續、國稅徵收法に依る强制徵收手續、土地收用法に依る使用若は收用の手續又は國家總動員法第十條若は第十三條の規定に基く使用若は收用の手續其の他此等の手續に準ずべきものの進行中なるときには其の進行中に限つて當該設備又は權利に關しては本命令は適用されないことになつて居るのであります。

茲に注意を要することは工場財團又は鑛業財團に屬するものは擔保權の消滅したる場合を除くの外は主務大臣に依る命令に基いて譲渡又は

出資ありたる後と雖も仍原財團に屬することに定められて居ることであります。

主務大臣の命令に基いて事業に屬する設備又は權利を讓渡又は出資したる者をして債務の承繼ありたる場合を除くの外は讓渡又は出資を受けたる者が擔保權の實行に因つて受くることあるべき損失の補償に充つる爲に相當の擔保を供託せしむることを得るのでありまして右の讓渡又は出資を受けたる者は供託せられたるものの上に質權を有するのであります。

主務大臣は事業に屬する設備又は權利の讓渡又は出資を命じたる場合に於て讓渡又は出資したる者をして當該設備又は權利を擔保とする債務を負擔せしめ置くことを適當ならずと認むるときには國家總動員法第十八條の二の規定に基いて讓渡又は出資を受けたる者をして當該債務の全部又は一部を承繼せしむることを得るのであります。此の場合に於ける承繼價格其の他の承繼に關する條件は當事者間の協議に依ることになつて居るのであります。

次に主務大臣は必要ありと認むるときには事業主に對して事業の委託、受託、讓渡若は讓受又は事業主たる會社の合併を命ずることを得るのであります。本令に於て極めて重大なることは令第六條の協議若は決定、令第七條の協議若は裁定又は令第十八條の協議に基いて會社が事業の讓渡、合併其の他當該協議、決定又は裁定に於て定められたる事項の實行を爲さんとするに付て株主總會又は之に準ずべきものの決議、同意等を必要とする場合に於て其決議、同意等を得ること能はざるときには會社は主務大臣の認可を受けて當該事項の實行を爲すことを得る旨が定められて居ることであります。尙本令に規定するものの外令第六條の決定及第七條の裁定竝に令第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依つて事業に屬する設備又は權利の讓渡又は出資を命じたる場合及第十九條第一項の規定に依つて事業の讓渡を命じたる場合に於ける讓渡又は出資したる者の負擔する債務の承繼及擔保の處理に關して必要なる事項を以て之を定む

ることになつて居るのであります。亦主務大臣は必要ありと認むるときは事業主に對して事業の全部又は一部の廢止又は休止を命ずることを得るのであります。曩に述べたる國家總動員法第二十七條の規定に基いて補償すべき損失は事業の全部又は一部の廢止又は休止を命ぜられるに依つて通常生ずべき損失を指し、右の損失補償請求の時期に關し必要なる事項は命令を以て之に定めることになつて居るのであります。

主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基いて事業主、令第五條の規定に依つて主務大臣の指定する法人其の他關係者から必要なる報告を徵し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類設備其の他の物件を檢査せしむることを得るのであります。

尙其の他主務大臣は本令に定むる職權の一部を地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)又は當該主務大臣の所轄する官衙の長に委任することを得るのであります。

主務大臣は本令に依つて命令を爲さんとする場合に於て當該設備若は權利の屬する事業又は當該事業が他の大臣の所管に屬するものなるときには當該所管大臣に協議することを要するのであります。尤も陸軍大臣又は海軍大臣が軍機保護上特に必要ある設備又は權利に付て命令を爲さんとする場合は此の限に在らざるものとされて居るのであります。

主務大臣は本令に依つて命令を爲さんとする場合に於て當該命令が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときには陸軍大臣又は海軍大臣に協議することを要するのであります。

尙ほ主務大臣は本令に依つて命令を爲さんとする場合に於て當該事項が他の法令に基いて他の大臣の許可、認可、承認、免許等を要するものなるときは當該大臣に協議することを要するのであります。

本令は昭和十七年五月十五日から之を施行せらるるのでありますが朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十七年六月十五日から之を

施行することになつて居るのであります。

二六、企業整備と企業許可令とはどんな關係がありますか

本令は曩にも述べたる如く國民經濟の總力發揮に資する爲に企業整備又は之がために事業に屬する設備若は權利の利用を有效ならしめんとするところに其の目的が在るのであります。

企業許可令も又國民經濟の總力發揮に資する爲に企業整備統制の基礎を確立することを目的とするものでありまして、戰時下に於ける國民經濟の總力發揮に資せんとすることは双方とも全く同樣でありまして企業許可令は企業整備の前提要件の確立卽ち企業整備體制の基礎を確立せんとするものなるに對して企業整備令は其の企業整備體制の確立を基礎として其の中枠の中に於て積極的に企業の整備を斷行せんとするものでありまして本令と許可令とは實に表裏一體を爲すものであります。

企業許可令は申す迄もなく企業整備の基礎要件を確立し併せて勞務動員計畫の遂行に寄與せんとするにあるのでありまして、今や大東亞戰爭が勃發するに及んでは愈々限りある物資を最も有效に使用して戰爭遂行上直接又は間接に必要とする物資の生産に困らない樣に生産性の昂揚、配給機能の向上を圖つて戰時經濟の圓滑なる運行を確保することは我が國民經濟上の至上命令でなければならないのでありまして之が爲には産業經濟の再編成を要するのであります。再編成の爲には企業の全面的整備を必要とし政府に於ても此れ迄生産配給の各分野に亘つて各種の整備要綱を確立して着々と之が實施を圖つて今後益々この方針を擴大强化して全面的に産業の再編成を斷行せんとして居るのであります。然るに企業許可令發布前までは製鐵事業並に機械事業の如く特別の事業法によるものを除いては大部分の企業については事業の開始を自由に放任して之を抑制しなかつたがために折角

苦心して如何に整理統合を斷行しても直に新規事業者が濫立して再び業界を混亂せしめ徒らに整備統合を擴張再生産を繰返さねばならない實狀にあつたのであります。この禍根を除去して國家の企業整備に一般業者をして更に進んで積極的に協力せしめるがためには如何にしても相當廣範圍に亘る企業の許可制を實施する必要がある爲に昭和十六年十二月十日勅令第千八十四號を以て同令が公布實施せられるに至つたのであります。

之が要旨を述べますれば、曩に述べたる如く企業許可令は企業整備の促進及勞務動員の圓滑なる實施を圖るため國家總動員法第十六條の規定に基く事業に屬する設備の新設、擴張又は改良の制限及同法第十六條の三の規定に基く事業の開始又は委託に關する命令を定めたるものでありまして本令の目的とするところは實に戰時下に於ける國家經濟力の確保と充實を圖ると共に國民經濟の總力發揮に資する爲企業の整備體制を確立せんとするに在るのであります。茲に於て閣令を以て指定する事業を開始せんとする者は行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くることを要し之が許可又は承認は工場、事業場、店舗其他の事業を行ふ場所（事業を行ふ場所一定せざる業態の事業につきては事業を行ふ區域を含む）毎に之を爲すことに定められて居るのであります。又本令の指定事業を行ふ者が其の事業を他人に委託せんとするときも同樣であります。唯相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼したるときには相續人は令第三條の許可又は承認を受けたるものと看做されることになつて居るのであります。

更に指定事業に屬する設備にして主務大臣の指定するものの新設、擴張又は改良を爲さんとする者は其の管轄又は所屬の行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くることを要するのであります。

尙ほ指定事業の指定ありたる際に現に其の事業を行ふ者又は其の相續人は國家總動員法第三十一條の規定に基いて其の事業を行ふ旨を行政

官廳に報告することを要するのであります。

亦指定事業を行ふ者が其の事業の全部若は一部を廢止したるとき又は其の事業を他人に委託したる場合に於て其の委託が終了したるときも其の旨を行政官廳に報告しなければならないのであります。許可又は承認の重複を避くるため特別の法令に基いて定められて居るものは本令に依る許可又は承認を要すべき事項に付て他の法令に依る行政官廳の許可、認可その他の處分ありたるときには本令に依る許可又は承認ありたるものと看做されることになつて居るのであります。

亦行政官廳は必要ありと認むるときには國家總動員法第三十一條の規定に基いて指定事業を行ふ者からその事業に關する報告を徵し當該官吏をして工場事業場、店舗、倉庫、事務所その他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類その他の物件を檢査せしむることを得るのでありまして此の場合には閣令の定むる所に依りその身分を示す證票を携帶せしむることになつて居るのであります。本令は內地は勿論朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島にも施行せられ內地に在りては昭和十六年十二月十三日より又朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては昭和十六年十二月廿六日より之を施行することに定められて居るのであります。

申すまでもなく日米英開戰に依つて軍事的鬪爭は茲に開始されるに至つたのでありますが之は單に軍事戰ばかりではなく又經濟戰たることに留意しなければならないのであります。如何なる軍事作戰も總て經濟力を伴ふて行はれるものでありますと共に之が殊に長期戰ともなれば全く其の力の經濟力に依存することとなることは過去の戰史の物語るところでありまして茲に於て高度國防國家としての經濟力の充實が何より必要となつて來るわけであります。

この經濟力を確保又は充實せんとするには如何にしても資材、勞力、資金、技術の四大要素を融合一體化せしめなければならないのであります。之に因つて生ずる經濟力の總力を最も有

効に發揮する爲には此等關係企業の整備統制を圖らなければならないこと勿論であります。高度國防國家の目指す經濟力の充實は上に述べたる四大要素の合理的結合に依つて行はれるものであります。我國は御承知の如く資材、勞力、資金、技術等共に充分たることを得ないことは目明のところでありますが目下の國際情勢に處するには限りある此等の要素を有効に活用し國民經濟の總力を發揮するのには如何にしても生產、配給の全般的整備統制を必要とするのでありまして、本企業許可令の主旨も亦茲に在るのであります。

我國目下の經濟力の確保には先づ第一に生產性の昂揚と配給機能の强化にあるのでありましてこの要望に應へる唯一の途は根本的に企業の整備を圖つて全企業の統制强化を圖るにあるのであります。之が基礎確立には事業の開始、擴張、改良を制限し之を統制して行かなければならないのであります。之が統制强化によつて生ずる餘力の資材、勞力、資金、技術は國家の最も緊要とする方面に之を移行し企業家は其の企業に應じたる重點主義を採用して國家に代行して生產配給を爲すに至れば企業の遂行も圓滑となつて之が國民經濟の總力も愈々自ら促進せしめられることになるのであります。

茲に於て國民經濟の總力發揮の爲に企業の整備統制基礎の確立が必要となるのでありまして本令も亦斯かる目的を遂行する爲に誕生したものであります。

茲に問題となることは一般的には企業許可令の制定に依つて却つて企業に對する權利化を促し企業整備計畫遂行に支障澁滯を來しはせぬかといふ懸念があるのでありますが、當局は同許可令の運用に依つて之が懸念を未然に防止すると共に企業整備令の制定と相俟つて今後の企業の整理統合を一層促進する考へであります。

上述に於ても明かなる如く企業許可令の制定に依つて一應指定事業の事業開始、事業委託、指定事業に屬する設備の主務大臣の指定する設備の新設擴張又は改良等が許可制となりたるが

爲今後の企業整備は愈々企業整備令の發動と共に本格的に整備が圓滑に遂行出來ることとなつたわけであります。企業整備令は國民經濟の總力發揮に資する爲企業を整備し又は之が爲事業に屬する設備若は權利の利用を有效ならしむるにあるのでありまして之の目的を達成する爲には今迄の産業態勢から高度國防國家の建設を目標とする産業態勢に編成替しなければ全産業が綜合的に最大の能力を發揮することが出來ないのであります。

之が爲には事業を廢止又は休止したり事業の設備又は權利を他の事業者に讓渡、貸渡、出資するとか或は他の企業者と結合して企業合同をすることなどが必要なのであります。

玆に於て生ずる餘剩の設備や勞力を他の重要産業部門に移行して之を活用すると共に整備し存續する企業形態は出來るだけ無駄のないやうに資材、勞力を有效に利用して之が經營を合理化して行くことになれば玆に於て經濟力の增强に寄與することとなるのであります。

斯かることを目的として商業及鑛工業の各部門毎に必要に應じて行政官廳の適切なる指導と關係業者の熱心なる協力の下に夫々企業整備を圖つて居るのであります。然し場合に依つては企業整備を實施しなければならない業者が個人的な利害關係だけに動かされて或は前述の見透しを誤るといふやうなことのために如何に情理を盡して說得しても業界全體のために協力しないものが出て來て産業部門の整備が完成出來ないこともあるかも知れないのであります。企業整備令は斯かる場合に主務大臣からの命令に依つて必要なことを實施させる途を拓かれたものに外ならないのであります。從つて企業整備令に基く命令は企業整備を實施する總ての場合に發動されるのではなく一般には命令の發動を俟たないで行政官廳の指導に基いて各業者が自主的に行ふのであります。この方針は今後と雖も從來と少しも變らないのでありまして命令に依つて處置することは特別の已むを得ない場合にのみ發動するのでありまして謂はば專家の寶刀として發動されるものであります。

—解說終—

（附　錄）

小賣業整備ニ關スル關係法規

一、小賣業ノ整備要綱

（昭和十七年五月十二日一七振第二九六九號）

小賣業ノ整備ニ關スル件

小賣業ノ整備ニ關シテハ四月二十一日ノ閣議決定ニ於テ之ガ方針決定相成候處物資配給ノ圓滑適正化ヲ圖リ併セテ勞務ノ充足ヲ期スルト共ニ國民生活ニ不安ナカラシムルハ戰爭遂行上極メテ肝要ナルヲ以テ三月三十七日附內閣總理大臣訓示號外ノ趣旨ヲ體シ官民渾然一體トナリ之ガ實施ニ萬遺憾ナキヲ期スルト共ニ右閣議決定ノ取扱ニ付テハ別紙「小賣業整備要綱」ニ據ルコトト致度依命此段及通牒候也

追而右閣議決定別表ニ指示セラレタル業種ニ屬スル小賣業整備ノ着手時期、方法、目標整理率等ニ付テハ別途指示相成豫定ニ有之尙別表ニ揭ゲザルモノニ付テハ更ニ第二次以降整理業種ノ決定アルベキヲ以テ之ガ決定ヲ俟チテ實施スルコトトスルモ既ニ具體的計畫ヲ決定セルモノニ付テハ主務省ノ指示ヲ受ケ措置スルコトト致度

小賣業ノ整備要綱

一、小賣業ノ整理統合ト勞務動員ノ見地ニ基ク之ガ職業轉換ハ表裏一體タルベキ關係ニ在ルヲ以テ兩側面ノ計畫竝ニ實施ニ付彼此照合スルコト

二、整理統合ニ當リテハ地方官廳ハ業者團體ノ協力ノ下ニ實情ニ卽シ積極的指導ヲ行フコト

(一) 整備計畫ノ樹立及實施ニ付テハ地方官廳ニ於テ積極的ニ企畫指導シ其ノ適正且迅速ナル實施ヲ期スルコト

(二) 整備計畫ノ樹立ニ付テハ中小商工業再編成協議會及其ノ部會ヲ活用シ關係業者團體ヲシテ協力ノ實ヲ擧ゲシムルコト

三、整理統合ニ當リテハ小賣業者トシテノ個人企業態ヲ存置スルモノトス而シテ特別ノ事由ニ因リ之ニ依リ難キ場合ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ行フコト尙之

ニ付テハ左ノ諸點ニ留意スルコト

(一) 既ニ企業合同ノ方法ニ依リ整備實施濟ノモノニ付テハ之ヲ變更スルノ要ナキコト此ノ場合ニ於テハ業種、規模等ヲ主務省ニ報告スルコト

(二) 現ニ整備進行中ノモノニシテ特別ノ事由ニ依リ個人企業態ニ依リ難キモノニ付テハ業種、整理統合ノ方法、企業合同ノ規模、理由ヲ具シ主務省ノ指示ヲ受ケ措置スルコト

(三) 今後實施スルモノニシテ特別ノ事由ニ依リ個人企業態ニ依リ難キモノニ付テハ其ノ業種、整理統合ノ方法、企業合同ノ規模、理由等ヲ具シ主務省ニ稟議スルコト

四、整理統合ニ當リテハ取扱ノ實績ニ拘泥セズ轉換ノ難易、店舗ノ位置分布、企業ノ經營規模等ヲ考慮スルト共ニ消費者ノ便益ヲ充分ニ勘案スルコト

(一) 店舗ノ整理數ノ決定ニ當リテハ配給ノ適正化ヲ目途トシテ店舗ノ位置分布、企業ノ經營規模等ヲ勘案シ、轉業者ヲ選定スルニ當リテハ轉換ノ難易ヲ考慮シ之等ノ間ノ調整ヲ圖ルコト

(二) 經營規模ヲ考慮スルニ當リテハ適正經營規模ヲ目的トスルハ勿論ナルモ其ノ趣旨トスル所ハ實績主義ニ依リ比較的規模ノ大ナルモノノミヲ殘存セシメントスルノ意ニ非ザルコト

(三) 轉換ノ難易ニ付テハ八ヲ、消費者ノ便益ニ付テハ六及七ヲ參照スルコト

五、小賣業ト同種ノ事業ヲ行フ產業組合其ノ他ノ農林水產團體及百貨店等トノ間ニ夫々必要ニ應ジ適切ナル事業分野ノ調整ヲ行フコト尙之ガ具體的措置ニ付テハ別途指示相成豫定ナルコト

六、小賣業ノ整備ニ當リテハ左ノ事項ヲ考慮スルコト

(一) 市部ト郡部ニ付テハ夫々事情ヲ異ニスルヲ以テ劃一的ニ取扱ハザルコト

(二) 各種ノ物資ヲ取扱フ小賣業ニ付テハ其ノ營業全體ノ實情ヲ勘案シテ整理統合ヲ行フコトトシ其ノ取扱物資ニ付各別ニ整理統合ヲ行フコトハ成ルベク之ヲ避クルコト

(三) 修繕ヲ兼ネル小賣業ニ付テハ修繕業務輻輳ノ現狀ニ鑑ミ利用者ニ不便ヲ與ヘザル樣其ノ整理統合上特ニ留意スルコト

(四) 食料品等ノ日用生活必需品ニ付テハ買出シ又ハ配達ノ便宜、消費者數及其ノ分布狀況、需給數量等ヲ考慮シ配給ヲ圓滑ナラシムル如ク整備スルモノトシ要スレバ配給擔當區域ヲ劃定シ之ニ適當數ノ店舗ヲ配置シ適宜切符制、通帳制又ハ顧客登

錄制等ヲ活用シテ配給ヲ計畫的ナラシメ必要ニ依リ共同御用聞又ハ共同配達ヲ行フコト

(1) 配給擔當區域ハ成ルベク一町內會(又ハ部落會)ノ區域又ハ二以上ノ町內會ノ區域ヲ合シタル區域ヲ單位トシ地方ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト配給擔當區域ハ各業種ニ付成ルベク共通ナラシメ相錯綜スルコトナキ樣留意スルコト

(2) 配給擔當區域ヲ制定シタル場合ニハ原則トシテ數店舗ヲ適正ニ配置シ共勵セシムルコト

(3) 消費者ノ便宜配給ノ適正等ヲ期スル爲要スレバ店舗ノ配置上商店街又ハ小賣市場ノ利用ニ付考慮スルコト

(4) 要スレバ各店舗ノ取扱物資ノ種類ニ付適當ナル整理調整ヲ行フコト此ノ場合ニ於テハ取扱物資ノ代替性取扱上ノ類似等ノ關聯ヲ考慮スルコト

(5) 配給擔當區域ヲ劃定シ取扱物資ノ種類ヲ整理調整スルニ當リテハ其ノ經營ヲ合理的經濟的ニ維持シ得ル樣考慮スルコト

(6) 一般家庭ノ人手不足ノ現狀ニ鑑ミ同一配給區域ヲ擔當スル各店舗ニ於テ共同御用聞又ハ共同配達ヲ爲ス等ノ方法ニ依リ配給能率ノ增進ヲ圖ルコト

(7) 切符制、通帳制、登錄制等ハ配給ノ適正消費ノ規正等ヲ圖ル爲必要ニ應ジ之ヲ行フコト

(8) 市町村、町內會(又ハ部落會)トノ緊密ナル連絡ヲ圖リ配給ノ計畫化ヲ期スルコト

(五) 日用生活必需品以外ノ物資ニ付テハ配給擔當區域ノ劃定等ヲ行フノ要ナク概ネ現在店舗ノ分布狀況ニ留意シツツ適宜店舗ノ整理統合ヲ行フコト

(六) 農山漁村ニ於ケル小賣業ノ整備ニ當リテハ地方ノ實情ニ卽シ消費者ノ便宜上又ハ小賣經營上要スレバ各種ノ物資ヲ取扱フ店舗ヲ分散存置スルノ措置ヲ講ズルコトヲ得ルコト

七、配給能率ノ低下ヲ防止シ之ガ向上ヲ圖ル爲商業報國運動等ニ依リ經濟道義ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ店舗ヲシテ共勵セシメ其ノ成績ニ應ジ取扱數量ノ增減ヲ圖ル爲登錄ノ更新ヲ爲サシムル等適當ナル措置ヲ爲スコト

八、整理統合ニ伴フ轉業者ノ決定竝ニ其ノ轉換ニ付テハ左ノ點ヲ考慮スルコト

(一) 年齡、資質、經驗、技能等ヨリ見テ他ノ勞務ニ堪ヘ得ル者ヨリ轉業者ヲ選定スルコト

(二) 戰死者及戰病死者ノ遺族、出征軍人ノ家族、傷痍軍人等ニシテ轉業ヲ適當トセザル者ニ對シテハ成ルベク從前ノ業務ヲ經續シ又ハ之ニ從事シ得ル如クスルコト

(1) 戰死者、戰病死者又ハ出征軍人ガ事實上ノ營業主タリシ場合ハ遺家族ガ希望スル場合又ハ年齢經驗技能等ヨリ見テ轉業容易ナリト認メラルル場合ノ外ハ從前ノ業務ヲ繼續シ又ハ之ニ從事シ得ル如クスルコト

(2) 傷痍軍人等ニ付テモ右ニ準ズルコト

(3) 戰死者、戰病死者又ハ出征軍人ノ遺家族、傷痍軍人等ニシテ轉業ヲ爲ス者ニ付テハ左ノ措置ヲ講ズルコト

(イ) 他ニ優先シテ就職ノ斡旋ヲ爲スコト

(ロ) 店舗其ノ他ノ營業用設備、手持商品債權債務ノ處理等ニ付テハ業者團體ヲシテ積極的ニ援助セシムルコト

(ハ) 共助資金ノ交付ニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂フコト

(4) 轉業者ノ使用人タル出征軍人ニ對シ其ノ應召期間中支給スル給與ニ付テハ殘存業者ヲ以テ組織スル業者團體ヲシテ可及的之ガ支給ノ途ヲ講ゼシムルコト

(三) 轉業者ノ個々ノ選定ハ最モ重要ナル事項ナルヲ以テ行政官廳ノ嚴重ナル指導監督ノ下ニ業者團體ヲシテ公正ニ之ヲ行ハシムルコト

(四) 轉業者ノ就職ハ國民職業指導所ニ於テ勞務動員ノ必要ト睨ミ合セ之ヲ指導斡旋スルヲ原則トスルコト

(イ) 適當ト認ムル求人口ヲ成ルベク多ク提示シ本人ノ希望ヲ考慮シテ其ノ就職ヲ指導スルコト

(ロ) 本人ノ希望通リ就職セシメ得ザル場合ニ於テハ適宜他ノ求人口ニ就職スル樣指導スルコト

九、轉業者ノ就職ニ付テハ左ノ措置ヲ講ズルコト

(一) 職業補導施設ノ活用並ニ國民勤勞訓練所ノ利用ヲ圖ルコト

(二) 工場事業場其ノ他ニ對シ轉業者ニ對スル訓練並ニ技能ノ錬成ニ關シ適切ナル措置ヲ爲サシムルコト

(1) 轉業者ノ訓練並ニ技能ノ養成ハ德性ヲ涵養シ身體ヲ鍛錬シ工(鑛)業生產ニ直接必要ナル知識及技能ヲ授クルヲ目的トスルコト

(2) 養成期間ハ大體三ケ月ヲ標準トスルモ生產作業ノ性質其ノ他特別ノ事情ニ依リ之ガ短縮ヲ

爲スコトヲ得ルコト

(三) 轉業者ハ速ニ其ノ就職先、就職條件等ノ大體ノ目途ヲ定メタル後轉出セシムルコトトシ轉出ニ至ル迄ノ過渡期ニ於テハ必要ニ依リ勤勞奉仕隊ヲ結成シ差當リ緊要產業ノ生產增强ニ協力セシメ之ニ依リ轉業ニ必要ナル錬成ヲ爲サシムルコト

右勤勞奉仕隊ニ依ル勤勞報國作業ニ付テハ時局產業方面ノ工場事業場並ニ商業報國會其ノ他關係機關ノ協力ノ下ニ國民職業指導所ヲシテ實施ニ當ラシムルコト

(四) 轉業者ノ收入ハ從前ノ收入ニ激減ヲ與ヘザル如ク特別ノ考慮ヲ拂フコト

(五) 轉業者ノ家族ニ對シテモ其ノ就職授產等ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト

十、整理統合ノ實施ニ當リテハ同業者ノ共助精神ニ基ク自治的共助方法ヲ勸奬實施セシムルコト

(一) 成ルベク既存ノ組合等ヲ利用スルコト

(二) 同一業種內ノ共助組織ノ整備並ニ共助資金ノ設定ヲ爲サシムルコト

(三) 共助資金ノ造成ニ當リテハ共助施設ノ單位ヲ可及的大ナラシムル等ノ方法ニ依リ負擔ノ公平ヲ期スルコト

(四) 共助資金ハ轉業者ノ新職場ニ於テ生活ヲ確保シ得ル迄ノ生活費ノ補給、事業整理資金、轉業資金等ニ活用セシムルコト

(五) 共助資金交付ノ標準ハ生產又ハ取扱數量ノ外形ノミニ依ラズ轉業者ノ個々ノ事情ヲモ斟酌シ之ガ適正公平ヲ期セシムルコト

十一、企業ノ整理統合ニ依リ轉業スル者ノ店舗其ノ他ノ營業用設備、手持商品等ノ處理ニ付テハ業者又ハ業者團體等ニ於テ買取リ又ハ利用處分ノ斡旋ヲ爲スト共ニ其ノ營業上ノ債權債務ニ付テモ之ガ處理ニ協力セシムルコト此ノ場合ニ於テ可及的ニ國民更生金庫ヲ活用スルコト

(一) 店舗及倉庫ニシテ殘存業者又ハ業者團體ニ於テ利用シ得ルモノハ此等ノモノニ於テ買取リ又ハ借入ルルコトトシ利用困難ナルモノニ付テハ其ノ適當ナル處分又ハ利用ノ斡旋ヲ爲スコト

(二) 手持商品ニ付テハ成ルベク殘存業者又ハ業者團體ニ於テ買取リ又ハ其ノ適當ナル處分ノ斡旋ヲ爲スコト

(三) 營業用設備及什器備品ニ付テハ殘存業者又ハ業者團體ニ於テ利用シ得ルモノハ之ヲ買取リ利用困難ナルモノニ付テハ適當ナル處分ノ斡旋ヲ爲ス

コト

(四) 營業上ノ債權及債務ニ付テハ成ルベク業者團體等ニ於テ之ヲ肩替シテ處理スルコト

(五) 前各項ノ規定ニ依リ店舗倉庫手持商品、營業用設備、什器備品營業上ノ債權債務ノ處理ヲ爲スニ當リテハ國民更生金庫ノ活用ヲ圖ルコト

十二、職業轉換ヲ爲シタル者ガ從前ノ企業ニ復歸ヲ希望スル場合ニ於テ其ノ企業ノ新規開業ヲ認メ得ル事情ニ在ル時ハ之ガ許可ニ付優先的ニ考慮スルコト

二、(イ) 企業整備令

(昭和十七年五月十三日 勅令第五百三號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十六條ノ二ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備又ハ權利(水ノ使用ニ關スル權利ヲ除ク以下同ジ)ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關スル命令及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ合併若ハ解散ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ヲ整備シ又ハ之ガ爲事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ利用ヲ有効ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産(加工ヲ含ム以下同ジ)修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ屬スル設備又ハ權利ニ付一般的ニ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ設備又ハ權利ハ主務大臣之ヲ指定ス

第四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般的ニ當該事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡、廢止又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル事業ヲ營ム法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第五條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入若ハ保管ノ業ヲ營ム者(以下事業主ト稱ス)又ハ主務大臣ノ指定スル人ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ事業主若ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ當該設備若ハ權利ノ讓受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ讓渡又ハ貸借ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣ハ讓渡又ハ貸借ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第七條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ企業ヲ整備シ又ハ當該設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付協議スルコトヲ得

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ當時者又ハ擔保權者ハ當該事項ニ付主務大臣ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得

第八條 前條ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 讓渡ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ讓渡價格ヲ支拂フベキ者ハ其ノ讓渡價格ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ讓渡又ハ貸渡ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第六條ノ協議又ハ決定前ト雖モ當該設備ヲ占有スル者ニ對シ必要ナル事項ヲ指定シテ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ニ當該設備ヲ使用セシムベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ヲシテ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ供託シタルモノノ處理ニ付テハ第六條ノ協議又ハ決定ニ於テ必要ナル定ヲ爲スベシ

第十一條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ株式會社、株式合資會社又ハ有限會社ニ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ出資ノ相手方